

六 村 政

I 村 定

二三四 流出物留賃支払一札

○川辺町所蔵
(上米田支所)

積留賃ニテ、請取度由申參候処、先前御役所ニテ相定り申候留賃相払、請取被成候様申被遣候処、左様ニテハ得請取不申候由又々申来候、勿論右村間屋衆中より御挨拶湊メリ、右之趣ニテハ不宜調旨御座候間、御役所沙汰ニ及申候、此上金錢我々共ヘ相懸り申候共、少も故障無御座候、何卒先前相済候定式之通、御願被成可被下候、從先前之格式相替り、親類之法式被仰付候共、連判差出申跡ハ少も故障無御座候、為後日一札仍て如件

明和二年酉十一月

圓 助印 茂 八印

与 藏印

早 助印 武 兵 衛印

傳助後家

彦右衛門印 半 四 郎印

甚 平印

岡 平印 源 七印

甚 四 郎印

新三後家

忠兵衛印

新 武 助印 弥 平印

太兵衛印

兵 忠治郎印 久 彦 助 三 郎印

直 八印

善右衛門印 八助印 久 藏 印

孫右衛門印

忠七郎印

和 平印

忠七郎印

和 平印

一札

(解説) 明和二年(一七六五)の留賃の定法一札である。所定の賃銀の額をめぐつてのもので、村民が規定通りの支払いを求め、さらに今後の連帶責任を、村役人あて連名で提出した一札である。なお、上米田のいづれかの村方文書である。

一下麻生村新右衛門仕出し薪、当十月廿二日夜出水ニて流出、当村ニ少々留揚申候間、右新右衛門より大概

兵治郎印

半十郎印

(解説)

明和二年（一七六五）の下川辺村の村定文書で

平治郎印

伊兵衛印

ある。村民の飲酒、華美の振る舞いを戒めたもので、五人

喜十郎印

長助印

組頭の責任において取り決めたものである。

玄三郎印

長八印

村方困窮ニ付願出候故相定候事

金藏印

孫七郎印

一当村之内博奕ハ勿論、其外賭之諸勝負宝引等迄も、

勘六後家

伊助印

一切仕間敷候、当村之者他え罷出諸勝負仕候共、見

与市印

傳三郎印

付次第庄屋年寄へ申出、其上御役所え申上、御吟味

牧庄甚

伊助印

を受可申候事

金十郎印

半十郎印

一酒之儀猥ニ付、殊之外費之儀願出候間、拾ヶ年之内

勘六郎印

吉印

小売酒相止候事

勘六郎印

平定印

一正月之儀式門礼節会振舞堅相止候御事

勘六郎印

平助印

右之条々五人組切ニテ、別て致吟味堅相守可申候以上

勘六郎印

伊助印

明和二年酉十二月

勘六郎印

伊助印

五人組頭

勘六郎印

伊助印

一酒之儀猥ニ付、殊之外費之儀願出候間、拾ヶ年之内

勘六郎印

伊助印

小売酒相止候事

勘六郎印

伊助印

一正月之儀式門礼節会振舞堅相止候御事

勘六郎印

伊助印

右之条々五人組切ニテ、別て致吟味堅相守可申候以上

勘六郎印

伊助印

明和二年酉十二月

勘六郎印

伊助印

五人組頭

勘六郎印

伊助印

一酒之儀猥ニ付、殊之外費之儀願出候間、拾ヶ年之内

勘六郎印

伊助印

小売酒相止候事

勘六郎印

伊助印

一正月之儀式門礼節会振舞堅相止候御事

勘六郎印

伊助印

右之条々五人組切ニテ、別て致吟味堅相守可申候以上

勘六郎印

伊助印

明和二年酉十二月

勘六郎印

伊助印

五人組頭

勘六郎印

伊助印

一酒之儀猥ニ付、殊之外費之儀願出候間、拾ヶ年之内

勘六郎印

伊助印

小売酒相止候事

勘六郎印

伊助印

一正月之儀式門礼節会振舞堅相止候御事

勘六郎印

伊助印

右之条々五人組切ニテ、別て致吟味堅相守可申候以上

勘六郎印

伊助印

明和二年酉十二月

勘六郎印

伊助印

五人組頭

勘六郎印

伊助印

一酒之儀猥ニ付、殊之外費之儀願出候間、拾ヶ年之内

勘六郎印

伊助印

小売酒相止候事

○町内下川辺

一三五 村方困窮相定條項

木下喜作氏所蔵

六村政
 与平惣源清新長長与善甚弥市次平庄与忠善右衛門印
 右衛三四四三四与次右衛門印兵三助印八印八印八印
 吉郎郎郎郎郎作郎衛郎藏郎助印八印八印八印
 門印印印印印印印印印印印印印印印印印印印印
 惣長市助淺新權德清權庄藤新平久長兵甚善民
 右衛左衛右衛兵兵右衛兵三兵三右衛門印
 助助門門衛門印七衛吉門藏郎助衛郎藏部
 門印印印印印印印印印印印印印印印印印印印
 長二佐權彥弥半又權六傳九孫林半庄孫庄久清
 二郎五三右衛三兵右衛藏郎右衛門印
 郎吉平郎八門印市印衛門印藏郎右衛門印
 門印印印印印印印印印印印印印印印印印印
 年寄中
 圓佐半藤五林吉助與圓久小新利兵
 庄屋次右衛門印兵左衛門印兵右衛門印
 六印印印印印印印印印印印印印印印印印印
 太佐庄四庄喜勘金源金庄安角半
 兵平郎兵三作衛郎六郎六郎六郎助印
 衛印印印印印印印印印印印印印印印印印
 傅太九六太
 次兵兵
 吉衛衛衛印印印印印印印印印印印印印印

二三六 博奕取締一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

又博奕之儀ニ付、喧嘩口論仕候共、御役人中え御苦
労かけ申間敷候、為其連判証文差出シ申候如件
明和五年子四月

(解説) 明和五年(一七六八)の下川辺村の一札である。他村の者の博奕や、場所の提供を互いに厳しく戒めたもので、全戸主の連名印で、村役人あてに証文を提出している。

一札

一 博奕之儀段々相互ニ吟味仕候得共、心得違之族有之宿等仕、尚又其場ニ寄合申候者共、不埒至極ニ奉存候、乍去是迄有之儀、委敷御吟味被成候ては、難儀之族有之候間、是迄之義は、何分共御用捨被成下候様奉願上候、此以後心得違ニテ宿等致候か、何方ニても博奕等仕候ハハ、相互ニ用捨なく差込仕、御役所表迄御願申共、又は宿仕候者ハ見付次第、寄合其居宅を打こわし候共、博奕之儀ニ付何様ニ及候共、御役人中は勿論村方中え、相互ニ申分無御座候、尚

多郎	清吉	市助	長兵	平八	与次	藤作	新藏	藤七	久忠	利兵	久忠	清兵衛
八印	吉印	助印	衛印	八印	右衛門印	作印	藏印	七印	八郎	衛印	八郎	衛印
林左衛門印	九郎右衛門印	善右衛門印	半右衛門印	六右衛門印	平右衛門印	半三郎印	三郎印	三郎印	三郎印	三郎印	三郎印	三郎印
半助	弥三郎	傳惣郎	傳惣郎	甚清郎	甚清郎	忠治郎	利兵衛	庄右衛門	庄右衛門	兵衛	兵衛	兵衛

惣新	浅右衛門印	太兵衛印	権三郎印	平三郎印	善兵衛印	久助印	四郎兵衛印	林吉印	佐次右衛門印	庄傳郎印	又藏郎印	角次郎印	小助印	彦多次兵衛印	六兵衛印	長次郎印	助左衛門印	徳兵衛印	庄七郎印	源吉印	与平吉印	左次郎印	平吉印	次左衛門印	左平吉印	次左衛門印	左平吉印	佐藤五平印
惣新	浅右衛門印	太兵衛印	権三郎印	平三郎印	善兵衛印	久助印	四郎兵衛印	林吉印	佐次右衛門印	庄傳郎印	又藏郎印	角次郎印	小助印	彦多次兵衛印	六兵衛印	長次郎印	助左衛門印	徳兵衛印	庄七郎印	源吉印	与平吉印	左次郎印	平吉印	次左衛門印	左平吉印	次左衛門印	左平吉印	佐藤五平印
惣新	浅右衛門印	太兵衛印	権三郎印	平三郎印	善兵衛印	久助印	四郎兵衛印	林吉印	佐次右衛門印	庄傳郎印	又藏郎印	角次郎印	小助印	彦多次兵衛印	六兵衛印	長次郎印	助左衛門印	徳兵衛印	庄七郎印	源吉印	与平吉印	左次郎印	平吉印	次左衛門印	左平吉印	次左衛門印	左平吉印	佐藤五平印
惣新	浅右衛門印	太兵衛印	権三郎印	平三郎印	善兵衛印	久助印	四郎兵衛印	林吉印	佐次右衛門印	庄傳郎印	又藏郎印	角次郎印	小助印	彦多次兵衛印	六兵衛印	長次郎印	助左衛門印	徳兵衛印	庄七郎印	源吉印	与平吉印	左次郎印	平吉印	次左衛門印	左平吉印	次左衛門印	左平吉印	佐藤五平印
惣新	浅右衛門印	太兵衛印	権三郎印	平三郎印	善兵衛印	久助印	四郎兵衛印	林吉印	佐次右衛門印	庄傳郎印	又藏郎印	角次郎印	小助印	彦多次兵衛印	六兵衛印	長次郎印	助左衛門印	徳兵衛印	庄七郎印	源吉印	与平吉印	左次郎印	平吉印	次左衛門印	左平吉印	次左衛門印	左平吉印	佐藤五平印

二三七 村定書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説)

寛政七年（一七九五）の下川辺村定書である。

過去の村定めを、さらに一〇か年延長したもので、年貢上納を第一とし、生活が華美にならないよう、箇条書きで戒めたものである。

村定

一百姓第一根元ハ、御年貢惣取入済候上諸事差置、御米抜差急キ郷蔵へ相納可申、其外上納もの並ニ諸夫錢ハ、御年貢ニ付候儀、庄屋所へ持参可有筈、請作ハ地元より誰何程と書付認、庄屋所差出し、米分ケハ霜月晦日迄、皆済ハ極月十日ニ限り、急度勘定相立可申事、尤訛有之格別難済之族ハ、五人組限り世

話を以、諸訳相立可申事

一 村方連々困窮ニ付諸失脚費等ヲ省キ、奢等無之以致度、尤前ニも拾ケ年限り定メ候得共、年明キニ相成、

今般庄屋所免割之席ニおいて、五人組頭村作り之相談ニ付、(簡)間略拾ケ年之儀、当卯年より来ル子迄相慎ミ可申定メ、左之通

一 婚礼並□後物参り、其外諸祝儀事等ニ音物樽酒ハ勿論、聊之品ニても諸給も遣り届不致、並ニ諸事いわい事等ニも重之内ハ勿論、聊之配り物不致極ニ御座候、然共貧家の方へ仕来り之心添、諸事情等ハ可成丈ヶ致度事ニ御座候、

一 いわい日呼人ハ相止居候へ共、都て酒取扱ハ一切不致筈、村禁酒と申様成儀と相定メ申候、尤不幸之野酒壹升ニ可限事

一 薪稼ニ山祭り聊も不致、並ニ馬之灸治壹疋控入神酒料と致し、其外いわい一切相止、尤極月ハ壹疋ニ付豆腐壹丁、いわい若メ炎元ヘ、しゆせん宿頼ミハ断可申事、諸事しゆせん等一切相止可申事

一 不叶儀ニて呼人有之とも、手作之品一汁一菜ニ可限事、仏事等も右同断、壹軒より壹人宛ニ可限事、酒

之儀ハ前段ニ相止居申事ニ御座候

一 女中年礼見舞相互ニ相止メ、ことなり五・六軒ハ見舞も可申歟

一 ぞうり・わらじ手造りニて買不申、たばこきざみハ不可用、諸事何ニても費之品ハ買不申、家別ニ村法相慎ミ可申ハ、第一御年貢上納之差支ニ不相成、困窮を相凌キ可申、然ハ御百姓相続ニ相成、能々相互ニ心添へ可申極ニ御座候

右ハ拾ケ年之内、急度間略之(簡)ケ条相慎ニ可申極ニ付、村中連印を以村役所々差出申処如件

寛政七年卯十一月八日

次 郎 作	印	次 郎 小 三 郎	印	孫 左 衛 門	印
次 郎 兵 衛	印	七 郎 兵 衛	印	傳 右 衛 門	印
傳 九 郎	印	九 郎 藏	印	八	印
織 右 衛 門	印	庄 次 郎	印	市 介	印
織 助	印	源 兵 衛	印	与 次 右 衛 門	印
善 藏	印	伊 三 右 衛 門	印	金 左 衛 門	印
次 郎 右 衛 門	印	長 四 郎	印	清 吉	印
甚 右 衛 門	印	伊 助	印		
八	印	忠 次 郎	印		

次左衛門印	善兵印	藤右衛門印	藤右衛門印	藤右衛門印	藤右衛門印	藤右衛門印	藤右衛門印	嘉右衛門印	九郎右衛門印	孫右衛門印	善右衛門印	忠兵印	新忠兵印	長忠兵印	弥右衛門印								
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	
圓右衛門印	与右衛門印	長次郎印	喜兵印	六兵印	佐兵印	藤平郎印																	
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	
權三郎印	庄兵印	九兵印	林兵印	喜兵印	金兵印	喜兵印	平治印	吉治印															
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	
半平郎印	三郎印	四郎印																					
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	
權平郎印	右衛門印																						
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	
權平郎印	左衛門印	右衛門印																					
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	
權平郎印	市右衛門印	利右衛門印																					
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	
權平郎印	林左衛門印	右衛門印																					
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	
權平郎印	太兵衛印	兵衛印																					
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	
權平郎印	新兵衛印	兵衛印																					
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	
權平郎印	小助印	助印	助印																				
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	
權平郎印	忠右衛門印	右衛門印																					
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	
權平郎印	佐平次印	平次印	平次印																				
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	
權平郎印	庄屋衆中年寄印	年寄衆中庄屋印	庄屋衆中年寄印	年寄衆中庄屋印	庄屋衆中年寄印																		
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	

(解説) 寛政一〇年(一七九八)の中川辺村組分判帳である。従来普請や祝事の場合、組全体で行っていたものを、経費節減から幾つかに分けたもので、三か年の期限付きとなつてゐる。しかし差障りがなければ、以後も継続することを、組総員で決めた判帳である。

二三八 組分總判帳

○川辺町所蔵
(西村家文書)

(表紙)

通文一三

組分惣判帳

午二月

一私共今度僕約仕、御百姓相続之ため両三年之間、普請祝儀事並新発子等組分仕候等ニ、惣方和談之上相究申候、其外之義ハ万端是迄之通相替義無御座候、尤愈宜敷義ニテ末々迄も分居候共、隨分陸間敷可仕候、勿論墓所之義ハ入ましり居候事故、別て不勝致合、争論ケ間敷義申間敷候、其外此義ニ付巨障之義毛頭無御座候、為後日組中判形仍て如件

儀	長	惣	多	喜	作	半
兵	兵	治			兵	十
衛	衛	郎	助	六	衛	郎
印	印	印	印	印	印	印
太	次	甚	傳	八	与	佐
次	兵		兵	百	兵	次
兵	衛	助	衛	右	衛	介
衛	印	印	印	衛	印	印
四	甚	喜	清	文	彥	平
郎	三	三				
助	郎	郎	郎	六	六	郎
印	印	印	印	印	印	印

庄屋
組頭
衆中

入用等相掛り候共、其當人より相立可申候、若又埋
木捨木ニテ入用相掛り候ハハ、其場居合候ものは割
賦仕、急度相立可申候、為後日御請印形仍て如件

寛政十一年未ノ十一月

二三九 御用木総判帳

○川辺町所蔵
(西村家文書)

(解説) 寛政二年(一七九九)の御用木に関する中川
辺村判帳である。川下げる木材が、不時の出水で流木となつ
た場合は、昼夜の別なく総出で係留することを定めた村民
総判帳である。

(表紙)
寛政拾壹年
〔 飛州御用木惣判帳
未ノ十一月 〕

一今般飛州並尾州御用木御川下ケニ付、若シ不時出水
等ニテ流木仕候ハハ、昼夜ニ不限惣方罷出隨分出情
仕、留來仕大切ニ取扱可申候、万一心得違之族有之

長清	茂兵	喜三郎	太郎兵衛	甚喜	太郎兵衛	孫五郎	吉市郎	助七郎	吉衛印	惣兵	新郎	孫三郎	藏印	市郎	助六郎	喜作	兵衛	十郎	八百右衛門
九郎	兵衛	三郎	衛印	三郎	衛印	五郎	印	七郎	印	兵衛	印	五郎	印	藏印	印	六郎	兵衛	六郎	太郎右衛門
七印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印
茂左衛門	安兵	太次兵	佐治	忠平	佐治	佐治	忠平	佐治	佐治	忠平	佐治	忠平	佐治	忠平	佐治	忠平	佐治	忠平	新右衛門
太次右衛門	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印	藏印
長九兵	嘉兵	弥右衛門	忠兵	清十郎	忠兵	清十郎	嘉兵	弥右衛門	忠兵	清十郎	忠兵	清十郎	嘉兵	弥右衛門	忠兵	清十郎	忠兵	清十郎	忠兵
藏印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印	衛印

忠	梅	与	幾	莊	又	善	小	權	佐	長	久	喜	兵	兵
太	太	三	兵	三	四	四	右	十	五	右	衛	七	助	衛
助印	夫印	兵印	助印	治印	郎印	郎印	衛門印	郎印	右衛門印	衛門印	印	印	助印	衛印
權	喜	傳	助	傳	奧	彥	伴	忠	利	久	佐	治	七	忠
四				左	右	右	忠	伊	兵	久	治	兵	兵	右衛門印
郎印	助印	六印	藏印	衛門印	門印	衛門印	治	右衛門印	衛印	佐	兵	衛印	衛印	助印
武	唯	安	平	角	藤	甚	重	孫	捨	平	源	初	勘	彦
兵		右	右	右			佐	左衛	林	四	郎	右衛門印	右衛門印	右衛門印
衛印	助印	門印	作印	門印	七印	七印	兵	衛門印	右衛門印	郎	助印	藏印	藏印	藏印

文	喜	弁
左	藏	印
衛	印	七
門	印	印
又	吉	印
長	助	印
長	助	印
傳	吉	印
沢	印	印
右	印	印
衛	印	印
四	印	印
郎	印	印
左	印	印
衛	印	印
門	印	印
治	印	印
又	印	印
勘	印	印
六	印	印
七	印	印

孫 孫
助印 六印

二四〇 博奕取締一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文政四年（一八二一）の下川辺村取締連印帳である。来村者の勝負事が再び行われているのを、厳しく取り締まつたもので、違反者は親戚・組の連帶責任としたものである。なお、村民すべての連印とした一札である。

(封書)

文政四辛巳年

博奕取締連印一札入

庄屋 官兵衛代

差出申一札之事

一 前々被仰渡候御法度御条目之趣、被仰付候通其度々

御読聞被成候て、銘々承知罷在候儀ニ御座候得共、中ニは心得違之族も御座候様子ニて、近頃は博奕等御座候風聞ニ付、猶又今般嚴敷御吟味之旨御申聞之段、委細承知仕候、依之隣家組合相互ニ申合、情々急度吟味可致候、若又其上ニも心得違之族御座候て、万一不埒之筋出来候ハハ、各方え相届ケ可申候、夫より御支配様え御届ケ可被成候て、御吟味ニ相成、御仕置迄之諸入用ハ当人は申不及、親類組合両隣迄急度弁金可致候、尤組親類両隣たりとも、右不埒之筋見付相届ケ候者は、其諸入用ハ相除可被成候旨、村内一同承知之事ニ候

一 先達て取締ニ相立候田畠山林野荒之儀、是亦追々猥之様子ニ付、今般猶亦御申聞御座候段承知仕候て、相互ニ吟味可致候、万一心得違之族御座候て、見付候ハハ、其段村役人中え相届可申候、其節村内より為慶美錢五拾文御渡可被成候、尤當人之儀ハ御支配様え御届ケ、御吟味之上御仕置被仰付、何様之諸入用相掛り候とも、当人は申不及親類五人組合両隣迄、夫々割合を以急度出金可致候、尤見付候者ハ前条之通、相除可申候儀ニ御座候事

右之通村内一同申合候上、少も相違致間敷候、依之村
方一統連印一札指出申所如件

文政四巳年正月

治 郎 作 印	治 郎 作 印	次郎兵衛印	次郎兵衛印	小兵衛印	小兵衛印	小兵衛印	小兵衛印
伊甚 兵善織織	伊甚 兵善織織	七郎兵衛印	七郎兵衛印	孫左衛門印	孫左衛門印	伊三右衛門印	伊三右衛門印
半右衛門印	半右衛門印	郎印助印郎印	郎印助印郎印	藏印部印	藏印部印	郎印助印	郎印助印
嘉右衛門印	嘉右衛門印	甚次郎印	四郎印	郎印藏印	郎印藏印	郎印八印	郎印八印
茂林左衛門印	茂林左衛門印	甚三郎印	四郎印	清源庄次郎印	清源庄次郎印	兵衛印	兵衛印
吉印	吉印	九郎右衛門印	九郎右衛門印	源次郎印	源次郎印	長四郎印	久七郎印
		助印	助印	郎印	郎印	郎印	郎印
惣半新仁龍勇	惣半新仁龍勇	惣久郎印	與八郎印	近右衛門印	近右衛門印	市平源右衛門印	平長源右衛門印
右衛門印	右衛門印	三郎印	吉郎印	右衛門印	右衛門印	門印	門印
助印	助印	助印	助印	郎印	郎印	八印	八印

忠兵衛印	忠兵衛印	茂兵衛印	平右衛門印	藤右衛門印	藤右衛門印	平三郎印	平三郎印
平右衛門印	平右衛門印	平右衛門印	常右衛門印	常右衛門印	常右衛門印	久郎印	久郎印
源次郎印	源次郎印	佐治兵衛印	藤左衛門印	佐治兵衛印	佐治兵衛印	佐治兵衛印	佐治兵衛印
喜七郎印	喜七郎印	半兵衛印	半兵衛門印	半兵衛門印	半兵衛門印	七郎印	七郎印
源長吉郎印	源長吉郎印	佐治兵衛印	佐治兵衛印	佐治兵衛印	佐治兵衛印	五郎印	五郎印
長吉郎印	長吉郎印	平治印	平治印	平治印	平治印	平治印	平治印
長吉郎印	長吉郎印	利右衛門印	利右衛門印	利右衛門印	利右衛門印	利右衛門印	利右衛門印
佐佐佐佐	佐佐佐佐	幸右衛門印	幸右衛門印	幸右衛門印	幸右衛門印	九郎印	九郎印
佐佐佐佐	佐佐佐佐	市右衛門印	市右衛門印	市右衛門印	市右衛門印	市右衛門印	市右衛門印
佐佐佐佐	佐佐佐佐	庄右衛門印	庄右衛門印	庄右衛門印	庄右衛門印	五郎印	五郎印

百姓代
傳右衛門
殿

年寄
兵左衛門
殿

庄屋
官兵衛殿

多金龜和金	多金龜和金	林庄清右衛門印	仁三郎印	助兵衛印
十三郎印	十三郎印	吉郎印	郎印	衛印
作印	作印	吉郎印	吉郎印	衛印
		六印	六印	

二四一 村方取締連印帳

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 天保三年（一八三二）の取締連印帳である。近年村民に逸脱する向きもあり、そのため、今回改めて取り決めを箇条書きとして指示したものである。内容は節約を基としたもので、村民の連名形式となっている。

門殿・柄井村庄屋佐吉殿御内々被召出、石神村当入組之分ハ格別、以来村方惣方取締心得違無之様ニ談事合、調ヘ方之吟味御内命被仰聞候ニ付、右御兩人より村役人、並小前共え御内命御利解之趣為申聞、一統恐入奉畏取締規定いたし候趣、逸々左ニ書印候事

一 御年貢米金納方取立方之儀、御米御糲共拵方之義、精々撰立俵拵共入念可申候、勿論皆済納所ハ十二月廿日限り、同月廿五日諸役金皆済可仕候、若又無拠訳ニテ少しなり共不足仕候ハハ、其五人組諸親類より致世話、上納為致候様ニ取斗可申候事

附り、役金不足仕候もの有之ハ、相応之利足相添急度上納可仕候事

壬天保三年 石神村
村方取締連印帳
辰三月吉日 庄屋 源太郎
年寄 七右衛門

村方取締規定之事

一 当村之義、村役人並小前共行違ニ付、近年度々彼是入組、下川邊御役所様えも粗相聞、右ニ付御支配様より格別之御慈悲以御勘弁を、上川邊村庄屋弥右衛

一 納所之節は勿論、御藏於近所ニ貯蓄一切呑不可、猶又夜番之もの共、火用心第一ニ心掛可被申候事
一 宗門人別印形下判之節は、庄屋可触出シ候ハハ、役場え可罷出候、生子三年相成候ハハ、早春之内ニ庄屋所え可訴出候、人別増減之義も右同断可為事
一 御年貢諸役金都て臨時入用割合之節は、庄屋年寄百姓代夫々立会之もの相招、相談之上可仕候事

一御高差引相触候ハハ、早速可罷出候事

一 村役人会合之節、酒肴等一切取扱不申候、何事よらず
す精々宥略仕、御百姓出精可致候事

一 氏神祭礼當本之義、組內四組二相訛分
ケ、年番二相勤可申筈、尤別紙當本帳相調置申候事

一 村方三役人之外立会之義ハ、西組ニテ壱人、東組壱人、城組壱人夫々見立□□、其氣ニ当り候ものを相談之上立合、取極可申候事

一 遊日之義夏向雨乞御立願、鎌留之日は格別、其外庄屋触出し休日之日限ニハ、商ひ荷物持運、其外勝手之仕事も相止メ、御触之趣急度相慎可申候事
附り、揚荷等参り候節ハ、役場え相達人足之差図

を請、揚させ可申候

一 御年貢諸役金請勘定之儀は、毎年壱ヶ年限りニ仕立、
村役人より小前一同え、篤と申聞せ候事

一 御法等博奕之儀一切相慎可申候、若心得違ニテ仕候
もの有之ハ、其五人組並隣家より急度吟味可仕候、
宿も仕間敷候、右ニ付万々一不時之儀出来候時は、
入用之義ハ其宿七分当人三分掛りニテ、村方えハ少
しも損掛申間敷候事

附り、休日等も右同断ニ相心得可申候事

一小前より村役人ニ願筋之儀有之候節ハ、其五人組相
頼百姓代え願出、百姓代より庄屋所え願出可申候、
村方一同之義は、五人組頭中相談之上、右ニ准シ可
申事

附り、休日等も右同断ニ相心得可申候事

一何事よらず庄屋より触出し候節ハ、早速可罷出候事
右之通り村役人、並小前一統相談之上取極候故ハ、逸々
箇条之趣相互ニ急度相慎、訴訟は勿論何事不寄、御上
様え御苦勞もかけ間敷様ニ取斗り、親類隣家ハ不申及
村中一統相互ニ睦間敷、御百姓相続□御年貢諸役金触
出し候日限通、皆済仕候事肝要也、依之一統連印仕、
庄屋所ニ預り置申候仍て如件

壬天保二年辰三月

吉	亀	宮	弥	庄	長	甚	右	衛	門	印
五	次			兵	三					
郎	郎	吉	助	衛	郎					
(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)					
久	茂	小	直	佐	嘉	右	衛	門	喜	
			十							
七	八	郎	藏	藏	七	助	助	助	助	印
(印)										
長	助	新	萬	外	平	庄				
	右			之						
衛										
助	門	助	助	助	藏	助				
(印)										

(解説) 弘化二年(一八四五)の下川辺役所引き戻しの願書である。笠松役所へ統合となつたため不便となり、そのため、村民一同で取り決めを行い、村役人あてに提出した願書である。

又 藏印
新 七印
徳右衛門印
孫右衛門印
増 吉印
善 惣右衛門印
治 助印
儀兵衛印
与三右衛門印
久兵衛印
喜代松印
平卯助印
助印

年寄右衛門印
同断德太郎印
同断德十郎印
貞助印
吉印

右之通り私共立入相極申所相違無御座候、依之致奥印候以上

上川邊村庄屋
柳井庄村屋
佐 弥右衛門印
吉印

一去ル天保十亥年笠松附御支配被仰付候てより、往返入用其外臨時入用等不少、右ニ付追々村方及困窮、右ニては自然と退転いたし候より外無之、歎ヶ敷儀ニ御座候間、何卒先規之通御引戻シ相成候様致度、依之御出府之上其御筋え、御内願被成下候様頼入申処相違無御座候、然ル上ハ右一件ニ付諸入用之儀は勿論、江戸表如何様相済候共、右御頼申候上は村方ニおいて高割ニ仕、聊異乱仕間敷候、為後日村方連印頼一札差出申処依て如件

弘化式年巳三月

次郎作印 治郎兵衛印 小三郎印
七郎兵衛印 孫左衛門印 織之助印
奥織部印 善藏印 貢貢印
助印 源右衛門印 長作印

○町内下川辺

二四二 陣屋引戻連印一札

喜金林
吉印
正作印
賢吾印
源寺印
李左衛門印
六印

同庄藤屋六印
同喜右衛門殿
年寄左衛門殿
百姓代与次右衛門殿
同傅右衛門殿
弥助殿

二四三 取締連印請証文

○町内上川辺

上川辺区所蔵

九	源	伊三	忠	源	伊	平	喜	傳	近	平	喜	傳
多	兵	右衛門印	次	兵	右衛門印	右衛門印	次	左衛門印	右衛門印	右衛門印	助	左衛門印
郎	半	宇右衛門印	郎	助	勇右衛門印	茂	兵	助	嘉右衛門印	茂	助	助
八印	兵	右衛門印	七印	助印	右衛門印	兵	衛印	印	右衛門印	兵	印	印
九	又	佐	藤	助	仁	新	浅	利	清	孫	伊	近
兵	右	右	右衛門印	左	三	右衛門印	右衛門印	右衛門印	四	孫	平	右衛門印
兵	衛	衛	藏印	衛	郎	郎	郎	郎	郎	伊	助	助
久	佐	長	河	幸	庄	平	多	久	兵	平	助	傳
兵	五	次	次	右	庄	三	惣	右	兵	右	吉	左衛門
藏印	平印	郎印	内印	衛門印	次郎印	郎印	三郎印	衛門印	郎印	衛門印	印	門殿

(解説) 弘化四年(一八四七)の取締請証文である。近年不都合事などが行われ、このため役所より厳重な通達がなされた。これによつて村民一同が請証文の形式で、村役人に提出したものである。

村方取締連印請証之事

御支配所村々之内ニも、不取締筋有之様子風聞ニ付、
 急度取締可致様、御役所より御用会所え被仰渡、依之
 御用会所より村役人え被申聞候間、前々より被仰渡有
 之候賭之諸勝負は不及申ニ、諸事不都合心得違之筋等、
 決て無之様嚴重被申渡有之間、依之村内之儀は五人組
 限り、急度相慎取締可申様、村役人衆え被申渡、此段
 一同承知奉畏候、右之趣組合限り以来取締可仕候、依
 之御請一札連印差出申所仍て如件

上川邊村五人組
弘化四年未八月

由	兵	衛	印	豐	吉	印	彦	三	郎	印	和	七	印	勇	助	印	
增	藏	印	孫	兵	衛	印	重	左	衛	門	印	權	右	衛	門	印	
宇	兵	衛	印	兵	衛	印	五	郎	印	治	九	印	治	郎	九	印	
八	兵	衛	印	繁	弥	八	五	郎	印	平	平	印	傳	右	衛	門	印
新	七	印	虎	之	助	印	七	郎	印	和	和	印	和	郎	九	印	
勇	右	衛	門	印	茂	左	衛	門	印	平	三	郎	印	幸	三	郎	印
丈	助	印	茂	三	郎	印	治	八	印	三	郎	印	林	吉	八	印	
長	右	衛	門	印	源	四	郎	印	七	郎	印	忠	藏	印	元	助	印
鍋	忠	助	印	源	四	郎	印	治	八	印	平	平	印	源	藏	印	
久	治	郎	印	右	衛	門	印	清	右	衛	又	六	印	治	熊	藏	印
村	兵	衛	印	衛	門	印	右	衛	門	半	右	衛	門	平	治	平	印
政				門	印	門	印	門	印	郎	郎	門	門	郎	郎	郎	印

同断	組頭	弥	藏	藏	藏	市右衛門	七右衛門	七右衛門	七右衛門	七右衛門	七右衛門	和	和	和	和	和
清	治郎	兵衛	印	藏	印	留右衛門	市右衛門	市右衛門	市右衛門	市右衛門	市右衛門	平	平	平	平	平
同断	組頭	清	治郎	兵衛	印	同断	同断	同断	同断	同断	同断	源	源	源	源	源
村役人衆中	同断	組頭	定	右衛門	印	友治郎	友治郎	友治郎	友治郎	友治郎	友治郎	忠	忠	忠	忠	忠
	小	左衛門	印	右衛門	印	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	三郎	平	平	平	平	平
	右衛門	印	金	三	郎	助	助	助	助	助	助	又	又	又	又	又
	印	郎	三	郎	印	作	作	作	作	作	作	兵	兵	兵	兵	兵
			郎	印		衛	衛	衛	衛	衛	衛	藏	藏	藏	藏	藏
						門	門	門	門	門	門	印	印	印	印	印

二四四 御咎御免嘆願書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 嘉永元年(一八四八)の他村の嘆願書である。村定めに外れた行動、あるいは不似合の風俗をしたため、咎めを受けるのを、親戚・組合の者が、本人に今後は逸脱しないことを確約させ、役人に嘆願したものである。

差出申一札之事

一 今般拙者倅常吉儀、当八月中家出仕立帰り不申、依之此段村役人衆え相届申候処、御役所え御届相成則尋方被仰付、御日限中常吉儀帰村仕候故、猶又御届被下候処、御召出シ御吟味中手鎖村預ヶ被仰付、則相慎罷在候、然ル處是迄百姓ニ不似合風俗等いたし、就中度々他所え出長々罷在候段、組内並村役人衆え不沙汰仕申証無之、且近村ニて色々村方氣障り申触候段、風分相立御差當有之御尤之至り、是又一言之申証無御座、此儀御断申上候、且又今般之御咎一件、

嘉永元申年十一月廿二日

本人 常吉印
 親類 源右衛門印
 親類 源兵衛印
 同断 傳右衛門印
 組合 次郎兵衛印
 同断 善右衛門印
 五人組頭 小三郎印

前書之通相頼候ニ付、奥書印判いたし候以上

村方當番証人

八印

同 同 同 同 喜平 斷半 斷喜

助印

健断五郎 八印 吾印

(表紙)

嘉永五年

村中曖方連印帳
壬子三月 下飯田村

村中一統為心得ケ条差出シ申候事

一 御上様可敬事第一

一 村役人より万事任御差図ニ違配仕間鋪候、万一不都合ヶ間敷事、申出シ候者有之候節、不及沙汰ニ直様御上様御伺之上、如何様御取曖可被成候共、御恨申間鋪候

一 心得違ニテ徒党ケ間鋪候事、申出シ候者有之候は、

（解説） 嘉永五年（一八五二）の村中の連印帳である。
　　日常生活の心得など人道的な事項を記したもので、これを遵守すべく、村民一同の連印形式となつてゐる。

足御恨ニ存不申候

一 山林田畠境 糜（テキ）取ケ間鋪事致間敷候、若又心得違之者有之候節、村役人衆中頭百姓衆中立合之上、御自分ニテ如何様之御取斗イ被成候共、御不足御恨ニ存不申候

一 林山田畠讓引致候節、並之控主立合内（納）得之上可致候、又は上木壳払候節も右同断ニ可仕候

役人衆中

二四五 村中連印帳

○町内下飯田

下飯田区所蔵

一 林山柴草刈取候事、先年より村方一統相極メ之通可

相慎候、並心得違ニテ竹並竹之子・生木等取候者見
当リ候て、見捨ニ致置後々ニ相知れ候者、右同罪ニ
御取斗被成候共御恨ニ存不申候

一 普請堂築之儀、其主勝手ニ宣敷様可仕候、若シ心得
違ニテ、影ニテも彼是申候者有之候節は、村役人衆
中如何様之御取曖ニ被成候共、御不足御恨ニ存不申
候

一 只今之通村方難渋之者、村役人衆中・頭百姓衆中御
取廻シ被下候様御頼申上候

一 難渋之者普請之節、御互之事ニ候共、成丈手前之事
ニ致、早々見合なシニ罷出取持可致筈

一 他所より養子ニ参り候人有之候て、其者不行届候共
影ニテも彼是申間敷候、若シ心得違ニテ色々と申立
候者有之候は、村方ニテ御取曖被成候共、御恨ニ存
不申候

一手前控之地所之外、人之差障ニ相成候場所、一切成
草之木類も植不申候、並生垣高サ壹間より不延、枝
打節切取致候、若一心得違ニテ其俟ニ捨置候て、地
主指^(差)障ニ相成候ニ付ては、村役人衆中え頼、可然

様被成候共御恨不申候

一 婚礼不幸之節、取持呼れ参り候其席ニテ、万事不行
届儀ニ候共、彼是申者有之候は、村方之付合被成不
被下候共御恨ニ存不申候

一 村方役所ニ置不相分儀有之候節は、密ニ御尋可申候
筈、左様ニ御承知可被成候

右拾三ヶ条之趣、一々已後急度相慎ミ可申候、万一心
得違不筋之儀仕出シ候節は、前顕ヶ条書之通思召次第
可被成候ても、毛頭御恨申間敷候、為後証差出シ申候
依て如件

嘉永五年二月

金	語印	榮	助印	茂三郎印
貞	助印	伊兵衛印	治兵衛印	
弥	助印	其右衛門印	市右衛門印	
勘兵衛後家印	八印	孫七印	岩又次郎印	
柳	吉印	幸七印	岩吉印	
藤	銀三右衛門印	儀右衛門印	源兵衛印	
三条	郎印	郎印	郎印	
太郎印	太郎印	太郎印	太郎印	
白次郎印	白次郎印	白次郎印	白次郎印	
兼五郎印	兼五郎印	兼五郎印	兼五郎印	
ます印	ます印	ます印	ます印	

八右衛門印 和七印 おさわ印

儀七印 八三郎印 政三郎印

当村庄屋金語殿

同村組頭儀右衛門殿

後々村役人衆中

右ヶ条毎年春日待之節、於役席ニ申渡ス筈、如斯一々
為不忘家毎ニ木札可相渡者也

閉目印形は

市右衛門印

助印

銀三右衛門印

岩吉印

二四六 陣屋引戻一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

木下内記殿

(解説) 慶応三年(一八六七)の下川辺役所引き戻しの一札である。引き戻し運動のため江戸へ行くについて、旅費などの迷惑を掛けないという一札である。

御頼書付一札之事

一下川邊陣屋元成御引戻し一条ニ付、出府出願仕度処、
其筋柄御承引も有之、猶更其御筋え願達、向御行渡
被下度御頼申ニ、万々一調不調如何様被成候とも、
入用雜費は勿論後年ニ至り貴殿え、万事彼是申上間

敷候間、宜御取斗被成下候様一入御頼申、書付為後
日一札差上申置候処、相違無御座候以上

慶応三年卯年八月

下川邊村元郷宿

元割元会所半右衛門印

同村百姓喜右衛門印

同喜断小代三郎印

同年同傳喜断三郎印

庄同傳喜断三郎印

亀屋右衛門印

与次右衛門印

二四七 村中連印一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 年号不詳であるが、下川辺村の村中連印一札である。流木・林山・溜池の取り扱いについて、村中一同で申し合わせを行い、連印の上一札形式としたものである。

一札之事

一此度七宗山御材木御伐出ニ付、御役所より被仰渡候は、出水之節流木等有之候ハハ随分出情仕、無油断留木致候旨被仰渡候間、村中申合出情可仕候、尚又不埒之義無之様可被相心得候事

一大嶋兵庫様御林ニおいて、御林木は勿論柴草・落葉等ニ至も、伐採盜出申間敷候、心得違イ之者有之候ハハ、見付次第庄屋え可申出候、御役所へ御訴申上御下知ニ取斗候間、其旨可被相心得候、右御林之内ニ当村溜池有之候ヘハ度々入込、尚又普請等致候節大勢人足入込候間、隨分不埒之義無之様可仕候、其

右之趣村中申合急度相守可申候以上
ため村中印形差出候以上
丑三月

次郎	兵衛	印	次郎	兵衛	印	次郎	兵衛	印
七郎	兵衛	印	七郎	兵衛	印	七郎	兵衛	印
藤	長	兵	藤	長	兵	藤	長	兵
民	兵	藏	忠	兵	藏	忠	兵	藏
傳	九郎	衛印	傳	九郎	衛印	傳	九郎	衛印
九郎	兵	衛印	九郎	兵	衛印	九郎	兵	衛印
藏	藏	印	藏	藏	印	藏	藏	印
甚右衛門	甚右衛門	印	瀬野右衛門	瀬野右衛門	印	徳左衛門	徳左衛門	印
部印	部印		八印	八印		七郎右衛門	七郎右衛門	
甚右衛門印	瀬野右衛門印		七郎右衛門印	徳左衛門印				
助印	助印		清兵衛印	清兵衛印		平八郎	平八郎	
吉印	吉印		吉印	吉印		新与郎	新与郎	
与郎	与郎		与郎	与郎		久	久	
小三郎	小三郎		孫左衛門	孫左衛門				
郎印	郎印		郎印	郎印				

II 觸書

二四八 回文

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 弘化四年(一八四七)の四か村への回文である。
大嶋氏所領の御林山の、取締役に就いたときの各村庄屋への周知状である。

〔封書〕
回文

大嶋甲斐守殿
御林山取締役下川邊村
木下喜右衛門

柄井村始メ

候処、益々各様御安康ニ御勤役被成、御座候由と珍重

奉存候、然は今般拙者儀、中之番大嶋甲斐守殿御林山

取締役之儀、御支配御役所え御掛合済之上、右役儀被

為仰付、則此段御別紙御廻状之通り御座候間、以来御

承知置可被成下候、尤私シ右之段以来、可申入本意ニ

も御座候由と奉存候得共、此節郡中小役錢夫々え拵申

ニも御座候得は、乍失礼右懸札を以申入候、当御支配

所内ニて、右御林山ニ付御用等之節ハ、拙者方へ可被

御申聞候、依之右之段懸札を以可得貴意如斯ニ御座候、

猶又此廻文御次手之節御順達可被下候て、留り御村より会え御次手御戻シ可被下候、早々已上

弘化四未七月十一日

大嶋甲斐守殿

御林山取締役下川邊村

木下喜右衛門印

(解説) 嘉永七年(一八五四)の御条目明細である。川辺村役人から総百姓に出されたもので、日常生活の細部に触れ、質素儉約を基とするよう指示したものである。特に、冠婚葬祭の儀式の簡略化を要請し、一方では年間の休日を定め、労働専一とすることを記載した触れ書きである。

二四九 御条目明細書

○川辺町所蔵
(西村家文書)

御庄屋衆中

別啓御村々御役中様へ乍惶御伝之節、宜敷御伝可被下候、猶追て貴面方々奉申上度恐惶謹言

〔封書〕
御条目
惣百姓へ

定

一從先年御上様被仰出候御ケ条之趣、弥堅相守村中五人組致吟味、家業第一可致事

右御村々

柄井村印
石神村印
上川邊村印
鹿塩村上組印
鹿塩村下組印

一 博奕諸勝負は不及申ニ、子供穴市六道ニても不相成事

一 祭礼諸祝儀音物等取遣之儀致僉約、成丈質素手輕ニ取扱、客向振舞親類之外其組限、是又手輕取斗婚礼祭礼葬礼たりとも、同様可相心得候、但彼是口論ケ間鋪義不相成候、若手抜等も有之候得は、相済候上

ニて村役え可申出事

一 葬礼之節野酒一切不相成候事

一 村方一同衣類之儀、結紬かひたんを限、縮緬ひろふと之類用ゆべからず、尤其分限ニ応じ、大礼他所突合無拠節は、其筋え相断着用可致候事

一 若キものは勿論、何人ニよらず大勢打寄酒盛不相成

候、並ニ召仕之男女え、難たいケ間鋪申掛間敷候事

一 村方役等ニ出節及延刻候者、村役相談之上歩引可致

候、其外普請雨乞等延刻致間敷候事

一 用水掛け候儀猥ニ不致、村役人之差図を請、掛け可致候事

致候事

一 吳服小間物商人家別売買之儀差留可申候事

一 奉公人之者より内分ニテ諸品買受候事不相成、並寄集宿不致様五人組申合可致吟味事

一 野あらし候者見付次第村役え可申出事

一 休日之儀猥ニ不致、五節句祭礼有来之外致間敷候事右之通村方一同相談之上、御上様え御届申上取極候事は、若心得違之者有之候ハハ、急度御咎可被仰付候以上

休日之覚

正月三ヶ日・七日・十日・十五日、二月山の講・社日・廿四日、三月節句・十日・十二日、四月八日・十七日、五月節句・六月朔日・祭礼申廿五日、七月七日・廿四日、八月社日・十二日・十七日、九月節句・十月十三日、十一月山の講・廿三日・廿八日、十二月定なし

嘉永七甲寅年二月

庄屋

組頭

二五〇 御用触書廻状写

○川辺西小学校所蔵

(解説) 元治二年(一八六五)の御用触書である。石神

村から周辺幕領の村々への廻状で、内容は、將軍近親者の
計報、年号の改元、長州征討のさいの臨時入用金、水害に
よる供出米など、さらに銀銅錢の換算基準を指定し、物価
の安定をはかった記述もある。いずれも、他村への廻状を
その都度写した書状である。

(表紙)

元治弐年

御用廻状御触書写帳

丑正月日

石神村庄屋
亦三郎

但し御林並ニ往還並木有之は可相届事

返等之損木有之は可相届事

一 御林並ニ百姓持山最寄ニテ、猥ニ野焼致間敷、若無
拠野焼いたし候節は、境刈入念可致事一 当丑年定免年季明、並ニ新規定免相願候村々精々増
米いたし、早々触書可差出候一 諸運上冥加小物成年季明、並ニ新規定免之村々は、
是又精々増方いたし、早々願書可差出候一 荒地有之村々は、新古損地とも出精起返、旦取下之
内本免入免上可相成分、其外見取場之内御高入ニも
可相成場所、又は畠田等有之村々は得と取調置、追
て改見分可請候等、國々村方は其節急度遂吟味条、
但し出所不慥成もの、一夜之宿をも致間敷事一 御年貢米金諸上納物之儀、兼て申渡置候通触日限無
相違可相納候、延引相成候得は、村役人は勿論不納

人共、不残呼出吟味之上、夫々咎等申付候儀、左候
ては無益之入用相掛、自然と困窮之基ニ付、右之處
得と相弁日限通上納致可候

一 御林廻り又は往還道添等有來、境筋不紛様常々心付、
切込山崩等いたす間敷、且堤川除用悪水路道橋等御
普請所自普請所之儀、村役人時々見廻り農隙申合、
無油断修復兼破損不相成候様可取斗事

人共、不残呼出吟味之上、夫々咎等申付候儀、左候

ては無益之入用相掛、自然と困窮之基ニ付、右之處

得と相弁日限通上納致可候

一 当丑年宗門人別帳・鉄砲証文並ニ、去子村入用夫銭帳、來ル三月五日限急度可差出候

但し家数人別帳入人出生死失人、其外牛馬とも去

子年より差引増減仕、訳書取調可差出候

一 村々地先之内、空地或は切添切開いたし、新規御高入並見取場等ニ相成候場所は勿論、其外何事ニよらず公儀御触ニ成、又百姓触ニも可成儀と心付候儀は早々可申出候

一 孝行人並ニ寄持之もの、長寿人等有之は得と相糺、始末書付いたし可申出候

右之趣村役人共厚仰付、村中不取締之儀無之様入念、小前未々之もの迄不渡可申聞候、此廻状村名下庄屋令請印、早々順達留り村より可相返者也

丑正月七日出

笠松
御役所

丑二月十六日着

徳川寿千代殿逝去ニ付、普請は今日より三日、鳴物七日停止之事

丑二月五日出

右之通御書付出候間、廻状披見之日より書面之通可相

心得候、此廻状村名下令請印、昼夜割付を以早々順達、従留り村可相返者也

丑二月十七日夜丑上刻上川邊村受取、即刻柄井村へ

繼送り申候以上

二月十六日出

笠松
御役所

以廻文啓上仕候、未余寒退兼候得共益々御安全ニ被遊御勤役、珍重之御儀奉存候、然は当丑秋蚕種之儀、春子並ニ夏子等當村ニて、何れより何十何枚程買入、高取調相届ケ可申段、此頃同役之者笠松表より出張罷在候節、御懸り松本様より御談事ニ相成、私村方之儀は御届ケ申上候程之儀は無之段申上候得は、右之趣組合村々え通達致候様被仰渡候、御勘弁之上御届可被下候、尤拙村之儀は秋蚕種之儀、仕入等不仕積りニ御座候間、若御組合御一同御届ニ相成候ハハ、右之趣御惣代衆中より、可然御届可被下候、先は右之段申上度、此廻文早々順達留り村より御返臨可被下候以上

二月十八日

下川邊村庄屋
与次右衛門様

追て本文御届之儀、村々御取調之上御惣代衆中え御申

出之上、御惣代衆より御聽之積り御座候間、左様ニ御承知可被下候

一永七百六拾六文三分
戌年之分

石神村

右共先般惣代衆集メ專評議ニ相成候、去ル戌年御廻米糀江戸納、臨時入用買物代払損多分ニ付、納石置難渋申出助成講として、書面之通割賦相成申旨、来ル廿日迄会所へ向御出金被下候、此廻文早々順達可被下候以上

丑三月十一日

笠松
御会所

石神村

一永壹貫六百七拾六文六分
右は先般惣代衆評議相成候、去亥年御廻米糀江戸納、臨時入用買物代払損等多分相立、納石遂難渋ニ付助成

講割賦書面之通ニ御座候間、戌年分一月御出金可被下候以上

丑三月十一日

御用会所

以廻文啓上仕候、時節柄暖氣相成候処、弥各々様方御壯氣ニ御勤役被遊御座、珍重御儀奉存候、然は今般子御年貢金並ニ、太餅米買納代共、一昨日笠松御役所え

都合能御上納仕候、昨日引取申候間、右御切手御差上
下ヶ相成申候間、御村々当り分御改之上、御取廻し可
被下候、先ハ右之段申上度、此廻文早々御順達留村え
御戻し可被下候以上

丑三月廿日
鹿塩村惣代

忠治右衛門様

其村々当丑年御膳糀仮割賦申渡条、来ル十八日三割持
參罷成可相届候、此廻状村名下令請印、早々順達留村

より可相返者也

丑四月十一日
笠松
御役所

一御膳糀拾弐石也
丑四月十九日

石神村
又三郎出

御仮割賦

物価之儀ニ付ては、前々度々御世話も有之候得共、追々
引上ヶ近來別て諸民難渋いたし候ニ付、猶又厚被仰出
候趣も有之間、此上は急度御主意貫き候様被為遊度、
末々之もの共も心得違不致、諸物価引下ヶ候様可致旨、
去子五月中相触候処、却て格外値段引上ヶ候儀ニテ、
厚御主意之趣、いまた貫徹不致哉ニ相聞如何之事ニ、
去秋以来閑東浮浪之徒、暴行又ハ上方筋動搖等ニテ、

右様之次第二も至り候儀ニ可有之候処、追々鎮静ニも相成候間、諸品出産国々元方直段(值)をも相糺候筈ニ付、

町奉行・御勘定奉行より差紙出来次第、無遲滞荷主共罷出取調請候様可被致候、尤罷出候節村役人は、其人之外多人数差添候儀は不相成候、右ニ付是迄江戸・

京・大坂其外え取引いたし候様、諸荷物之分差送り分見合、又はメ買、メ売等致間敷候、若相背者有之候ハハ、吟味之上急度咎可申付候

三月

右之通御書付出候間、得其意村名下令請印、早々順達留り村より可相返者也

丑四月十九日出

同 笠松 廿三日入
御役所

廻文を以啓上仕候、時節柄薄暑ニ御座候処、弥各々様御壯栄御勤役奉賀寿候、然は御廻米積下運賃之儀ニ付、御相談申度儀御座候間、時節柄と申御苦勞ニ候得共、

明晦日早欠何卒拙宅え、向御出張可成候様御願申上候、先ハ右之段申上度早々以上

丑四月廿四日

橋井村莊屋

伊六様

亥年置米

米拾四石

笠松より引取は
差ニ申置候

酒倉村

八石也

下川邊村

式拾石

橋井村

三拾八石

石神村

三拾八石

上川邊村

廻文致啓上候、弥々御安全御勤役被遊目出度奉存候、然は今般笠松御役所より被仰渡候趣、去子年置米之儀慥相違候へ共、此口え御廻米被仰付候、早々川下相成様左様御承知可被下候、猶又亥年置米石代之儀、江戸御届可被下候へ共、石代之儀おり□い申さず、此度御上洛ニ付置米ニ被仰付、右村々左様御承知可被下候、先ハ右之段申上度如斯御座候以上

五月十一日

上川邊村惣代

清藏様

亥年置米之儀、宜敷御勘定御座候ハハ御頼申候、甚迷惑可申上候、子年置川下ヶ之儀一日ニ御頼申候

慶応

右之通去月十八日、年号改元仰出候間可得其意候、此廻状村名下令印、早々順達從留り村可相返者也

笠松

御役所

丑五月

御請証文差上申処如件

追て亥米之積覚
一米三石

一ヶ九石

一ヶ四石

一ヶ武石

一ヶ四石

酒倉村
上川邊村
石神村
柄井村
下川邊村

亥子置米メ高

弐拾四石

弐拾四石

拾七石

拾石

四拾七石
一米弐拾弐石

石神村
上川邊村
柄井村
酒倉村
上川邊村
石神村
下川邊村

右は御進発ニ付、其村之去子御物成置米之内、書面之通り三河路起宿え引渡候ニ付、当月廿六日迄ニ日限無相違、同所え着船相成候様可取斗、其節心得候者一夜式三人ツツ同宿え可罷越候、此廻状刻付を以早々順達、従留り村可相返者也

丑五月廿二日寅上刻

御役所

差上申一札之事

今般長防為御征伐御進発ニ付、御道中御供方御賄米御引当として、去子御物成米之内、左之通置米被仰付候間、火盜難有之候節は弁米可仕は勿論、都て不取締之

笠松
御役所

其村々去子御物成置米、書面之通起宿え可相廻旨相触置候処、右米羽栗郡竹ヶ鼻村え相渡候積相成候間、来る廿六日朝迄ニ無相違、右村え着船いたし候様可取斗候、此廻状刻付を以早々順達、従留り村可相返もの也

追て起宿より竹ヶ鼻村迄之運賃は同村より受取可申、
委細は場所出役之ものより可申談候以上

一株六百四十メメ

東西
捨三ヶ村

右之通早々積廻り、壬五月朔日より三日迄之中、美濃
路起宿え引渡し、宿役人受取□取之船賃共、追て郷届
出もの也

笠松
御役所

一米九斗九升

石神村

右は去子御物成米之内、昨冬大坂御廻米ニ相成候分、

同所ニおいて納之節、久米ニ相成ニて書面之通、御割
合之分笠松御役所ニおいて、御掛り太田鎌吉様より、

早々桑名湊へ積下ケ候様被仰渡候間、左様御承知被下

度、附ては桑名上乗之儀は、毎度御苦勞奉存候得は、

鹿塩村・上川邊村御兩村之内ニテ御相談之上、何分宜

敷御願申上候、尤外村々ニテ有之候ハハ、上乗之処可

然御頼申上候、此廻文早々刻付を以御順達、留り御村

より、御返却可被下候以上

下川邊村
与治右衛門

本文御米御下ヶ之儀、早行取斗候様被仰渡候得は、御
承知之通大多洪水ニテ、川筋差支候間、来ル廿二日船

積いたし、翌廿三日無勒寺迄川下ヶ積納、総合之儀も
通達取置候旨、右之御心得ニテ御取斗被下度、此段左
札を以申上候以上

五月十八日

一米壱石四斗壱升

下川邊村

一ヶ四斗五升

柳井村

一ヶ六升

則光村

一ヶ武石四升

上川邊村

一ヶ六斗六升

鹿塩村上

一ヶ四斗五升

同村下

一ヶ七斗五升

甘屋村

メ米六石八斗一升

板井村

壬五月廿二日
一御廻米中札七枚

上川邊村

一鹿塩村御惣代忠治右衛門様行御手紙壹通

一金武両三分

上川邊村東組行

當節米価格別高値之処、尚又洪水にて所々堤切入、當
日難凌飢および候もの共多、追々御救筋をも取斗候儀
之処、近領村々穀類他所買差留、相成候趣ニモ相聞候
間、追て御沙汰候まで、他領は勿論支配所内ニても、

利慾之筋等相聞候分は、決て売渡し候儀不相成、勿論
一己之利潤ニ拘り、買取候もの有之ニおいては、嚴重
可改沙汰条其旨相心得急度可相守候、廻状村下令請印、
刻付を以早々順達留り村より可相返者也

丑五月廿三日出

笠松

御役所

近來諸國共錢払底差支候由、右は銅値段高値ニ相成、
銅鉄と之釣合不直故と相聞候間、真鍮錢・文久錢・銅
小錢共夫々天愁之相場に任せ、一枚ニ付相応之歩増通
用可致候、猶又銭鉄錢之儀は廻文之通りニ候間、何れ
も無差支通用可致候、右は世久融通之御趣意、又御条
其旨可相心得、万一兩替屋共等利潤之為、不都合之取
斗いたし、又おいては可為曲事候

但し銅小錢之内耳白錢引替可相成候間、兩替屋共方
え可差出代り之儀は、相当之相場を以て可相渡間、
不貯置差出可申候

右之通御書付出候間、得其意小前末々之まで不洩様可
相触候、此廻状村下令受印、早々順達從留村可相返者
也

丑五月廿三日出

笠松
御役所

右銀類引替差出方之儀、先年より度々相触、是迄増歩
御手当等も被下、追々引替差出候向も有之候得共、い
また引替残有之候ニ付、此度引替差出候ものえは、尚
又相増候割合左之通

一元文銀拾貫目ニ付代銀拾九貫

一文政銀同断ニ付銀拾五貫目

一保□銀同断ニ付銀拾壹貫目

一古式朱銀百両ニ付代金百六十両

一文政式朱銀同断ニ付代金百拾五両

右之通歩増御手当被下候間、聊も不貯置銀金並ニ江
戸・大坂・京其外、諸國引替御用相勤候もの共之内へ
差出、早々引替可申候、若此上貯置候もの於有之は、
糺之上急度可為沙汰候

右之通御書付出候間、得其意此廻状村名下令受印、早々
順達從留り村可相返者也

丑五月廿三日出

笠松
御役所

壬五月廿六日辰上刻上川邊村より受取、即刻柄井村
王五月廿三日出

縦送り申候以上

廻文を以啓上仕候、追々大暑之砌ニ御座候処、弥御壯
栄ニテ、御勤役被遊御座候哉奉珍寿候、然は今般御触
御座候通、洪水ニテ切込候え御手当貲立ニ付、村々明
儀御尋ニ付、惣代之ものニテ早々可申立候様被仰付候
間、御村々儀数御取調、当月晦日迄ニ拙者方へ御申越
可被下候、来ル六月一日笠松へ出張仕、村々儀数取調
御届ケ可申上候間、左様御承知置可被下候、右之段申
上度、此廻文早々順達留り村より、御序之節御戻し可
被下候、早々以上

壬五月廿九日

鹿塙村御惣代
忠次右衛門様

今般川々洪水所々堤切入、就中木曽川通來戸村切所之
儀は、大場ニテ容易ニ水留難出来、然ル處當節明儀払
底ニテ差支候間、村々他所より買廻り之もの罷越候え
も、決て不売渡囲ひ置、相当之代金を以來戸村組合え
可売渡候、尤當時有合候儀数取調、惣代之ものより早々
可申立候、此廻状村名下令請印、早々順達從留り村可
相返り也

壬五月廿九日

笠松
御役所

此度真鎰錢・文久錢夫々天然之相場ニ任せ、一枚ニ付
相応之増歩通用被仰出候処

真鎰錢壹枚ニ付拾弐文

文久錢一枚ニ付八文

銅小錢一枚ニ付四文

但銅小錢之内耳白錢は、一枚ニ付錢六文之積を以
引替候事

右之通歩増通用之儀、両替屋共より町奉行え申立取極
り候ニ付、右之趣を以通用方支配所へ早々可達事

右之通其筋より御達有之候間、得其意此廻状村名下令
請印、刻付を以早々順達從留り村可相返者也

笠松
御役所

六月十日夜丑ノ下刻上川邊村より受取、即刻柄井村
へ縦送り申候以上

以廻文啓上仕候、時節柄残暑強御座候処、弥御壯栄ニ
御勤役被遊御座、珍重之御儀奉存候、然は先般太田宿
三升屋方へ、兩組惣代出会之上別紙帳面之通り割合仕
り、桑名三好屋金並ニ大坂廻し欠石買納、残金之分共

右帳面式冊相廻し候間、御村々當り分当月廿八日迄ニ、

拙宅え向御出金可被下候、猶又右買納之御村之御切手
差下ヶ相成候間、壹枚ツツ御改之上御取廻し可被成候、

先は右之段申上度、此廻文割帳式冊共早々御順達留り
村より、御序之節御戻し可被下候以上

丑六月廿五日

忠次右衛門様

覚

大坂廻し御割合分

一米四拾八石
三拾四石

石神村

尚々右御切手之上、御引合御承知置可被下候

右は先般小役之砌御用会所え向、御帳面御差下シ候ニ

付、右聞取申候得共、村々ニて少々ツツ不足ニ御座候間、

右之趣太田様え御伺ひ申候処、不足村々過村も有之候

間、上納致候様仰被聞候ニ付、右不足分東西共、笠松

三輪屋方相頼置申候得共、猶又今般御用会所より惣代

方へ廻文到来仕候ハ、不村過村共□□に致候様申参り

候間、追て到来迄ニ可致候間、先は御村ニ御心得迄ニ

申上候以上

覚

一金四拾七兩壹分壹朱ト錢百三拾文

買納代別紙ニ写

一銀八拾兩

又左衛門手間七日分

一ヶ六拾兩

割雜用手間八人共

一ヶ拾六兩

金拾兩木屋ニテ借入式月分

引置

メ皆銀式貫九百拾六兩

此割

米拾石式斗

東西欠石メ

但し米壹斗ニ付銀式拾九兩九分ツツ
米九斗九升

一銀式百九拾六兩壹厘

石神村

内金四兩三朱入

残て銀四拾四兩七分六厘不足

桑名三好屋取次金割賦帳

去子冬メ高覚

一金式拾九兩壹分壹朱ト銀壹兩四分五厘

桑名三好屋方一部替之節、柄井村ニテ借入之利共

内金四兩

請候て、出金引合之分引

下川邊村繁三郎殿の証文引

引
ヶ

金式拾五両壹分壹朱ト壹両四分五厘

此式ツ割

金拾式両式分式朱ト 来寅盆前出金分

式両六分

銀七百六拾両壹分

当丑之出金割

外ニ金六拾両

割雜用手間代共

メ八百式拾両壹分

割高

五千六百四拾壹石四斗四升式合五勺

高百石ニ付拾四両五分五厘ツツ

懸り
七分式厘過

一銀八拾五両式分五厘

東惣代

同 清断

石神村
藏様

忠次右衛門様
西惣代

又左衛門様

笠松
御役所

丑八月晦日
(番)

見竹宿

宿役人へ

乍略儀以急札啓上候、秋冷相増候処益々御安康被為在
御勤役候条、珍重御儀ニ奉寿候、且又先般中之村と差
入組之儀ニ付、追々御苦勞様ニ相成千万有難奉存候、

六 村 政

付ては先境孫市様、中之番村え御出張ニ相成、其砌被
仰聞候ニハ、今晚同村え罷出候様被仰下候処、今日ハ
雨中旁々御用多ニハ御座候得は、昼後より御出張被仰
下御苦勞様ニ致候間、乍失礼各々様えも右之段御返達
奉願候、先ハ右御願申上度迄如斯ニ御座候早々

丑八月廿三日

上川邊村西組庄屋
平九郎

廻状を以申上候、日一日秋冷相成申候処、各々様益々
御壯栄御勤役可被成御座奉恐嘉候、然は去々亥年より
同十一月迄當分出助郷之儀、尾州領村々相行付不申、
旁々以夫々相延ニ置候処、右御領道中御奉行所えは、
御筋被触御懸命相成候処、免除之儀御沙汰難被改旨ニ
付、当月廿日迄ニ於太田御陣屋ニ村々御呼出し、右勤
埋可被申段被仰渡、夫々勤埋示談相濟申候ニ付、此段
改て申上候、同日其御村々九月朔日、当宿へ夫々御出
張被成、勤埋之儀御談儀可被成候処致度、早々廻状を
以申上候以上

又作触

和宮様御実母觀行院様八月十八日御逝去ニ付、鳴物は此廻状披見之日より七日之間停止、普請は不苦候、右之趣被仰出候間、得其意廻状刻付を以早々順達、留村より可相返者也

丑九月七日朝丑上刻受取、即刻柄井村え繼送り申候

以上

笠松
御役所

右書類引替方之儀、去ル申年増歩御手当被下候間、聊も不貯置引替御用、相勤候者共之内へ差出早々引替可申、且引替人御手当之儀も、百両ニ付金式分ツツ可被下候処、以後都て一百両ニ付金壹両ツツ被下候間、引替抄取候様可致旨相触候処、今以世上引替残之分も多ニ付、此度保字金・正字金・古武朱金三分も、引替人御手当之儀は、古金同様百両ニ付金壹両ツツ被下、尤古金類引替方遠国、又は手遠場所は道中持運び諸入用も可相懸儀ニ付、道中往返入用として、道法五里余隔り候場所に、五百両以上引替差出候節は、金四両ニ付金壹匁八朱之割合を以御手當可被下、追ては国々迄引替所も可仰付候得共、中国上方筋最寄は京都・大阪表、

笠松御用会所写し

御進発ニ付、郡々御冥加金差上候ニ付、諸宗寺院其外

七月

右之通御書付如之候間、得其意此廻状村名下令請印、早々順達留り村より可相返者也

丑九月十六日

笠松
御役所

引替御用相勤候者之内え差出、江戸近国奥羽最寄より差出候者は、江戸へ引替御用相勤候者共之内、並本町壹丁目御金改役所へ品々差出、其餘國之儀は江戸・京・大阪引替所最寄ニて、都合宜方へ勝手次第差出可申候、且引替人共は壹ヶ月金壹百両、一年ニて引替差出候者は、是迄被下御手当之外金五拾両ツツ増シ、御手当被下者一同両以上差出候ハハ、右割合を以金百両ニ付式分ツツ増し、御手当被下候ニ付、於国々取集等世話いたし候ものも、前番引替人共へ被下候通、御手当被下候間、引替方抄取候様可致候、若出止貯置候者有之ニおいては、糺之上急と可致沙汰旨御領は御代官、私領は領主地頭より其旨相心得候様可申付候

右之趣向々え不洩様可相触候

七月

右之通御書付如之候間、得其意此廻状村名下令請印、早々順達留り村より可相返者也

丑九月十六日

笠松
御役所

儒者・神官・山伏之類、夫々本山より達し可有之筈之
処ニ候、若し本山より達し無之候分ハ、早速冥加永取

調差上候様、可申通旨被仰渡候間、表之此段申達し候、
早々調立可有之候以上

丑九月

加茂郡惣代中

右之通会所より此廻文相廻り候間、写取廻文添相廻し
候間、御承知之上御取斗可被成候以上

以廻文を啓上仕候、時節柄冷氣相増候處、弥各々様御
安清御勤役被遊御座奉珍寿候、然は先般会所より、右

廻文之通り村々寺院方、御冥加金取調方之儀は、西組
右加茂之振聞合候処、寺院方高拾石三付金壺兩位之積
りを以、取調之趣ニ御座候間、左様□□ニテ何寺金高

何程旦那何程、神官・山伏共同断ニ御取調書寺院方御
印形共、來廿五日迄ニ拙宅へ御差出し可被下候、同廿

六日笠松え出張いたし、惣代共談可被下、御請印可仕
候間右之段申上度、此廻文早々順達留り村より御戻し
可被下候已上

丑九月廿三日

六 村 政

忠次右衛門 惣代

廻事

各様御壯健被為渡候条奉寿候、然は當村下渡り積越船
納之儀、近來追々諸色高值ニ付、船取締方並ニ雜作等
ニ付ては、諸雜費相嵩困窮船持は難渋仕候、付ては當
状に右問之儀五割增ニ差出被下候様仕度、右ニ付ては
兩三日之内ニ定哉、來別問廻り仕度候、乍御苦勞様右
之趣ハ組頭衆中様え御申貯置、御村方一統え御沙汰被
成下置候様仕度、乍略儀廻文を以奉御願候以上

丑十月

笠松 御用会所

其村々當丑御膳糲手本御廻米上中下、來ル十五日迄ニ
無相違可差出候、此廻状村名下庄屋令請印、刻付を以
早々順達村留より相返者也

丑十月十二日酉上刻受取
笠松 御役所

追て皆畑又は無拠分納ニテ、御廻米實ニ不足いたし

清次郎様

一金四拾七兩壺分一朱ト

買納代別紙写

五五三

錢百三十文

又右衛門手間七人増共
可被下候以上

一 錢八十匁
但し壹人拾壹匁式分五厘

雜用共引請

丑六月廿七日
鹿塙村御惣代

一 ハ六拾匁

割雜用

忠治右衛門様

一 ハ六拾匁

金拾両木屋ニて借用之
分はつせん

メ皆錢式貫九百九十六匁

此割高

米拾石式升

東西欠石

丑六月晦日

御役所

一 永四貫四百四十四文六分
但し壹斗ニ付錢式拾九匁九分ツツ

石神村

右は去子十一日当丑壬五月迄遣払、郡中小役金書面之
通候条、来月四日限無相違可相納候、此廻状村名下令
請印、早々順達從留り村可相返もの也

丑六月廿六日

笠松
御役所

以廻文啓上仕候、時節柄残暑砌ニ相成候得共、弥各々
様方益々御壯榮ニ、御勤役被遊御座候哉奉存候、然は
今般御役所より御触御座候小役金之儀、来ル二日迄ニ
拙宅え御差出し可被下候、一同御上納可仕候、先は右

然は昨日笠松木屋傳右衛門殿より書状到来仕候間、右
書状之儀は、当年至て諸色高値其上出水ニて、御存之
通田畠一円皆水底、畠もの等ニ至る迄極高値金子取借
方も大差支え、何卒御組合村々飯料分之儀、當益前皆
勘定ニ相成候様、御村々役人之衆中様へ、此段訳て御
願奉申上候様惣代方え向申參候間、右之段御承知可被
下候、就ては先般申上置候小役御上納之節、猶又木屋
雜用勘定御役所様申言定成共、不殘相済申度候間、御
村々木屋下用金高御取調、並ニ下用書付共來月一日迄、
拙宅御差出し可被下候、右書付ニ請取為致候様ニ仕度

候間、左様御承知可被成候、先は右之段申上度、此廻文早々順達留り村より、御序之節御戻し可被下候以上

七月一日

惣代

忠治右衛門様

急廻文を以致啓上候、時節柄残暑相成候処、弥各様益々御安清ニ御勤役被遊御座、珍重之御儀奉存候、然は当組合割之儀は、明十二日割賦仕度候間、乍御苦勞拙宅え早々御出張之上御割合可被下候、当丑東西割合金高百石ニ付、銀六拾八匁ツツ相掛申候、冥加金高掛金壱両ニ付五分六厘ツツ、両分共御持參可被下候様、並ニ馬かいば置米共、入用割宜敷早々御出張之上御割合御願申候、先は右之段申上度此廻文早々御順達、留り村より御戻し可被下候以上

七月十一日

上川邊村惣代

清藏様

残暑之砌御座候処、遍御壯健被成御座奉珍賀候、然は今般信州善光寺仁王門供養ニ付、御本尊御前立開帳、来ル七月廿日・八月廿日迄

右之趣從信州善光寺被仰越候間御通達申上候、各々御参詣可被成候

一開帳ニ付諸勤作買納相願候村々は、買納米手本相添願書可差出候以上

以廻文啓上仕候、時節柄向寒相成候処、弥各様方御壮榮ニ御勤役珍重ニ奉存候、然は追々御咄しも仕置候、御廻米川下ヶ運賃、並ニ亥年置米之儀共内定之上御願申度、今朝下川邊村よりも相談も仕候間、石神・上川邊御兩村之処は、小山船方よりも御懸合御取調之上、來ル廿一日笠松表え御出張可被下候、尚又下川邊、柄井・石神三ヶ村之儀は、御定免切替御下知済御請印形、兼て出張郷宿方ニテ御村々共御相談之上、願書も差出度心組ニ御座候間、左様御承知右廿一日御出張可被下候

丑十月十六日

柄井村

田原伊六様

十月廿日
一永十二メ五十文七分

石神村

右は去子御年貢皆済金、來ル晦日銀可相納候

一永武メ五百文

右は当丑年納入用

一永武メ

右は当丑年初納金來ル晦日可相納候以上

一 御廻米三百俵

右は今般御役所より、当廿五日後より川下ヶ被仰付御座候

大吉書始

尚々申上候、本文之通明九日早朝御出張、御頼申上役入申候以上

二五一 御用触書写覚帳

○川辺西小学校所蔵

(解説) 慶応二年（一八六六）の御用触書である。石神村から周辺幕領の村々への廻状で、役人来村による接待、年貢納入、助郷人夫割り当て、生糸の価格通達、取り締まりと村人の心得など、また、幕府出兵にともなう諸費用の割り当て、将軍死去のことの記述もある。いざれも、他村への廻状をその都度写した書状である。

急廻文を以啓上仕、時節余寒之砌ニ御座候処、弥各々様方御壯栄ニ御勤役奉珍嘉候、先般御年頭は大いニ御苦勞ニて相済申候、然る処其節仰渡し御座候、兵賦差出し方被仰付候間、右ニ付明九日御出合ニ預り、御談事可被下候様御頼申上度、何卒明早朝拙者方迄御本役衆中様方御出張之上、御談示可被下候様御頼申上度、此廻文早々御順達留り村より、御戻し可被成下候、早々以上

寅正月八日

鹿塙村惣代

忠治右衛門様

御廻米八百五俵

内百四十俵

三百俵

四百拾俵

此訛
武百五十拾俵

百五拾俵

新加茂郡

小瀬出し

西組村々

東組村々

石神村

上川邊村

右は其村々去丑御廻米川下ヶ申付、來ル十三日桑名湊

(表紙)

御用触書御写覚帳

寅正月日

石神庄村屋
又三郎

積り取斗可申候条、村名下令請印早々順達留村より可
相返者也

寅正月十日
笠松
御役所

一人足三人
覚

一人足三人
式人

駕籠壹挺
兩掛壹荷

右は我等儀、其村々去丑御年貢御廻米穀改触、明十三
日明六ツ時笠松陣屋出立、別紙廻村順帳之通罷越候条、
得其意書面人足差出無遲滯繼立、都て無差支様可被取
斗候、此先触早々順達從留り村、着之上可相返候以上

寅正月十六日

岩田鍼三郎手代
辻雄治郎

猶村下ニ令印形、先村え早々順達可給頼入候
以通状致啓達候、弥御安泰珍重ニ存候、然は今般公儀
御条目、並神祇道教諭締等之儀ニ付、廻村被仰村當國
え致下向候、就ては神主無之、村方ハ當使公儀御趣意
相弁不申族も有之候故、此段產子中え兼て申聞置、追
て參着之節致出席、講談聽聞差支無之様取斗可様候、
右之段案内迄如斯候以上

寅正月

吉田殿学口
日比野肥後守

別紙廻村順帳
村々
役人中

正月廿日昼
同 同日宿
同廿一日昼
同 同日宿

小迫間村
迫間村
大杉村
木野村

廿八日渡り
廿九日昼
同日渡り
三十日昼

下川邊村
栢井村
中之番村
石神村

夕田村
絹丸村
鹿塩村
上川邊村
石神村
栢井村
下川邊村

同日渡り

上川邊村

右村々

役人中
社家中

以廻文を啓上仕候、弥各々様御壯栄ニ御勤役被遊御座、
 珍重御儀奉存候、然ル処先般御廻村ニ付、右御礼割並
 ニ休溜り割賦共、其外ニ御積品向方々御座候間、来ル
 二月朔日早朝上川邊村清藏殿宅迄、御村ニ御本役衆中
 様ニて、御出張被下候様御頼申上度候間、何卒早行御
 出張ニて御割賦之程御頼上候、其節割賦金子御持參之
 程宜敷御頼申上候、先ハ右之段申上度、此廻文早々御
 順達可被下候已上

寅正月廿九日

上川邊村御惣代

清藏様

同断
忠治右衛門様

村々取締之儀は、前々被仰出候御法度之趣、並五人組
 帳書出之通急度可相守候、各博奕賭之勝負等之極候も
 の有之は早々申立べし、隠置ニおいてハ後日相聞候と
 も、急度遂糺明斗入之御仕置申付候条、其旨可相心得
 候

但し出所不慥成もの一夜之宿をも致間敷候事
 一 御年貢米金諸上納物之儀、兼て申渡置候通触日限無
 相違可相納、延引相成候得は村役人勿論、不納人共
 不残呼出、吟味之上夫々咎等申付候儀、左候ては無
 益之入用相掛自然と困窮之基ニ付、右之処得と相弁
 日限通急度上納可致候

一 御林廻り又は往還道添木、有来之境筋不紛様常々心
 付、切込切崩等いたす間敷候、堤川除用悪水路道橋
 等御普請所、自普請等之儀村役人時々見廻、農隙申
 合無油斷修復いたし、破損不相成様可取斗事

但御林並往還□□有之村、立枯風損雪折根返等之
 損有之は可相届事

一 御林並百姓持山最寄ニテ、猥ニ野境いたす間敷、若
 無拋野之境いたす候節は境刈入念可致事
 一 当寅年定免年季明、並新規定免相願候村々は、精々
 増米いたし早々願書可差出候
 一 諸廻文冥加小物成年季明、並新規稼等有之村々は
 精々増方いたし、早々願書可差出候
 一 荒地有之村ニは新古損地共出精起返、日々取下之内
 本免入免可相成分、其外見取場之内御高入ニも可相

成場所、又は畠田成等有之村々は、得と取調置追て改見分可請候、等閑は村方其節急度遂吟味条、心得違無之様可致候

下、已來定之通運賃増方御頼不申上候、依之船方一同取調申候處相違無御座候以上
慶応元年丑十月

一当寅年宗門人別帳鐵砲証文、並去丑村小入用夫錢帳、来ル三月五日限急度可差出候

但家數人別帳入人生出人、死失人其外牛馬とも、去丑年は差引増減仕訳書取調可差出候

一村々地荒之内、空地或は切添切開いたし新規御高入、並見取場等ニ相成候場所は勿論、其外何事ニ寄らず公儀御触ニ成、又ハ百姓触ニも可成義と心付候儀は、早々可申出候

一孝行人並寄持之もの長寿人等有之ハ得と相糺、始末書付ニいたし可申出候

右之趣村役人共厚心付、村中不取締之儀無之様入念、小前末々之者迄不洩様可申聞候、此廻状村名下庄屋令受印、早々順達留村より可相返者也

寅正月七日出

笠松
御役所

近來笠松より之運賃不同余ニ候ニ付、今般相改左之通相定、諸方問屋衆中え御頼申上候処、早速御承引被成

取極メ之事

黒瀬村

麻生村

小山村

川合村

太田村

一笠松より中馬壹駄ニ付錢八百文

一同 小馬壹駄ニ付錢壹貫文

一諸方行下り運賃之儀は、右運賃共三儀之割合取調候事

一壹メ文

一壹貫貳百文

一壹メ文

一壹メ三百文

一壹メ貳百文

一壹メ四百文

一壹メ貳百文

新
兼
下川邊村
山村
下麻生
太田村
兼五郎
又三郎
黑瀬村

壹メ弐百文

笠松・北方より

尚々右運賃之儀は当分取斗申候以上

右は上り運賃之儀は、昨年より払方不同ニ御座候、今

日より相改前書之通取極メ申候間、左様御承知可被下

候以上

寅二月六日

川邊村

又三郎

川合村・小山村

御舟方衆中

一永六貫八百六拾七文九分

急廻文を以申上候、御廻状之通諸上納物金、明日迄ニ
清藏殿え差出可事、一同上納仕度候以上

上川邊村惣代

清 藏

添書

先般大坂欠石御上納方之儀、御日延奉願上候、来ル十
日ニは無相違御集会御談番成候以上

笠松

御用会所

其村々組合去丑御膳糲五拾四俵、御米百俵川下申渡条、
来ル十五日迄ニ無相違桑名湊着可取斗候、此書付追て
可相返者也

笠松

御役所

加茂郡大杉村

上川邊村 清次郎
清 藏

其村々去ル丑御廻米納入用追割左之通、得其意来ル十
五日迄無相違可相返者也

三月十二日
一米百俵

清 藏

笠松

御役所

石神村

一永四貫六拾九文三分

一 金武両也

石神村
曹源寺

一 粮拾九俵
一 粮拾九俵

同 断

上川邊村

付二壹千余粒
一ノ拾六俵

下柄川邊村村

式ツ判金五両より同七両迄

○○判

三ツ判金七両弐分より同九両迄

○○○判

海上安全

三ツ判金拾両より同拾五両迄

○○○判

家門繁昌

五ツ判金廿両より同弐拾五両迄

○○○○判

尚々入組一件之儀、追て御面会之上御咄可申上候

急廻文を以啓上候、追々暖氣相成候処、益々御安清奉
存賀候、然今般御役所より兵賦人足之儀、来ル十八日
笠松出張被仰付候間、十日江戸出立付ては免御請事候
通、高百石ニ付金弐両ツツ之割合ニテ、十七日夕方迄
拙子宅へ御村当り之分、御取出し可被下候様御頼申候、
先ハ右之段申上度如此御座候以上

三月十六日四ツ時着

上川邊村庄屋

清藏様

石神村
柄井村
鹿塩村
甘屋村

秋葉山様御判証
連判

壹ツ判金壹両より同金弐両迄

○判

弐ツ判金弐両分より同四両迄

○○判

六 村 政

尚々入組一件之儀、追て御面会之上御咄可申上候
以廻文啓上仕候、時分柄薄暑ニ相成候処、弥各様方
御壯健ニ御勤役珍重ニ奉存候、然ハ今般組合惣代引替
為御願、去ル廿日笠松表へ出張仕、尚又同日大坂廻し
欠石割合所集会相兼候処、不廻寄御支配郡中一同入組
出来ニ相成、夫ニ付多分之日數相掛、然ル処先ニ事済
相成候間、昨廿九日夕方引取申候、乍併御組合村々御
心配筋等少しも無御座候、御安心可被下候、右ニ付て
は御村々御印形御改、無拠御差支も可被有之儀とハ、
御改無拠儀ニ付、右之延引之段御用捨可被下候、何卒
今日廻文之相添差立候間、御改御請取之上早行御順達
之程奉届候、先ハ右申上度此廻文御序も御座候節、御

戻し可被下候以上

寅三月晦日

橋井村惣代 伊六

一ヶ拾文七分
一ヶ拾六文四分
一ヶ拾八文九分
一ヶ拾六文三分

今泉村
木野村
多田村

貴村々當寅御膳糲仮割賦申渡し条、三判持參來ル明四
日朝四ツ時罷出可相届候、此廻状村名下令受印、早々
順達從留村可相返者也

四月二日

問屋
又三郎

笠松

御役所

丑年日光

御法会ニ付、道中筋宿ニ繼立人馬其外御手当之分、國
役金村高百石ニ付金壹両、永百六十メ文ツツ去丑より
来ル已迄五ヶ年之間、年々可相納旨被仰渡候間、得其
意去丑年分、左之通り當四月七日迄無相違可相納候、
此廻状早々順達從留り村可相返者也

四月二日

笠松
御役所

酒倉村

大津村

大杉村

一ヶ永八拾文八分
一ヶ四文八分
一ヶ五百三十四文八分

追て嘉吉は麻上下着用可罷出候、若病氣差參候得は、
名代のもの可差出候以上

四月九日
笠松
御役所

一ヶ六拾武文五分
申渡儀有之間、村役人之内壹人ツツ、来ル十八日朝五
半時分可罷出候、此廻状早々順達從留村可被返者也

下川邊村
則光村

石神村
橋井村

鹿塩村
上川邊村
下組村

同 東組
絹丸村
甘屋村

三奉行え

生糸御取締之義御種御触之趣も有之候処、新糸古糸不拘当五月より改印打始候筈ニ付、同四月中迄ニ分て是迄之通り、五月以後之儀ハ改印無之処、一切売買難相成候条其旨可相心得者也

右之通御触出候間可得其意候、右ニ付心得方之義左ニ申渡候

一御国内生産生糸之義近來外國輸出不少、追々及高価御締不宜、此上御国用足り尽候義ニ至候てハ、不容易事ニ付今般御沙汰之次第も有之、諸国生産之生糸取方為御取締支配御代官ニおいて、御料ハ勿論小給所、寺社領之分知又々相改、為是は糸又ハ織元遣用工惣て荷日延、公儀より御改被成候、大焼印打改外國行之分ハ小焼印打添可相改候、尤糸荷括り日ハ手漉紙ニて封いたし可差出、是又改之小印を押可相渡候

一御領私領之無差別、其筋取扱候者之内へ納、肝煎等ニ申付糸荷等引請取纏サセ候様、右肝煎名分ハ追て可相触候、右改所之義ハ笠松陣屋ニおいて相改候積り、尤手遠く村ハ春夏蚕とも糸挽立、時節村々惣代を請候積、右之分ハ前段之手数ニ也有之、殊ニ生糸ニ不相成輸出いたし候義ニ付、元紙壹枚ニ付永百文も為相納候筈ニ付、上方並西國筋之義も、同様相心得候義旨被仰出候事

を以可相届候、手附手代又ハ肝煎之者廻村改方為致候積

但改不相濟糸他へ壳渡候義ハ不相成事ニ候

一右手數料之義御国遣之分ハ、生糸壹貫目ニ付拾五両割を以置立、外國行之分ハ今般之御沙汰ニて、是迄御府内問屋、並所務いたし來候歩合ハ相止候ニ付、同壹貫目ニ付三拾両之當を以、都て品ニても代金ニても可相納候

板井村惣代

伊六

右之趣本前末々迄不洩様申渡廻状令請可候、以刻付
早々順達留村より可相返者也

寅四月十五日

御役所

一 永武貫拾文七分

石神村

右は去々子年御廻米納入用書面之通候条、來ル三日迄
ニ無相違可相納候、此廻状早々順達從留村可相返者也

五月朔日

御役所

一 永武メ五百武拾八文武分 石神村

其村々去々子年、大坂御廻米納入用左之通候条、得其
意来ル三日迄ニ無相違可相納候、此廻状早々順達從留
り村可相返者也

五月一日

笠松
御役所

廻文

添廻文を以啓上仕候、別紙御廻状之通兩用共、明二日
出立御上納可仕候間、今日夕方迄ニ拙宅御差出可被成
下候以上

寅五月朔日

今般生糸改方被仰出候ニ付、右改方肝煎右之名前之者
共へ申渡候間、生糸改方手続之儀ハ、兼て相触置候通
相心得改請候もの共は、最寄之肝煎之者え申立候様可
致候、右之趣小前末々迄不洩様相達、此廻状刻付を以
早々順達、
笠松 留り村より可相返者也

御役所

戌上刻上川邊村より受取、即刻柄井村え繼送り申候以
上

肝煎之者名前

当支配所

濃州羽栗郡笠松村

杉山市右衛門

久右衛門

伊兵衛

方縣郡古市場村

木田助

太郎

山縣郡世保村

梅原村

銀右衛門

葛原村

平右衛門

大西龜藏

助八郎

三郎

太郎

久右衛門

伊兵衛

木田助

太郎

山縣郡世保村

梅原村

銀右衛門

葛原村

武儀郡下有知村

政

官

兵

兵

衛

衛

郎

次

次

次

次

次

次

次

次

次

次

次

次

次

次

次

次

次

正字金は、来ル辰年三月を限り引替差出可申候、若等
閑ニ相心得右期限迄之引替不差出、隠置候てハ相糾被
達之上急度咎可申付、是迄右金類盜取其品出候節ハ、
兼て相触置候通増歩を以引替被下候得共、右期限り以
後は糺之上、其品被致咎可申付候間、其旨相心得弥以
心得違無之様可致候

右之通御書付候間得其意、村名下被致令請印、早々順
達從留り村可往返者也

六月十四日

御役所

一 永四貫百四拾文

石神村

右は去丑十一月より当寅五月迄繼払、郡中小役金書面
之通候条、来ル廿三日限無相違可相納、此廻状村名下
令請印、早々順達從留り村可往返者也

六月廿日

御役所

一 永四貫百四拾文

覚

諸入用

一 永七貫五百四拾三文貳分

笠松

新加茂郡

給金

右は兵賦給金並ニ諸入用割賦書面之通候条、来ル廿三

保字金・正字金とも夫々新金と引替候筈候處、兎角心
得違ニテ持貯候者有之哉ニ相聞、以之外之事ニ付、向
後世上通用停止すへく候、就ては慶長以来古金類之儀
も、先年通用停止被仰出有之候得共、是又同様持貯候
被可有之哉も相聞、不埒之事ニ付右古金類並保字金・

日無相違可相納者也

六月廿日

笠松
御役所

以廻文啓上仕候、時分柄大暑ニ御座候処、各々様御壯
榮ニ御勤役被成御座、珍重之御儀ニ奉存候、然ハ今般
御勤役被成御座、珍重之御儀ニ奉存候、然ハ今般
御触御座候郡中小役金、御村當り分明夕方迄ニ拙宅向
御差出可被下候、且又左ニ相印兵賦給金諸入用割賦と
も、是又同日御出金可被下候、先は右申上度此廻文早々
御順達留り村より、御戻し可被下候以上

六月廿日出
板井村惣代

伊六様

一金武両ト武匁六分五厘

石神村

以廻文啓上仕候、時分柄大暑ニ御座候処、弥々各
様方御勇健御勤役為在、珍重ニ奉存候、然は今般小役

金御上納御役所え罷出候処、別紙之通被仰渡御請印仕

候間、御村々小前末々迄不洩様御申渡被遊、御取締被
成候間可然奉存候、尚又小役金御請取御切手、御村々
壹枚宛御改之上御請取置可被下候、外ニ木屋下用通是
又御請取相成様御願申上候、且又今般兵寄人給金並請
入用之儀ニ付、御元様え歎願申上候処、殊之外ニ大六

ケ敷之儀ニて、済方ニも相成不申候間、来ル廿九日迄
御日延之書面差出引取申候、委細之儀ハ拙石神村へ直
參仕、又三郎様御咄し申上候間、外ニ御村々え追て御
相談も御座候間、何分此段御承知置可被下候、先は右
申上度、此廻文早々順達留り御村より御戻し可被下候
以上

一長防御征伐ニ付ては不取留風説を聞取、打寄批判等
不致様申付、諸事相慎村方取締旨第一ニ可懸心事
一士分僧修驗商人、都て如何敷躰之もの立廻り候ハハ、
心付品々寄早々可訴出候事

右被仰渡之趣承知奉畏候、組合限申通候様可仕候、依
之御請奉申上候以上

慶応式寅六月廿三日

加茂郡七ヶ村惣代

板井村庄屋

伊六

申渡儀有之間、村役人之内心得候もの壹人ツツ、其外
左之名前之もの一同、來ル十七日罷出可相届候、尤左
之名前之内ニテ役儀相勤候もの、其村役人代罷出候て
も差支無之間可得其意候、此廻状村名下令請印、刻付
を以早々順達從留村可相返者也

寅八月十日辰巳之上刻ニ上川邊村より請取、即刻柄井

村継送り申候以上

笠松

御役所

柄井村

以廻文啓上仕候、時分柄朝夕ハ冷氣ニ相成候処、弥各様御勇健御勤役珍重之御儀ニ奉存候、然ハ当七日夜大風雨御村候共、田畠痛御届之儀仕昨十三日夕方ニ引取申候、付てハ何レ之御村方ニも、少々宛ハ潰家も可有之候間、来ル十七日御召出し之節御届可仕候間、明十五日迄潰家間ニハ、家主名前等御取調之上、明後十六日笠松表え御出張ニ相成候様仕度候、尤御二役人御印形無遲滯御持参被成候、尚又今般御召出し之儀ハ、御冥加金御上納可仕様、被仰渡と過半相見え候ニ付、昨年御上納金御下帳御持参も有之旨可然奉存候、先ハ右之段申上度、早々順達從留村御返し可被下候以上

寅八月十四日

伊部助様

村々祭礼之儀、御時節柄相弁不取締無之様ニいたし、鳴物之儀は当分之内家業之外祭礼ニ候共、皆止候様可致候、此廻状村名下令請印、早々順達留り村より可相

返者也

寅八月十四日辰巳

笠松

御役所

以廻文致啓上候、各々様方弥々御安全被成御勤役、珍重奉存候、然は先般笠松御役所より、御触御座候生糸御改方之儀は、兼て御承知之儀ニ候得共、最早生糸引上ニも相成候儀と被存候間、其御村方御取調之上、来る廿二日迄三肝煎与次右衛門方え、有無もの御申出可被成候、尤当方ニテ御改印受御渡し可申候、且又御村方之内、万一心得違ニテ御改印無之もの取扱、他より洩聞候節ハ無用捨御取上ニ相成候間、右之趣小前末々迄不洩様御申渡、右日限迄ニ右与次右衛門方え無相違、御差出可被成候、此廻状早々御順達留り村より、御返事可被成候以上

寅八月廿日出

生糸御肝煎方石神村

右同断下川邊村 清右衛門

与治右衛門

追て一両日之内、笠松より御出役ニ相成候間、本文日限ニは無相違御申出可被成候以上

公方様御不例之處御養生不被為叶、去ル廿日卯上刻被

遊薨御候ニ付、普請鳴物停止之事

一 御相続之儀一橋中納言殿え被仰出、去ル廿日より上様と可奉軀旨被仰出候

右之趣相心得廻状村名下令請印、刻付を以早々順達留り村より可相返もの也

寅八月廿五日出

笠松

御役所

四月廿六日夜亥上刻ニ上川邊村より請取、即刻柄井村え繼送り申候以上

公方様薨御ニ付、普請鳴物停止之儀は、別紙触置候通相心得、町方は勿論村方ニても、往来筋は軒□□とみをおろし、急度相慎町方は番手桶差出、仮番所補理番人附置、村役人差添時々相廻り、別て願中は繁々相廻、第一火之元入念胡乱成者ハ相改、若怪敷相聞候ハハ召捕可差出、尤役所よりも見廻之者差出可申事

一 旅籠屋並郷宿等ニテ為致止宿候ものハ、名住所等相糺留置、其段宿村役人相届可申事
一 百姓町人共享主たる者ハ勿論、其外共當分他行可致遠慮事

一 今日より日数七日之内、諸商人商売之儀可成丈ヶ穏

便ニ取引いたし、並茶屋向等ニテ酒食商ひいたし候輩ハ、別て入念可申事

但商人見せをしとみをおろし、売物見せ外え一切出し置申間敷候、尤しとみの替り障子を横ニいたし、差置候ても不苦候

一 諸商人売物在町を売步行候儀、当分可致遠慮事

一 油屋ニてから臼並米麦搗候儀は不苦候、尤うたなどうたひ申間敷事

一 海川山殺生今日より三日相止メ可申事

一 鋸物師・鍛治職並湯屋渡世は、火之元第一之職分ニ付、一両日遠慮其余停止中は、日中ニ限り穩便ニ可相稼事

一 子供とも堂最等え集り、煙ヶ敷儀無之様可心附事

一 寺院ニおいても朝夕勸行時之鐘は不苦、其余法談等無用之事

一 停止中若病死之者有之葬送りいたし候とも、少人数ニテ如何ニも穩便ニ可取行事

一 髪結床之儀人集候義ニ付、如何ニも穩便ニ相稼雜談高声等決て致間敷事

右之通相心得、小前末々門前借家之者迄不洩申渡、急

度相慎可申候、此廻状村名下令請印、不限昼夜刻付ヲ
以早々順達、從留り村可相返者也

寅八月廿六日出

笠松
御役所

当月廿七日夜丑ノ刻上川邊村より請取、即刻柄井村へ
繼送り申候

石神村 又三郎・栄八・善吉

上川邊村 幸三郎・小左衛門

鹿塙村 九郎三郎・友八・利平・傳右衛門

甘屋村 岡吉・谷吉

右は先般生糸御改ニ付、笠松より辻雄次郎様御廻村之
節、糸主之印形御取り被遊度被仰聞候処、其節右之衆
中夜中御役立申上候てハ、御迷惑と存候間、追て御用
席迄御銘々印形之儀御断申上置候、附ては明九日昼時
迄ニ印形御取集、拙宅向御差出被成下候、御廻文早々
御順達留り村より御戻し可被下候以上

寅九月八日

生糸肝煎方下川邊村
与治右衛門様

御本丸御鷹御用余差之内、中之村々立廻り押て止宿又

はいろいろ錢等ねだり候者有之由候相聞、右は其筋よ
り當國之間え、余差とも差出候儀無之由ニ付、万一御
用余差と申越之、立廻り候もの有之候ハハ、召捕吟味
お□□□条得其意、村々之おつくハ止宿等之儀ハ勿論、
人足錢或は人足差出等決て不致、其所ニ差押置早々可
附出候、此廻状村名下令請印、順達從留村可相返者也

寅九月十四日

笠松
御役所

一人足式拾五人

四人

四人

六人

武人

三人

壹人

三人

武人

一馬壹正

右は鍬三郎儀、當國方為檢見致廻村候ニ付、我等共附

乗物壹挺

長持壹棹

兩掛六荷

合羽籠武荷

竹馬三荷

挾箱手代り

駕籠壹挺

乘替壹挺

添明後十六日明六ツ半時笠松陣屋出立、別紙廻村順帳
之通罷越候条、得其意書面人馬差出無遲滯繼立、渡船

限建札いたし、他支配他領境紛敷之様、目印建置村役
人共村境え罷出(添)、耕地繪図差出正路之案内いたし、繩

庭其外附法之用具等、都て無差支様可被取斗、休泊
之儀も別紙之通相心得、所有合之品一汁一菜ニテ相賄、
馳走ヶ間敷儀決て致間敷候、此先触早々継送り、従留
村笠松陣屋え可被相返候以上

寅九月十四日出

岩田鉢三郎手代
飯佐進兵衛

若林弥留
辻不法合無印
原繼雄次郎
右同断
福田清作
右同断

別紙廻村順帳

村々役人中

追て郡代の方上下八人、我等共上下拾壹人、宿壹軒之
積賄用迄可被致候、手狭ニ候ハハ宿式軒ニても不苦候
以上

御先触壹通
御廻村順帳壹冊

御日会品壹通

廻状

下川邊村壹通

出廻文

メ四通外ニ色木箱壹箱

九月廿五日夕より同廿六日朝迄

一四百四十七文

一錢七貫九百拾六文

此白米九升五合

合錢八メ三百六十三文

米代
但シ右同断

内金甘壹匁貳朱入

石神村

公方様薨御ニ付鳴物停止之儀、先達て相触置候処、兼
て能々鳴物共御免相成候間、其旨相心得此廻状村名下
令請印、不限昼夜ニ刻付ヲ以早々順達、従留村可相返
者也

十月十一日

御役所

以廻状啓上仕候、迎寒之砌御座候処、各々様弥御安康

被成御勤役、珍重御儀奉存候、然は今般當寅御年貢米之内、早廻し被仰付候儀ハ、兼て御承知之通笠松表ニテ、内割合仕置候分御船取之上、来ル廿六日船積、翌廿七日川下ケ、廿八日迄桑名湊着米取斗可申旨、宮本様より吳々御談事ニ相成候間、右之御心得ニテ早行川下ケ可成申候、尤御改之儀は笠松河岸ニテ、御廻村御掛り水野様御改ニ相成候間、左様御承知可被下候、且又当寅御膳糲御手本之儀一村限可相納候處、惣代納之段右水野様え御内願申上置候間、来ル晦日迄ニ差出可申旨被仰付候間、廿九日昼頃迄ニ御惣代伊六様向へ御差出、一同御上納ニ相成候間、左様思召可被下候

一当寅御廻米郡上郡並新附加茂郡え、当両年ニ御座候處、方縣郡共勿論當新附迎も、兼て御相談申上候通米壳格外高値ニ付、多分欠石相立候ては乍恐迷惑仕候間、右納名主之儀笠松御用会所ニおいて、郡上郡惣代中え相断度旨申出候處、惣評議ニ罷出種々口割有之候處、無拠儀次第ニ付、其郡限り、添納方可然者ニテ其段御役所え、書面を以願立相成候處、御役所ニおいて夫々御評定ニ相成、新方之儀ゆへ御取締等之書面、御取り被遊候儀御座候、且又何れ之御村

方ニても桑名湊ニおいて欠米相立、甚難渋罷在候間惣郡一件談示之上、桑名湊中御取寄奉願上候處、早速御聞済之上廻船方え御談示ニ相成、湊中御取寄相成郡中立会之上、□□申候處会所ニ在之件引寄候處、壱合八・九勺宛やも入用多ニテ、新升ニ御取替奉願上候處、廻船方ニおいても、夫々難渋申立双方え御利解ニテ、江戸表え御申遣し之上、御藏御手ニ□御様升御取寄之筈ニテ願申、並廻船方双方納得いたし候儀ニ御座候、右之外早々申上度儀多分御座候得は、廻文ニテは行届不申候間、何卒乍御苦勞来ル廿一日、与治右衛門宅ニテ出会仕候間、同日早朝より御出席奉願上候、此廻文早々御順達、留り村より追て御返事可被下候以上

寅十月十八日
下川邊村惣代

与治右衛門様

其村々當寅御年貢初納、並當寅へ御廻米納入用仮割別紙之通候条來ル廿日迄、無相違可相納候、此廻状村民下令請印、村順達相廻り從留村可相返者也

十月十八日
笠松
御役所

一 永式 \checkmark
一 永式 \checkmark 五百文
 \times 金四両式分

初納金
納入用

申渡儀右之間、三判持之來ル月三日朝四時罷出可相届候、此廻状村名下令請印、早々順達從留り村可相返者也

笠松
御役所
加茂郡
石神村
板井村

一 御米百式拾五石
内訳
八拾壹俵
三拾俵
六拾俵
八拾式俵
三拾俵
三拾俵
 \times 三百十三俵

東組合村々

下川邊村

板井村・則光村

石神村

上川邊村

廿屋村

鹿塩村両組

十月廿四日
惣代

伊部助様

其村々當寅御膳糀手本齊御廻米上中下、手本米來ル廿九日迄ニ無相違可差出候、此廻状村名下令請印、早々順達從留村可相返者也

十月廿六日
笠松
御役所

茂ニテ四百石、右之内武百石は西組合ニテ引請、右は

笠松ニおいて内割合仕、兼て御承知之儀ニ御座候処、

偏ニ小船入津いたし候ニ付、前書之通四百五拾石之内
武百石は古加茂、武百五拾石新加茂え相当り、内百廿
五石西組合、跡百廿五石当組合え割合ニ相成候間、左
様御承知可被下候、江戸納入用之儀ハ、跡より取調可
申上候、先ハ右之段申上度、此廻文刻付日程早々御順
達、留村より御戻し可被下候以上

寅十一月七日

下川邊村惣代
与治右衛門

以廻文啓上仕候、寒冷之節各々様弥御繁栄被成御勤役、
珍重御儀奉存候、然は当寅御年貢江戸御廻米納入用弁
乗納人給金共、御廻米百石ニ付金拾両之積を以、古加
茂・新加茂右之振合度、来ル十日迄ニ与治右衛門え向
無相違御差出し可被下候、尤四番船乗納人之儀は、木
野村え四ヶ村当リニ相成候間、御心得迄ニ申上度、且
又当寅御膳糲之儀は、当四月中被仰渡候、仮御割賦通
ニテ過半相済候様子、尤治定之儀は御請割賦ならてハ、
相分不申様被仰聞候儀ニ御座候、此廻文早々順達留り
御村より御返戻し可被下候以上

寅十一月九日

下川邊村御惣代

与治右衛門様

村数柳井村・石神村・鹿塙村両組・廿屋村

以廻状啓上仕候、寒冷之節弥各様御安清ニ被成御勤役、
奉恐前々候、然は此頃笠松表え御出張之砌ハ、何角御
苦勞奉存候、其砌相談申上候通り、此掛御配弁両組え
見舞金、御相談申上割合仕度候間、来ル十一日拙宅え
向御出張可被下候、尤当節ハ難行之儀ニ付、可成丈早
行御出張御願申上度、此廻文早々順達留村より御戻し
可被成下候以上

以廻章啓上仕候、寒冷御座候処各々様弥御安康被成御
勤、珍重之御儀奉存候、然は当寅御膳糲早行撰方出来
方之上、改見分日限等取調可申立旨、小瀬何岸御用先
水野逸作様より、西惣代清次郎殿御呼出ニ付、昨十一
日朝罷出候て、古加茂惣代とも談示之上、新加茂村々
之儀は迎も冬分出来兼候訳、清次郎殿より御歎願御会
被御申上候得共、当年之儀ハ船都合宜ニテ、最早拾壹
番船迄取船入津いたし訳ニテ、迎も来春迄ニ申儀ハ不
行届、種々操立日限可申立旨被仰渡候程、昨昼夜同人
より被申越候ニ付ては、来ル十日頃迄之処御日延之儀

奉願上度故ニ、尤ニは御座候得共、此儀御聞済ト申儀

ニも無之候間、其御村々ニおいて小前末々迄、可成丈

手操いたし、早行撰立方出来致候様御取斗可成候、且

又御掛け水野様より、触船取定被遊度儀ニ付、村々御

廻米辻並御膳糀之儀ハ、去丑辻ニて宜敷候間、早々取

調可申立様小瀬何岸ニおいて、吳々御談示ニ相成候趣、

清次郎殿被申越候間、此段御取調來ル十五日迄ニ御取

調書付、拙宅え向御差出可被下候、尤御廻米下り辻之

儀ハ、破免相立候村々も在之候得共、御取調之上畠方

取米何程、此儀は追て引方左様談示之上申立度段申参

り候間、こさいニ御懸之上、右日限迄ニ是御差出可被

下候、先は右之段可得相意、此廻文早々御順達留り村

より御返済可被下候已上

寅十一月十三日

下川邊村惣代
与治右衛門様

か子母山材切判形

口入申にメ

尾張殿領分濃州か子母山より仕出用材、別紙切判形差遣候条、若出水致散乱候節ハ掛留置早々可訴出候、尤右之趣小前之もの共えも申渡置、不取締之儀無之様可

取斗候、此廻状早々順達留り村より可相返者也

笠松
御役所

加茂郡
下川邊村

石井村
石神村

上川邊村
石神村

一永八貫四百八拾八文五分

右は其村々、去丑御廻米納入用請割書面之通候条、来る廿日迄無相違可相納候、此廻状村名下令請印、早々順達従留村より可相返者也

寅十一月十七日辰

笠松
御役所

出羽守殿死去被致候、仍御書付出候間、此廻状披見之

日より日数三日間、鳴物停止普請不苦条可得其意、此

廻状村名下令請印、昼夜以刻付早々順達、従留村可相

返者也

笠松
御役所

十一月廿一日朝卯ノ上刻請取、即刻柄井村へ継送り申候以上

差上申御請書之事

當年諸國作方不宜之趣相聞、米価格外高値ニ相成、下々難儀可致候ニ付、公辺ニおいても外國米御買入ニ相成思召ニ候得共、潤沢之為外國米買入壳捌不苦候て、商人共より勝手次第買入候様可致候、右之通御書付出候間銘々罷帰、組合戸村々えも可申通旨被仰渡承知奉畏候、依之御請奉申上候以上

寅十一月

御役所

願主
惣代連中

右之通被渡仰候間、組合戸村々迄可申達旨被仰渡、仍之御承知之趣、村名下ニ御請印形之上、御廻し可被成候、此廻状早々御順達留村より御戻し可被下成候以上

下川邊村惣代
与治右衛門様

以廻文啓上仕候、寒冷之節御座候得共、各様益々御安健被成御勤役、珍重御儀奉存候、然ハ去丑納入用請割御村之当月之分、当月廿日御上納仕候ニ付、御請取書御下ケニ相成候間、其村々壹枚ツツ御取廻し可被下候一當寅御膳糲撰立之儀、來早春迄御猶予奉願上候得共、當年之儀ハ是迄□ハ格外之儀ニテ、最早拾九番艘迄桑名湊え船入津いたし、御猶予之儀更ニ御聞済無之、

六 村 政

然ハ新加茂村々之儀ハ、先前より撰立方手間取候ニ付、來月十五日迄之処、何れニも御猶予不被成下候ては、逆も撰立不行届段、折入て御掛かり水野様へ吳々御願申上候ニ付、其段御郡代様え御伺ニ相成処、惣代共は勿論村々役人逆も、精々心配はいたし候得共、右ニテは早行方不相成候間、撰立出役之者差出可申旨申渡候処、右御掛かり様え御談示ニ相成候間、右之御心得ニテ小前末々迄、不洩様御触可被下候、尤御撰立御出役様之儀ハ、古加茂御取始ニテ来月五日笠松御発駕ニ相成、夫より当組合ニ御廻村ニ相成候間、左様御承知吳々御手廻し可被成候

一 当寅御廻米早廻し壹番船納入用之儀、笠松御用会所ニテ取替壹番船乗納人、山縣郡梅原村新右衛門殿と申仁え取替相渡ニ相成、右ニ付下拙ニ取替出金可申旨被申聞候間、金八両取替差出申候間、石神・上川邊御両村ニテ御割合、明廿九日迄ニ御差出可被下候、尤外ニテ時借いたし候儀ニ付、御割分御添被遣候様御頼申上候

一 当寅畠方御引方願之儀ハ、先月中村々御一同御願之儀ハ、御承知之儀ニ御座候処、未タ表向被仰渡候儀

は無之候得共、当組合之処ハ多分四分御引方之積、
御伺ニ相成り様趣、附ては畠方御取米之内、定取並
ニ屋敷高御引去り之上、右畠米之内前頭之通四分御
引去、全ク当寅年田畠御取箇何程ニ相成、御取調之
上乍御面倒右取調書付、拙方え急々御差出可被下候、
尤御膳糲御村々御請割之儀、未タ被仰渡無之候間、
御仮割賦ニテ御取調、全ク御下り辻何程ニ相成候段、
御申越可被下候、且又当寅年御川下ヶニ相成候分、
こさいニ是又御越被下候様仕度存候

一 今般被仰渡候当寅九月より来卯二月迄、江戸表兵賦
給金臨時御手当、御貸渡ニ相成候間、新古加茂郡兵
賦村々ニテ、永九拾壹貫貳拾四分御割賦ニ相成、右
之内古加茂ニテ半分、新加茂ニテ半分、右は拙村方
之儀兵賦掛り之村方ニ無之候間、上川邊・石神御両
村御申合御談判之兵賦掛り、御村々より御取立、來
月二日迄ニ拙方え向御差出可被下候、翌四日笠松え
出立御上納可申候旨、右日限無相違御差出し被下候
様致度奉存候

一 当寅御廻糲為御改水野逸作様御儀、当月五日御發
駕ニテ、古加茂御手始ニテ御廻村之御積、附てハ廿

屋村之儀御延見之儀、此頃笠松へ出張仕候ニ付、其
段申上処どうやら御聞済ニ相成候趣、近日御廻村御
泊先之村へ御伺之上、御申上被成候ハハ、多分御聞
済ニ相成候儀と奉存候、尤少々〇印御持参之上可然
と奉存候

一 当寅御膳糲余糲之儀東西ニテ都合三俵、右之内壹俵
半拙村並石神・上川邊、右三ヶ村ニテ取斗來候処、
当年ハ不残西組合ニテ取斗之積、先達て中西惣代中
え頼置候処、外村々へ談事ニ相成候処、当年ハ格外
米価高値之折柄ニ付、当寅年之儀ハ是迄之振会ニテ、
西ニテ壹俵半、東ニテ壹俵半之積取斗吳候様、此頃
西惣代中より談事ニ御座候間、上川邊・石神壹俵之
処、御取斗被下度御頼申上候

一 笠松郷宿木屋傳右衛門殿方飯米之儀、買入方不都合
之次第二付、都て郷宿引請村々より、少々之取集被
差出候趣、附ては此頃西組合之儀は、壹艘差下しひ
相成候間、此段御承知之上東組合ニても御相談之上
壹艘御差下し方御取斗可被下候、尤右は此頃小役割
見届として罷出候砌、右郷宿より強て頼入も有之候
間、下拙並伊兵衛様え向、吳々外御村々え頼吳候様

分て申越候間、何分御手厚之御取斗奉願上候、尤下
川邊村之儀ハ、此頃笠松え差送り申候、左様御承知
可被下候、右之段申上度此廻文早々御順達、留り村
より御返却可被下候以上

十一月廿八日

下川邊惣代

与治右衛門様

急廻文を以致啓上候、甚寒之砌ニ御座候處、各様方御
渝御勤役被遊御座珍重奉存候、然は当寅御膳糲之儀御
改として水野様御儀、当月七日・八日兩日之内は、東
組合御出役相成候趣ニ御座候間、左様御承知置此廻文
早々御順達、留御村より御戻し可被下候以上

十一月四日

下川邊惣代

与治右衛門様

一 笠松御役所十二月四日夜五ツ時

一 永武メ三十七文七分

甘屋村

一 ハ壹メ九百三十四文四分

鹿塙村上

一 ハ壹貳武百九十七文五分

同村下

一 ハ五メ五百七十文三分

上川邊村

一 ハ五メ四十六文九分

石神村

一 ハ壹メ六百七十三文

柄井村

一 ハ四メ三百十文弐分

下川邊村

一 ハ百廿文三分

則光村

右は当寅六月より十月迄遣払候、郡中小役金東西之通
候条、来ル十日迄無相違可相納候、此廻状村名下庄屋
令請印、割付を以早々順達從留り村可相返もの也

十二月四日卯下刻

笠松

御役所

上川邊村より請取即刻柄井村え繼送り申候

岩田小名村より白川行、郡中小役金御廻状十二月四日
夜亥年上刻ニ、小名村より請取即刻白川・小原村え繼
送り申候以上、弐人夜分ニ付金三朱

覚

一人足三人 但シ両掛壹荷、駕籠壹挺

右は当寅御膳糲改方為御用、明後六日明ケ六ツ半時出
立、廻村いたし候条其意都て無差支様可被取斗候、此
先触早々順達留村へ可被下、着之上可相返候以上

寅十二月四日

岩田鍼三郎手代

水野逸作

加茂郡村々御糲並御米改方為御用、明六日出立廻村之

積相達候処、休泊之儀左之通入狂ひ候間、可得其意此
追触、早々順達留村々へ可相返候以上

十二月五日

岩田鍼三郎手代

水野逸作

下候以上
十二月六日

柄井村惣代

伊兵衛

急廻文を以啓上いたし候、甚寒之節御座候処、弥各々
様方御壯栄ニテ、御勤役被遊御座奉恐賀候、然御膳糲
御改として水野様御儀、御出役ニ相成候ニ付、大杉村
清次郎殿小迫間村御泊り被御伺、古加茂郡惣代中とも
談事之上、水野様ニは御酒角ニ無御座候間、御泊り御
村々ニテは金百疋ツツ、下人え銀壺朱ツツ御泊り村ニテ
取斗、御酒さかな等之儀ハ、所有合之品ニテ相済可申
段談事合之趣、清次郎殿より申参り候間、此段廻文を
以申上候間、左様御承知可被下候、此廻文早々御順達
留御村々より御戻し可被下候已上

寅十二月七日

下川邊村惣代

与次右衛門様

以廻文啓上仕候、時節柄甚寒ニ御座候処、弥各々様方
御壯栄ニ御勤役珍重之御儀ニ奉存候、然ハ今般當寅御

膳糲並御廻米、為御改と水野逸作様御廻村ニ付、来ル
八日酒倉村御泊候間、組合村々為惣代下川邊村与治右
衛門殿、拙者共兩人ニテ御伺ひ相済、可相心得ニ御座
候間、左様御承知可被下候、御廻村之御用意可然奉存
候、此廻文早々御順達留村より、御序之節御戻し可被

寅十二月十一日夜亥下刻上川邊村より請取、即刻柄井

笠松
御役所

其村々當寅年御膳糲御割賦申渡間、來ル十四日朝五ツ
時、村役人之内壱人ニ三判持參罷出可相届候、此廻狀
刻付を以從留村可相返者也

村え繼送り申候以上

高拾八万六千六百六十九石六斗八升四合三勺三才、百

石ニ付永武百廿四文掛

一金壱兩壱分ト永六拾弐文四分

合銀三千百七十七メ八百六十弐文

此金四百十八両ト永百四十文壱分

一米百弐拾壹石六斗五升七合四勺

石神村

右は其村々當寅御廻米書面之通候条、得其意是迄川下
ヶ取斗候分引之殘米、來ル廿一日迄ニ湊皆着可取斗候、
且右川下ヶ取斗候分、員數早々取調可申聞候、此廻状
早々順達從留村より可相返者也

寅十二月十五日

笠松

御役所

以廻文致啓上仕候、甚寒之節御座候得共、各々様弥御

安健被成御勤役奉恐嘉候、然は當寅太餅米買納代、右
積並堤方人馬貨両積共、都合能御上納仕候間、其村々

ニテ御切手弐枚之御帰御受取可被下候、右御上納ニ付

右ハ當寅年買納可致、太餅米代金凡積り左之通、當月
廿日迄無相違可相納候、此廻状村名下令請印、早々順
達留村より可相返者也

十二月十三日

笠松

御役所

石神村

寅十二月十四日辰下刻上川邊村より請取、即刻柄井村
へ繼送り申候以上

一永九貫文

右ハ當寅年買納可致、太餅米代金凡積り左之通、當月
廿日迄無相違可相納候、此廻状村名下令請印、早々順
達留村より可相返者也

十二月十三日

笠松

御役所

石神村

右ハ當寅年買納可致、太餅米代金凡積り左之通、當月
廿日迄無相違可相納候、此廻状村名下令請印、早々順
達留村より可相返者也

十二月十三日

笠松

御役所

十二月廿三日

下川邊村惣代

与治右衛門様

追て当寅御皆済目録写壹冊ツツ写取、御頼申候處、出来いたし候間差上申候、此村々ニテ壹冊ツツ御落手可被下候以上

一永九メ

石神村

当寅年買納可致太餅米代金凡積り左之通、当月廿日迄無相違可相納候、此廻状村名下令請印、早々順達留り可相返者也

十二月廿三日

笠松
御役所

以廻文致啓上相成候共、益々御壯健ニテ迎春之御用意可被仰付と奉珍嘉候、然は今般御取締筋ニテ、此頃笠松え出張仕候處、別紙之通御取締被仰渡候間、御村々御如才ハ有之間敷候得共、小前末々迄不洩様被御申渡候様仕度、いさいハ別紙ニテ御承知可被下候、此廻文早々御順達、留り村より御返却可被下候以上

寅十二月廿七日

下川邊村惣代

与治右衛門様

以廻文致啓上候、弥各々様ニモ御壯栄、迎春之御用意

二五二 川普請触書

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 年号不詳であるが川普請に関する触れ書きである。あらかじめ予定された場所以外は一切行わないことを村々に周知したもので、さらに、材料などの高値の未然防止をもはかつてゐる。

封書

御触書

壱通

井上又左衛門

川邊村

柳井村

庄屋

組頭

惣百姓

右之通承知仕奉畏候以上

川邊村

庄屋

吉

兵衛印

柳井村

庄屋

儀右衛門印

此度濃州・勢州・尾州東海道筋川々御普請之儀、濃州・勢州・尾州の方先達て見分目論見之外、猶又増彼所之分此度見分目論見の積り付、右之外追願増願於場所願出し候共、不取上筈之間決て願出間敷候、且東海道筋之儀は、此度見分目論見之上、是又前書同様之事ニ候間、御普請所村々之儀は、掛け役人差図次第諸事無差支、正路ニ御普請可相仕立候、御普請之儀都て村請ニテ相仕立外請負人等え相渡申間敷候、且御普請中竹木其外御普請之諸色、無謂高値ニ致間敷候
右之趣御料は御代官、私領は領主・地頭より村々え不洩様可申渡候

右之通濃州・勢州・尾州・東海道筋村々之内、領分知行有之向々え可被相触候

九月

右之趣從公儀被仰出候間、其旨相心得可被申候以上

十月十七日

矢嶋專左衛門

六 村 政

五八一

III 村役人

且亦御年貢御上納物等ハ、隨分御大切ニ為相守、万
一引負等仕候ハハ、村方へ引受弁納可仕候、一同連
印を以奉願上候以上

寛政十二年申十一月

濃州加茂郡下川邊村
庄屋願人喜右衛門印

百姓 次郎作 次郎兵衛 小三郎
次郎兵衛 次郎兵衛 傳右衛門

木下喜作氏所藏

○町内下川辺

(解説) 寛政一二年(一八〇〇)の庄屋役交替の文書で
ある。跡目相続人選出について、村人が連名で役所へ願書
を提出し、さらに、村役人が追い書き形式で、一札を入れ
たものである。

乍恐以書付奉願上候

一当村庄屋喜右衛門儀、是迄庄屋役相勤罷在候處、老
年ニ罷成御役衛難相勤御座候間、退役之上隱居之義
御願申上、右後役跡敷共村方一同相談之上、併官兵
衛へ被仰付被下置候様一同奉願上候、右官兵衛儀実
躰成者ニテ、是迄御咎等蒙り候者ニテハ無御座候、

六村政
兵衛助
右衛門利
小兵多
右衛門左
衛門勇
右衛門浅
衛門介
衛門善
衛門吉
衛門七
衛門佐
衛門九
兵衛助
兵衛助
兵衛助
兵衛助

平右衛門
瀬野右衛門
茂兵衛
利右衛門
与右衛門
角惣新藤
利右衛門
庄右衛門
源清四郎
甚三郎
庄右衛門
源四郎
庄右衛門
藏助七郎
半念郎
多藏郎
半藏郎
安右衛門
平三郎
嘉助郎
六兵
喜源郎
庄嘉郎
長幸郎
久右衛門
十五郎
金林郎
佐五郎
和金郎
助佐郎
藤佐郎
庄佐郎
善吉郎
藤善郎
多吉郎
兵衛門
右衛門
左衛門
兵衛門
助衛門
衛門
作衛門
六衛門
七衛門
八郎郎
郎郎郎
郎郎郎
郎郎郎

右村百姓代
年寄圓右衛門
武寄圓右衛門
助衛門
作衛門
六衛門
七衛門
嘉助郎
六兵
喜源郎
庄嘉郎
長幸郎
久右衛門
十五郎
金林郎
佐五郎
和金郎
助佐郎
藤佐郎
庄佐郎
善吉郎
藤善郎
多吉郎
兵衛門
右衛門
左衛門
兵衛門
助衛門
衛門
作衛門
六衛門
七衛門
八郎郎
郎郎郎
郎郎郎
郎郎郎

下川邊
御役所

庄屋跡役願人
官兵衛

前書之通奉願上候處、願之通喜右衛門儀ハ退役被仰付、
跡役之義ハ併官兵衛へ庄屋役被仰付候間、何事ニよら
す正路ニ相勤メ、別て御年貢米金銀上納方之義ハ、御
役前より御触日限通急度相納、村内並郡中諸夫銀等、
可成丈ケ不相掛様、実意ニ取斗ひ、都て金銀米錢請払
ニ付、聊も不正之筋無之様、可被斗旨精々被仰渡、一
同承知奉畏候、依之連印御請一札差上申所如件

申十二月廿一日

下川邊村百姓

年寄圓右衛門
庄屋武寄官兵衛
助

御役所

二五四 庄屋役退役取調願

○町内下川邊

木下喜作氏所蔵

(解説) 文化一〇年(一八一三)の庄屋役退役にともなう文書である。理由もなく退役となつたため、三郡総代が真相究明を役所に訴えたものである。恐らく当事者が、前記総代を動かしたものと思われる。

乍恐以書付奉願上候

一 当村郡中代割元官兵衛儀、先祖より右役数代相勤並居村庄屋兼役罷在候処、去ル文化七午年右庄屋致退役候故、何等之訛ニテ庄屋退役被致候哉、不実私欲虛妄之筋ニも無之哉と相尋候処、何之訛も無之村方より暫ク休役致呉候趣、年寄与次右衛門・百姓代圓右衛門を以申聞候ニ付、任主意右之姿ニ御座候旨申聞候、左様無筋役儀取離候儀ハ不本意と存、殊ニ以無謂為致退役候儀不行跡之致方、剩御陣屋元村之儀見聞及候て、外村之手本ニも相成候得は、郡中村々不取締之差闇ニも可相成儀ニ奉存候、依之郡中四拾余村一同評儀之上申合、追々種々挨拶ニ及候得共、村方ニ害申募候者有之と相見一向承知不致、無拠村々手を引罷在候、然処右様害ヲ申募四拾余村、蔑ニ致候程之者共御座候得は、此上何様之儀仕出、郡

中難渋懸候も難斗存候、左之上ハ御大切之御用人馬次ニ郡中用段、文通等為持候儀難為致旨官兵衛え申聞候処、此儀至極尤と申夫より当村え郡中より申談有之節、都合宣敷者斗以来御用人馬、其外郡中用談等ニ遣イ度と申、依之郡中帰依又ハ不用之族名前取調呉候様、官兵衛より後庄屋与次右衛門之數度懸合ニ為及候処、与次右衛門答候は、其段村方え申聞、兩三度出会致候得共、右名前相分不申と斗のみ、惣代茂左衛門方え申答、右訛相立不申故其段茂左衛門より、官兵衛へ申談示候ニ付、無拠官兵衛より又々郡中え申聞候は、右兩三度之村方出会之儀ハ、全与次右衛門偽りニ御座候旨申談事候得は、何卒右与次右衛門始、其外役懸り之者村方一同被召出、右出会正邪御糺之上、名前相分候様被仰付、被下置候様奉願上候、右御用人馬郡中用談人足相勤候得は、夫々賃錢等相払候ニ付、百姓作間之助成ニも相成候間、郡中え相但候方遣イ申度、若又当分人馬御入用之節ハ、柄井・石神・上川邊・鹿塙其外近村より人馬差出、御用差支無御座候様取斗可申候、就中右御吟味之節、何角御尋被為遊候儀御座候ハハ、郡中代役之

義ニ御座候得は、何卒官兵衛被召出、被仰付被下置
候様乍恐奉願上候、委細官兵衛得と承知之儀ニ御座
候得は、御請御答可奉申上候、依之郡中惣代印形書
付を以、幾重も奉願上候以上

二五五 庄屋役入組收拾書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

文化十四年三月

郡上郡村々惣代

甚三郎

多兵衛

久兵衛

重右衛門

同断惠那郡兼物代

茂左衛門

(解説) 文化一〇年(一八一三)の庄屋役に関するもの
である。当事者が解決策を上申したもので、庄屋を二名と
し、その他の村役人を選挙で選ぶという收拾策である。当
時としては珍しい、村役人の入札による選出方法である。

右郡中奉願上候通少も相違無御座候、若御吟味之義御
座候ハハ、私え被仰付被下置候様奉願上候、仍奥書印
形を以奉願上候以上

乍恐口上書を以奉申上候

一去ル文化六巳年より庄屋役之儀、彼是入組村方相治
り不申候ニ付、此度村方小前之内三拾余人之者、何
卒村方相治り候様、御利害奉願上候所、村方一同被
召出御利害被成下置、双方屈服奉伏一同熟談仕候ニ
付、以来治り方仕方可申上旨被仰付奉畏候、依之村
方銘々口上書を以奉申上候

下川邊
御役所

郡中代割元
官兵衛

一三役共元成官兵衛・与次右衛門・圓右衛門ニ、被仰
付被下置候ハハ、先年え立戻り相治り可申哉ニ奉存

候御事

一庄屋役之儀官兵衛・与次右衛門連名ニ仕、年寄役百姓代之義、村方一同入札ニ仕候て取究候ハハ、相治り可申哉ニ奉存候御事

一三役共村方一同ニ仕候得は、凡百軒も御座候處、此度願方三拾余人ならてハ無御座候間、其余六拾軒も御座候ニ付、右六拾軒之内願方之入札程とり、余ハ焼捨双方打合開札之上取極候ハハ、相治り可申哉ニ奉存候御事

一官兵衛・与次右衛門・圓右衛門、名前余ヶ一同入札とり、右願人之札數程打合開札之上取究申候ハハ、相治り可申哉ニ奉存候御事

右は何れも先一両年之内取究置候ハハ、其内ニハ村方も追々柔軟ニ相成可申と奉存候得ハ、何卒右之内ニて御糺被仰付、御利害被成下置候ハハ、一同難有可奉畏候以上

文化十四年五月

下川邊村郡中代割元

官兵衛印

下川邊
御役所

二五六 庄屋役入組訴訟願

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文化一〇年(一八一三)の庄屋役に関するものである。役所の裁定によつて、庄屋役選任を種々協議したがまとまらず、訴訟として再度、役所へ提出した願書である。

右出入訴訟

乍恐以書付奉願上候御事

下川邊村小前惣代

金十郎印

常右衛門印

善藏印

七右衛門印

喜右衛門印

一村方熟談並後役取極相談差拒候出入

同村小前頭取

相手方久幸三郎七

元庄屋織部
元年寄与次右衛門
元百姓代圓右衛門
傳右衛門

後役取究候迄ハ論中ニ御座候間、何卒熟談落着仕候迄、
御賢察之上村方懸り合被之もの、何れへ成共兼帶庄屋
被仰付被下置候様、幾重も奉頭上候、猶余ハ口上を以
奉申上候以上

文化十年酉六月廿九日

下河邊村小前惣代

金十郎印

常右衛門印

善藏印

七右衛門印

嘉右衛門印

下川邊
御役所

右奉願上候通相違無御座候、依て奥印仕奉差上候、何
卒願之通御吟味、被成下置候様奉願上候以上

郡中代
官兵衛印

私共三拾五人之者惣代を以奉願上候は、先ニ庄屋官兵
衛勤役中之節より、村役望候久七・幸三郎ニ御座候、
右荷担仕候は元庄屋与次右衛門・圓右衛門ニ織部申
合、小前之者大勢のかたらい種々申進候て、官兵衛へ
利不尽之申掛け退役為致候儀ニ御座候て、夫より後役
之儀先達て奉願上候通、壹ヶ年限り取究置候處、其余
兩年も押領致し罷在候處、無拠奉出訴御吟味被成下置
候處、三役人共一言之申分も無御座候故、退役被仰付
被下置候ニ付、村方熟談之上、後役取究メ可申旨、御
利解被成下置難有御請仕候得共、御役所様御利解之差
斗御請仕、村方へ引取双方出会仕候處、相談仕方も不
改、何となく村方相納り不申候趣ニ御座候處、当村廣
林寺住持罷出取喫シ被吳候得共、害のみ申募り熟談不
仕候故、無拠廣林寺も手を引被申候、依之猶亦止事を
不得奉願上候は、久七方之もの共一同被召出、人別御
吟味被成下置候様奉願上候、且亦三役共退役仕候得は、

二五七 村役紛糾訴訟願

○川辺町中川辺

木下尚年氏所蔵

(解説) 文化一〇年と推定される前記史料に關係した文書である。村方役人を暫定期限付で決め、その後は入札方法で決定する予定であったが、入札時点での紛糾し、收拾不能となつたため、役所へ訴えた願書である。対立の深さがうかがえる。

乍恐以書付奉願上候

当村庄屋役之儀、官兵衛暫退役ニ及申候、後役之儀村方五人組頭折寄相談之上入札仕、則庄屋役与次右衛門・年寄圓右衛門落札ニテ、当未三月限り壹ヶ年相勤可申旨御役所へ相願、御聞済之上當三月迄相勤罷在候處、右期月ニ至候得共退役不及故、數度催促仕候ニ付當四月十一日夜与次右衛門宅え、村方五人組頭之者出會之儀相触候ニ付、私共一同罷出候所、右三役人共より極通り壹ヶ年首尾能相勤候間、後役相談之上取究可申旨挨拶ニ及候故、三役一同退役ニおよび候てハ、村方相談取極メ之本人無之、先ツ庄屋役相究候迄ハ、年寄圓右衛門何角引受ケ世話被致候段、対談ニ及候処同人承知有之ニ付、同人宅え引去相談可致旨申談候處、同人方ハほど隔候付、村方立会役惣助方最寄ニ付、則

惣助方え引取り村方一同評議仕候處、何れニも入札之方可然と相談相決候故、則同月十四日開札之趣ニテ圓右衛門致承知、直様同人より印札仕立、与次右衛門方へさし出し候處、同人承知之上村方へ為配候得ハ、先達て出会之節名代差出し候者共より、入札之儀ハ相止メ右三役共元成ニ可致候間、入札ニ不及など申候て、圓右衛門方へ印札を相返し申候、会席へ不出のみならず、村役より配候印札を返し、村役を蔑之いたし方甚以難得其意、就中右役席引請ケ及同評ニ候、惣助不出之者一統同心ニ罷在候義ハ、何事ニよらず役儀は村方を騒ケセ候頭取りと奉存候、ケ様理不尽我専申募り候儀、此専捨置候ハ村方之儀は惣助ハ不及申、三四人之者が心専ニ取斗可申候、左候ハハ弥我意增長仕、村役押段可致工と奉存候、何卒御調之御吟味奉願上候、並三役とも先達て相談相決候通取究、何事ニよらず村方平和熟談仕候様、被仰付被下置候様幾重も奉願上候、余ハ口上を以可奉申上候

右之通當夏可奉願上候處、柄井村庄屋茂左衛門・石神村庄屋孫右衛門・酒倉村太藏立入、取曖内済熟談為致度意見致し吳候故、何卒平和ニ相納候様と右三人之者

へ打まかせ置候処、前又申上候惣助三四人之もの、我意申募り承知不致候付、無拠御訴詔奉申上候、此段被為聞召分、何卒願之通被為仰付被下置候様奉願上候以

上

次郎作印傳九郎印兵三郎印
佐兵衛印忠治郎印七右衛門印
花右衛門印嘉右衛門印六右衛門印
忠兵衛印權兵衛印源四郎印
弥喜助印利右衛門印藤藏印
佐兵衛印和藤左衛門印
金吉印直左衛門印
林六印八百八印
四郎兵衛印十兵衛印
常右衛門印次左衛門印
瀬野右衛門印

下川邊御役所

二五八 庄屋役引渡目録
○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文化一三年(一八一六)の庄屋役引き渡しのさ
いの諸色目録である。年貢免状をはじめ、反別名寄帳・村
絵図・宗門人別帳、そのほか諸道具一式から、書類などの
引き渡し目録である。

(表紙)

文化十三年

庄屋役諸色引渡目録

濃州加茂郡下川邊村

兵左衛門

〔

一高反別名寄帳
五一同写
五一一
一籠笥
一螺旋
一御檢地水帳本紙
一壹冊
一壹冊
一壹冊
一壹冊
一壹冊
一壹冊
一壹冊
一壹冊
一壹冊

廿七	五人組御仕置帳控	壹冊
廿八	御領稟御預人別仕訳帳	壹冊
廿九	田方内見帳控	四冊
三十	とどめき橋掛替仕様帳	壹冊
三十一	纏幟	壹冊
三十二	纏揚張灯燈 外蠅燈燭入壹ツ	壹冊
三十三	箱燈	四冊
三十四	箱燈	壹冊
三十五	鄉藏鍵	壹冊
三十六	鄉藏附文庫 硯箱共	武本
三十七	鄉藏附琉球座	武帳
三十八	御國恩御田穀代金調達人小前帳	壹冊
三十九	村方西年小入用帳	壹冊
四十	弓張桃灯	壹枚
四十	小以メ帳	三拾五枚
四十一	産神祭礼筵割賦樂屋囲方人足割付帳	壹冊
四十二	出作印判 外田畠押切改印壹ツ	拾四
四十三	貯夫食小前帳	壹冊
四十四		壹冊

四十五	太田駅伝馬人足向屋判取帳	壹冊
四十六	郷藏枊 但壹斗入 壱升入	四ツ
四十七	算盤	壹冊
四十八	式拾五メ目秤	壹冊
四十九	五枚羽唐箕	壹ツ
五十	下男下女書上帳控	壹冊
五一	番太宗門帳控	壹冊
五二	中興名寄帳	壹冊
五三	寛文四辰山檢地帳写	壹冊
五四	宝曆七(丁)丑砂留反別間數書上帳	壹冊
五五	神明宮附 鍵壹挺 幟式本 棟札壹枚	壹冊
五六	神酒德利二ツ 但シ箱入	壹冊
五七	用助より村方へ差出し証文	壹冊
五八	御城米日丸幟	壹冊
五九	村方小取替帳、但し戌年	八本
六一	神主官職奉加帳	壹冊
春下津出し出帳		壹冊

六十一 文化八年未年書上明細帳控 壱冊

六十二 同村繪図控 壱枚

六十三 文化八年未年御勘定様御改田畠荒地小前帳 壱冊

六十四 同年田畠荒地並取下場繪図 壱枚

六十五 同年起返本免入小前帳 壱冊

六十六 貯夫食料 但し四斗弐升入 六拾俵

此訣 拾俵 織部へ預

拾俵 久七へ預

拾俵

平八へ預

拾俵

与次右衛門へ預

拾俵

藤左衛門へ預

拾俵

官兵衛へ預

右之通り蔵へ預ケ置

右書面之通立会当番相改之上引渡申所如件

文化十三子五月十八日

濃州加茂郡下川邊村休年庄屋

兵左衛門(印)

庄屋御当番
官兵衛殿

二五九 村役人選定願

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 文政一一年（一八二八）の村役人跡役に関するものである。父子相伝の村役で、当人が若年のため二人制をとりたいと願つたものである。

乍恐以書付奉願上候御事

一 当御支配所濃州加茂郡石神村年寄役藤助義、先達て病死仕候ニ付、後役奉願度村方一同及相談候跡、右藤助世作當藤助ニ為相勤度奉存候得共、未タ若年ニも御座候間、先年庄屋役相勤候徳十郎兩人ニテ、後役為相勤候様仕度奉存候、尤右兩人共正路実躰成者ニテ、是迄御咎等蒙り候義無御座、御用大切相勤可申候、然上ハ御上納物等御触御日限通、聊無遲滞相納可申候、万一御未進引負等仕候節ハ、村方へ引請早速弁納仕、其節御願ケ間敷義毛頭仕間敷候、依之村方一同連印を以、幾重ニも奉願上候以上

文政十一子年四月

加茂郡石神村 小前惣連印

当年寄 藤助印

百姓代 同徳断

同徳断 十郎印

三郎印 兵衛印

七印 兵衛印

久寄庄右衛門印

源右衛門印

貞助印

下川邊
御役所

二六〇 村役人引受一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

二六一 村役人選定願

庄屋 喜右衛門殿

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

差入申取替一札

一此度貴公様病氣ニ付、庄屋役之義當時拙者ニ相勤吳候様、此段村方立会中並ニ五人組一同へ、御相談有之候處、其段拙者え御相談有之承知いたし候、猶又貴家病氣全快之節ハ不及申ニ、何時ニても右役儀相勤被成候節は、相戾し可申段御引合候處相違無之、仍て為取替証文一札為念如件

天保十四卯年七月晦日

本人年寄役

藤左衛門印

親類加判

村方五人組百姓代 五郎八印

右同断立会 伝右衛門印

喜兵衛印

同 断喜兵衛印

貢印

(解説) 天保一四年(一八四三)の村役人に関するものである。病氣のため役職を引き受けることになつたが、再度役職に復帰する場合は、いつでも戻すことを述べた差入

一札である。

(解説) 天保一四年(一八四三)の村役人に関するものである。庄屋役の者が病氣のため、二人制としたいこと、これにともない、他の役職の人選を行い、村中連印にて役所へ提出した願書である。

乍恐以書付奉願上候

当御支配所加茂郡下川邊村庄屋喜右衛門儀、此節病氣
ニ付村中相談之上、当村之内庄屋老人相増、兩人ニて
相勤申度當番引請、庄屋藤左衛門え御願奉申上度、年
寄役之儀操上ケニ仕度、是迄百姓代相勤罷在候与次右
衛門え御願申上度、百姓代之儀は村中相談之上、傳右
衛門と申者え御願奉申上度、尤喜右衛門儀病氣本復仕
候ハハ、其節引請之儀村役人連印を以、御届ケ奉申上
度候間、何卒願之通り被仰付被下置候ハハ、一同難有
奉存候、右之者は正路実躰成ものニ御座候得は、万一
御未進引負等仕候ハハ、村方え引請急度弁納可仕候、
何卒各別之御憐愍を以、右願之通御聞済被下置候様奉
願上候、依之村役人並小前一同、連印を以只管奉願上
候以上

清	佐	伊	与	伊	茂	吉	治	郎	前	小	治	郎	作	印	治	郎	兵	衛	印	小	三	郎	印
六	右	衛	門	印	源	右	衛	門	印	宇	右	衛	門	印	宇	右	衛	門	印	宇	右	衛	門
兵	衛	印	平	印	助	左	衛	門	印	右	衛	門	印	右	衛	門	印	右	衛	門	印	右	衛
佐	五	平	七	印	孫	右	衛	門	印	織	右	衛	門	印	織	右	衛	門	印	織	右	衛	門
兵	衛	印	助	印	孫	右	衛	門	印	吉	助	吉	印	吉	助	吉	助	吉	助	吉	助	吉	助
伊	三	右	衛	門	印	河	惣	孫	孫	河	惣	孫	孫	河	惣	孫	孫	河	惣	孫	孫	河	惣
半	兵	衛	印	浅	右	衛	門	印	忠	次	郎	助	佐	助	佐	助	佐	助	佐	助	佐	助	佐
					太	惣	忠	次	郎	助	佐	助	佐	助	佐	助	佐	助	佐	助	佐	助	佐

天保十四年卯八月

二六二 庄屋役引渡目録

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 弘化二年(一八四五)の庄屋役引き渡しのさいの諸色目録である。検地帳・反別名寄帳・宗門帳をはじめ、耕地絵図から諸入用帳・道具類など、そのほか諸書類一式の引き渡し目録である。

(表紙)

弘化二年

庄屋役諸色引渡目録

下川邊村庄屋
藤左衛門

巳五月

(一式一巻)
螺 篠簾並棒共
御檢地水帳本紙
同写
喜屋藤寄与代
右衛門印
次右衛門印
松左衛門印
傳右衛門印
金藤彌九郎印
仁茂兵三郎印
長兵四郎印
又兵四郎印
仁右衛門印
隼武郎印
平助印

喜源常右衛門印	剛林藏吉印	平久右衛門印	三郎助印	喜嘉右衛門印	六兵助印	半兵助印
六印	六印	三郎印	郎印	藏印	藏印	藏印
新文右衛門印	健之助吾印	庄藏四郎印	清次郎印	太兵郎印	平右衛門印	久兵衛門印
六印	印	門印	郎印	衛印	門印	印
喜屋藤右衛門印	左衛門印	金藤彌九郎印	仁茂兵三郎印	長兵四郎印	又兵四郎印	仁右衛門印
右衛門印	傳右衛門印	九郎印	九郎印	九郎印	九郎印	隼武郎印
次右衛門印	金藤彌九郎印	郎印	郎印	郎印	郎印	平助印

一廿一拾九 相添 鄉藏文庫硯箱共	一廿一拾九 相添 鄉藏鍵	一廿一拾八 同揚張桃灯但箱入外二蠟燭箱壹ツ	一廿一拾七 村方繩幟	一廿一拾六 天保八酉年田方立毛内見合毛附帳	一廿一拾五 文政十一子年より 弘化二巳年まで 家數人別増減帳合本	一廿一拾四 五人組御仕置帳下書	一廿一拾三 宗門送り案文	一廿一拾二 去辰家役林米代錢小前帳	一廿一拾一 去辰見取反別取米帳	一廿一拾 高反別名寄帳	一廿一拾 鐵炮御預り証文下書
壹ツ	武本	武張	武本	壹冊	壹冊	壹冊	壹通	壹通	壹冊	壹冊	壹冊
一廿一拾五 去辰御膳糧 御廻糲小前割賦帳	一廿一拾四 御城米日之丸幟	一廿一拾三 中興名寄帳	一廿一拾二 五枚羽扇風車	一廿一拾三 三拾武 拾五貫目秤	一廿一拾九 鄉藏枡但壹斗入・壹升入・五合入	一廿一拾八 右同断 壹合入	一廿一拾七 同人馬名前帳	一廿一拾六 去辰太田宿人馬問屋判取帳並當巳年	一廿一拾五 分八幡宮葺替小麦柄割賦帳	一廿一拾四 去辰小以メ帳	一廿一拾三 武郷藏附琉球篷
五本	壹冊	壹冊	壹挺	壹挺	壹挺	四ツ	武冊	武冊	三冊	壹冊	三拾五枚
一廿一拾五 去辰御膳糧 御廻糲小前割賦帳	一廿一拾四 御城米日之丸幟	一廿一拾三 中興名寄帳	一廿一拾二 五枚羽扇風車	一廿一拾三 三拾武 拾五貫目秤	一廿一拾九 鄉藏枡但壹斗入・壹升入・五合入	一廿一拾八 右同断 壹合入	一廿一拾七 同人馬名前帳	一廿一拾六 去辰太田宿人馬問屋判取帳並當巳年	一廿一拾五 分八幡宮葺替小麦柄割賦帳	一廿一拾四 去辰小以メ帳	一廿一拾三 武郷藏附琉球篷

一去辰郷藏國帳並津出帳共	三冊
一産神八幡宮御鍵	三冊
一夫錢集かわさいふ	三冊
一去辰伝馬人足賃繰出帳	三冊
一天保十三寅年水難御手当御拝借金並	壹ツ
一小前え貸渡帳共袋入	壹冊
一去辰貯夫食小前取集書上帳 <small>下川邊村</small>	壹冊
一合本	貳冊
一去辰貯夫食糲割賦帳	壹冊
一天保八酉年四月貯夫食拝借御貸渡請	壹冊
一去辰村方小入用書上帳	壹冊
一當已伝馬触当留帳	壹冊
一田畠押切印判毫ツ並肉壺共	壹冊
一天保十四卯年田畠仰訛反別石盛書上	壹冊
一去辰七月割賦帳並初山二山割賦帳	三冊
一帳控	四冊

一去辰諸不足繰出帳	四冊
一天保三辰年同十一子年同十二丑年同	五冊
十四卯年田畠荒地一筆限小前書上帳	八冊
並同断起返取下小前書上帳共	八冊
一天保三辰年同十四卯年右同断耕地 <small>(シ)</small> 龐	八冊
一文政三辰年より年々ニ用田畠質地書	壹冊
一入割印帳	壹冊
一年々貯夫食並添錢共御通式冊但 <small>下川邊光</small>	壹冊
一天保十四卯年御改革一件書物	壹冊
誰御代官所	壹冊
何国何郡何村高反別小前帳案	壹冊
田畠切添小前一筆限小前書上帳	壹冊
美濃国加茂郡下川邊村高反別小前帳	壹冊
畠田成一筆限小前書上帳	壹冊
美濃国加茂郡下川邊村屋敷成小前帳	壹冊
田畠切添地引絵図	壹冊
田畠見取一筆限小前書上帳	三冊
美濃国加茂郡下川邊村耕地跡畠仕訛	三冊

絵図

御尋ニ付廉々取調書上帳

諸色相場書上帳

諸色明細書上帳

村方諸入用付込帳

当卯田方立毛仰訳御様合内見合毛

附帳

当卯田方立毛仰訳書上帳

御郡代様御直ニ被仰渡写

正徳三巳年諸国御料所諸百姓え被

仰渡候御書付写

当卯田方立毛仰訳書上帳

去辰御年貢米分帳

去辰大夫錢割賦帳

去辰小取替繰出帳

右之通引渡申処相違無之候、依て改御受取可被成候以

上

弘化二年巳五月五日

庄屋
藤左衛門印当番庄屋
喜右衛門殿
当番立会中

二六三 御林山取締役御達申上書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 弘化四年(一八四七)の御林山役に関するものである。旗本大嶋氏より、この職務を任命されたことに対する謝意と、家名の身上書を記述したものである。

乍恐以書付御達奉申上候

濃州加茂郡下川邊村

木下喜右衛門

右は今般(嶋)大甲斐守様御林山根廻り、御料所村々より右

御林山、向後御取締役被為仰附、難有仕合ニ奉存候、

元來私し儀、古來より代々右村ニ永続、庄屋役等相勤

メ罷在候處、宝永年中之頃御家御預り所之砌より、引

続庄屋役数代相勤候ものニ御座候、猶今般右御林山御

取締役、御領内立入方等被為仰附候段、私しハ不及申先租代々等迄、冥加至極難有仕合奉存候、依之心付書留恐多クハ御座候得共、此段御達奉申上候以上

弘化四年未六月

中川邊
御役所

下川邊村
木下喜右衛門(印)

二六四 庄屋役引渡願書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文久元年（一八六一）の庄屋役に関するものである。役職譲渡のさい、役人の来所などにより日時が遅延し、それが紛争の原因となつた。そのため役所へ願書を提出したものである。

村役人中被罷出旁以延引仕、同日夕方織部方え及沙汰候処、同人義不快之由被申越候ニ付、尚亦織部方え行渡、与次右衛門・喜助組頭一同相談之上、為請取方被罷出候間其砌相渡遣申候、然ル處相手方ニおいてハ、喜右衛門勤存中諸帳面不残並、小請取端書ニ至迄一時ニ相渡可申様、大勢ニて村役人中並親類之ものえ、嚴敷被申聞候間迷惑仕、然ル處喜右衛門大病ニて、伴官兵衛儀も十方ニ暮当惑仕候得共、取急キ右之由遣申聞セ、追々相分り候丈帳面為引渡得共、猶亦嚴敷被申聞村方納リニも相來不申、誠ニ以親類一同心配仕候内、最早当月十日御届之御日限ニも相違奉恐入候間、此段御届ケ奉申上候、尤喜右衛門大病之義ニ御座候得は、万一死後ニ至り跡方相続人え如何躰申掛り候義も難斗、左候ては親類一同実ニ以歎ケ敷儀ニ奉存候、恐多候儀ニハ御座候得共、格別之御慈悲を以同人方立行候様、御賢察被成下置度只管御歎願奉申上候已上

文久元酉年十月

加茂郡下川邊村

喜右衛門親類筋

同 喜四郎
亀三郎

先般喜右衛門庄屋役織部え引渡方被仰付、右ニ付九月廿五日同人え引渡可申処、右御日限御検見先為御伺、

笠松

御役所

同

又右衛門

上組小前惣代
同 断長藏
半兵衛

前書御願奉申上候間奥印仕候以上

右村年寄

与次右衛門
百姓代 喜助

二六五 庄屋役引戻連名願書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文久元年（一八六一）の庄屋役引き渡しの文書で、史料二六四に関連したものである。いつたん治まりかけた庄屋役などの譲渡について、一部の者の行動から、再び紛争の原因となつた。そのため、以前の状態に戻すことを、連名で役所へ嘆願したものである。

乍恐御願奉申上候御事

御支配所下川邊村之内

手あしくより事を工ミ、此度之始末も右ゆへと乍恐奉存候、一体私共上組之儀は、懸昧之者共斗ニ御座候得は、御役所様え御苦勞奉掛け候儀は恐入、相互ニ睦間敷農行専ニ奉存候得共、右小三郎・又三郎之人物、平日家業至て不精之者ニ御座候、尤上組之内小三郎伯父官右衛門と申者、平日氣分身勝テ之儀ニ付、是又喜右衛門より折々異見被差加候得共、一向氣分不立直候処、すでにはい小三郎昨年十二月、

村中之紙草世話仕、草代金先方より受取置、村方銘々
え少しも相渡し不申、右代金いづ方えか持参仕、差
支ニ及ばセ候より、度々さいそく仕候處、やどニ不
居合其上伯父官右衛門ト相談之上、不当之取斗仕村
中より掛合候處、兩人ニて何分申張り候間、追々掛
合候得共不筋之取斗、致置候上は何とも一言之無申
訳、以来之ため詫書一札差出した春より相頼候ゆへ、
村方一同用赦仕置候處、又候此度小三郎並伯父官右
衛門と申合、諸入相進メ御役所様も不恐欠込為致置、
村方ニては官右衛門欠廻り、腰押仕ていよき表向ニ
て種々為入組候始末、兎角官右衛門氣分悪敷者と組
合一同奉存候、然ル處先達ても氣合立直り候迄、納
り方織部ニ当庄屋被仰付、右は一旦納り方之儀と相
心得、御受奉願上候得共一向取納メも不申、九月廿
六日引渡し之節も、小三郎・又三郎頭取仕、大勢喜
右衛門方へ相越し候、始末がら誠ニ法外之儀ニ奉存
候、其上年寄・百姓代を無体ニ申込、右兩人大新仕
喜右衛門病中ゆえ話かけ、郡中之内組合惣代中之異
見申口も聞入不申、利ふじん申張り候ほどの人物ニ
御座候間、万事右ニて御賢察奉願上候、御役所様え

御苦勞奉掛候儀は、何とも恐入候儀と相心得、是迄
差控候得共新庄屋、並年寄役・百姓代役をないかし
るニ致し、何事も官右衛門と申合、右工ミ仕候ほど
の者ゆへ、此後おもわざる難だい申懸、人々為困候
ては第一、私共懸昧不都束ニ御座候故、弥心配仕候
間恐多く儀ニは奉存候得共、何とぞ下川邊村之儀ハ
是迄之通、喜右衛門帰役差配被仰付下置候ハハ、私
共一同難有安心之上長く相続可仕候、且又外組之内
ニも同人差配受度、同意之者も御座候得共、組違之
儀ニ付不取敢、私共斗不得止事此段奉歎願候、何と
ぞ被為聞分御賢察之上、御慈悲を以幾重ニも、喜右
衛門差配相成候様被仰付下置候ハハ、重々難有仕合
奉存候、依之乍恐私共一同連印書付を以奉願上候以
上

文久元年酉十一月

加茂郡下川邊村上組

小前	源	六印	喜四郎印	金	六印
	李左衛門印	喜	七印	藤左衛門印	
	又右衛門印	太	七印	久	藏印
長次郎印	助左衛門印	孫右衛門印			

庄 次 郎(印)	常右衛門(印)	新右衛門(印)
藤 藏(印)	平三郎(印)	宇右衛門(印)
庄 七(印)	文之助(印)	治左衛門(印)
与 七(印)	佐 助(印)	
		右惣代
		半兵衛(印)
	同 断	
	長 藏(印)	

笠松
御役所

二六六 庄屋役引渡書状

○町内下川辺

木下喜作氏所藏

(解説) 文久元年（一八六一）の庄屋役に関するものである。前記史料に関連したもので、役職引き渡しのさいの当事者が、取り調べを受けることとなり、そのため役所へ書状を提出し、取り調べの猶予を願つたものである。収拾策と思われる。

文久元酉年十二月

加茂郡下川邊村
小前惣代
又 三 郎

乍恐以書付奉願上候

加茂郡下川邊村小前惣代又三郎・小三郎より、庄屋喜右衛門え相掛け候一件御吟味中之処、喜右衛門儀は人氣折合迄休番庄屋被仰付、跡役村方相談之上織部え庄屋役人奉願上、然ル處右喜右衛門方書類織部へ引渡日限、去ル九月廿五日と相定、先般御日延御猶予奉願上、一同帰村仕罷在候処、右日限ニは村役人共無拠御用向差添へ、引渡方延引相成候より、小前惣代又三郎・小三郎其外之もの共、同廿六日喜右衛門屋敷外迄罷越候処、年寄与次右衛門・百姓代喜助より書類引渡延引相成候段、穏順ニ申余之儀ニて、右小前之もの共一同帰宅仕候儀之処、右始末喜右衛門親類共より訴上候ニ付、今般被召出嚴敷御糺請重々奉恐入、此度御吟味被仰候様相成候ては、如何体成行可申も難斗、心得違之段先非後悔仕一同奉恐入候間、何卒格別之以御慈悲此度之儀は、御吟味是迄ニテ御赦免被成下置候様、村役人両御宿其外一同連印を以、御慈悲之御沙汰幾重ニも

奉願上候以上

乍恐以書付奉願上候

加茂郡下川邊村上組之儀、今般組内相談之上年寄役之儀、喜右衛門倅官兵衛之為相勤度、尤右之もの勤役中萬一御年貢米金等引負仕候ハハ、組弁ニ仕聊以御上様え、御苦勞ヶ間敷儀御願申上間敷候間、何卒右願之通御聞済被成下置候様、一同連印を以此段奉願上候以上

文久二戌年八月

加茂郡下川邊村上組百姓

平三郎印

庄次郎印

新右衛門印

常右衛門印

長藏印

藤藏印

庄七印

与七印

治左衛門印

藤左衛門印

久藏印

佐助印

又右衛門印

助助印

半兵衛印

林喜助印

榮吉印

太七郎印

源七印

久助印

九兵衛印

金六印

武助印

李左衛門印

半右衛門印

七助印

五郎八印

亀三郎印

年寄人印

喜四郎印

右村百姓代印

官人印

七兵衛印

助印

兵衛印

七兵衛印

(解説) 文久二年(一八六二)の村役人に関するものである。年寄役選定について、上組一同が連名で役所へ願書を提出したもので、父子相伝の村役である。

二六七 村役人選定願

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

笠松
御役所

前書之通御頼申候処相違無御座候以上

下川邊村小前惣代

小又代
三郎
三郎

龜宿木源屋傳右衛門
年喜代
庄織屋
与次
右衛門
助部

年寄見習
繁三郎印
庄屋三郎印
与次右衛門印
笠松御役所

者共勤役中万々一、御年貢米金等引負仕候は組弁ニ仕、
聊御上様え御苦勞ケ間敷義御願申上間敷、何卒右願之
通御聞済被成下置候様、一同連印を以此段奉願上候以
上

文久二戌年八月

加茂郡下川邊村東西組百姓

次郎作印	次平印	次郎兵衛印
七郎兵衛印	織之助印	善藏印
織部印	貞助印	貞藏印

伊三右衛門印

傳左衛門印

源兵衛印

貞藏印

清兵衛印

長四郎印

平八印

久吉印

平九郎印

又三郎印

五郎平印

忠次郎印

嘉右衛門印

喜兵衛印

近右衛門印

平八郎印

又三郎印

五郎平印

忠次郎印

嘉右衛門印

喜兵衛印

近右衛門印

平八郎印

又三郎印

五郎平印

忠次郎印

嘉右衛門印

喜兵衛印

近右衛門印

平八郎印

又三郎印

五郎平印

忠次郎印

嘉右衛門印

(解説) 文久二年(一八六二)の村役人などに関するものである。村方三役である庄屋役・年寄役・百姓代の役職就任についての書類であるが、下川辺村は上組と東西組から成り立っていて、種々混雜も起こり、その度に談合をして決めた経緯が記載されている。また末尾の一通は改印届であり、いずれも、これらの届け出を記録したものである。

乍恐書付を以奉願上候

加茂郡下川邊村東西組百姓
役傳右衛門・百姓代小三郎右両人え為相勤度、尤右之
久右衛門印

浅右衛門印 惣助印 賂助印
 新助印 三藏印 太兵衛印
 助右衛門印 孫右衛門印 長次郎印
 官右衛門印 庄作印 百姓代願
 年寄役願右村百姓代願 三郎印
 年寄見習喜年寄見習喜 右衛門印
 年寄繁年寄繁 三郎印 助印
 与次右衛門印 三郎印
 笠松御役所

差上申一札之事

私共村方之義居合不宜、内輪所之混雜罷在候處、庄屋役織部儀老衰ニ付、今般退役之義村方へ申出候ニ付、諸役相談之上御願可申上と、一同談合候得共、行違不行届無拋其段奉願上候處、御糺之上御見様中左之通、可相心得旨被仰渡候

一上組ニテ年寄役壹人、東西組ニテ年寄役壹人相立、

御年貢金村入用共、取立方は幾日より幾日迄は、何

組之分取立と日限相極触置、其組年寄役之者庄屋役

方へ罷出、立会之上取立いたし、右金錢は庄屋役相預り請払可致事
 但御年貢米郷藏ニおいてハ請取候も、本文同様可相心得事

一差定候村入用は先規引付之通ニ付、其度々評議ニは不及候得共、臨時入用は立会百姓一同評議いたし、其度々取極候義ニて、一村一躰ニ付組限ニ不拘村役人不残、並当番組頭高持百姓罷出評議可致事

但當番組頭之義上組ニて式人、東西組ニて式人相立可申、且万端何事ニよらす、庄屋方ニて評議可致事

一神事祭礼ニ付一村のものとも打揃參詣、又は於神米御神酒を開候節、一時ニ相成候ては混雜可致ニ付、組合は当年は昼前上組、昼後東西組、翌年は昼前東西組、昼後上組より隔番ニ年限順を定置、其組年寄役之者組付、小前一同參詣可致、尤庄屋役之者ハ上組東西組ニ不拘、參詣之度ニ可罷出事

但雨乞等ニテ一村之者一同罷出候節も、本文ニ準し可申事

一宗門帳其外差出候帳面類、都て是迄之通り一帳ニ可

致は勿論ニテ、何組等と認候義は不相成、上組東西組と組分之姿ニ相聞候得共、右は氣合相整候迄治り方、御見様中下方限御仕法之義ニ付、其段相心得て心得違致間敷事

一 村方溜池之義旱魃之節、雨乞いたし候ても水不足之節、用水手当として冬水より圃有之由之處、當夏中右水路之栓兩三度拔出用水相洩、其上右栓何し歎紛失不見當由ニテ、其度ニ新規ニ打直し候趣ニテ、畢竟村方不取締より出来候義と相聞候得共、用水之義は其年作柄ニ相拘不容易義ニ付、御取調可相成之処風聞迄之義ニ付、以來村役人共ニおいて急度取締相立、万一右様之義有之候は、早々訴上村内ニおいても尽吟味可致事

一 御用村用都て何事ニよらず庄屋役え申聞、差団請不相決義は評議可致事

右之趣銘々無違失相守可申旨、被仰渡之趣承知奉畏候、依之年々立会組頭當番名前書、並組限名前書共別紙式通相添、御受印形差上申処如件

文久二戌年八月

加茂郡下川邊村百姓

常右衛門印	庄孫右衛門印	三惣右衛門印	市右衛門印	庄右衛門印	清四郎印	平右衛門印	忠次郎印	又三郎印	吉印	傳左衛門印	伊三右衛門印	吉藏印	織助印	次郎作印	次郎吉印	次郎藏印	次郎平印
新右衛門印	平三郎印	長次郎印	太兵衛印	賂助印	勇右衛門印	利右衛門印	林左衛門印	又助印	嘉右衛門印	孫右衛門印	九郎平印	源兵衛印	億助印	傳左衛門印	七郎兵衛印	孫左衛門印	善藏印
庄藤七印	官右衛門印	助左衛門印	新浅右衛門印	惣茂吉印	久右衛門印	喜三郎印	伊喜郎印	助印	近右衛門印	長郎印	長作印	清兵衛印	平印	次郎兵衛印	次郎吉印	次郎藏印	次郎平印

次左衛門印 喜 七印 藤左衛門印

佐助印 半兵衛印 又右衛門印 兵衛印

久藏印 兵衛印 兵衛印 兵衛印

五郎吉印 金喜四郎印 兵衛印 兵衛印

常林庄次郎印 兵衛印 兵衛印 兵衛印

武龜三郎印 兵衛印 兵衛印 兵衛印

佐助印 与喜四郎印 兵衛印 兵衛印

久七印 兵衛印 兵衛印 兵衛印

五郎印 兵衛印 兵衛印 兵衛印

久七印 兵衛印 兵衛印 兵衛印

五郎印 兵衛印 兵衛印 兵衛印

笠松御役所 年寄見繁喜右衛門印 休番庄屋与次右衛門印

乍恐以書付奉願上候 加茂郡下川邊村百姓

加茂郡下川邊村与次右衛門義、是迄年寄役相勤來候處、

今般村内相談之上、同人え庄屋役御願奉申上度、尤右

之者勤役中、万一御年貢米金等引負仕候は、村弁ニ仕

聊以御上様え御苦勞ヶ間敷義、御願申上間敷候間、何

卒前書願之趣御聞済被成下置候様、一同連印を以此段
奉願上候以上 文久二戌年八月

加茂郡下川邊村百姓 次郎作印

孫左衛門印 次郎兵衛印

七三郎兵衛印 次平印

傳右衛門印 次藏印

吉藏印 次善印

織之助印 次藏印

億助印 次平印

傳左衛門印 次藏印

近右衛門印 次平印

作印 次藏印

又喜兵衛印 次平印

嘉右衛門印 次藏印

清平兵衛印 次藏印

忠喜三郎印 次平印

利右衛門印 次藏印

壱小三郎印 伊三右衛門印 売次郎右衛門印
三郎印 九藏印 貢印
三長四郎印 弥右衛門印 藏印

四伊孫久郎印 平右衛門印 助印
五郎平印 久右衛門印 七吉印
五郎平印 久右衛門印 七吉印

笠松
御役所

乍恐以書付奉願上候

今般庄屋織部義退役奉願上候ニ付、若年之私え年寄役被仰付下置、重々難有仕合冥加至極ニ奉存候、然ル処親喜右衛門義昨年来より病氣勝ニて罷在、家事取締等私え打任候ニ付、私万事行届不申且又、奉申上候共恐入候得共、内輪甚不行届種々心痛仕罷在候、仕合之折柄折角御慈悲ニ被仰付下置候儀も、何卒格別之御憐愍を以、当村之處右御免被成下置候様奉願上候、前頭御召出之上御手厚ニ被仰付下置候段、重々難有奉存候、然ル上は早速御受奉申上へく各々御座候得共、昨今病氣勝ニ付難相認、勝手ケ間敷此段重々奉恐入候、何卒前書之次第厚御賢察被成下、御聞済被下置候様奉願上候以上

右村年寄退役

市右衛門印	惣三郎印	五助印	惣太兵印	勇右衛門印	五藏印	市右衛門印
惣太兵印	助印	衛印	衛印	孫右衛門印	惣太兵印	惣太兵印
次郎印	作印	常右衛門印	常右衛門印	官右衛門印	次郎印	次郎印
織部印	長次郎印	半兵衛印	半兵衛印	新右衛門印	廣林寺印	新助印
藏印	藤久藏印	藤左衛門印	藤左衛門印	藏印	藤新右衛門印	浅右衛門印
部印	部印	次郎印	次郎印	部印	助左衛門印	助左衛門印
長次郎印	半兵衛印	七助印	七助印	長次郎印	新右衛門印	新助印
藏印	藏印	吉印	吉印	藏印	廣林寺印	新助印
半兵衛印	半兵衛印	喜四郎印	喜四郎印	半兵衛印	半兵衛印	半兵衛印
武金	六印	七右衛門印	七右衛門印	武金	武金	武金
亀三郎印	助印	七兵衛印	七兵衛印	亀三郎印	亀三郎印	亀三郎印
半右衛門印	六印	七印	七印	半右衛門印	半右衛門印	半右衛門印
内印	内印	内印	内印	内印	内印	内印

庄屋預与次右衛門印
百姓代喜年寄見習
休番庄屋繁喜右衛門印
笠松御役所

文久二戌年八月

下川邊村

官兵衛印

笠松
御役所

IV 家格・身分

乍恐以書付奉願上候

加茂郡下川邊村
官兵衛

二六九 苗字帶刀許可願

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

右は印形文字難相分ニ付、此度改印御願奉申上度、何
卒右願之通御聞済被成下置候様、連印を以御願奉申上
候以上

文久二戌年閏八月

加茂郡下川邊村

官兵衛印

(解説) 文化一三年(一八一六)の苗字帶刀願である。
医薬を家業としているが、江戸の医業元から苗字帶刀を許
されている身分のため、その経緯を述べて、改めて許可を
願つたものである。但し、村内ではそれを行使しないとあ
る。

右村百姓代
年寄見習
庄 繁喜
与次右衛門印
屋 三郎印

笠松
御役所

乍恐以書付奉願上候

当御支配所

濃州加茂郡下川邊村

百姓医師
織部

一私儀高拾石余取持仕、代々当村百姓ニ御座候處、親
織部代より引続外科本道医術相當ミ、御支配様御療

六 村 政

治被仰付候節ハ、懸陋(ろう)之医案ヲ以奉調進候儀も有之、御代々以先格ヲ御目通りも被仰付、冥加至極難有仕合奉存候、私並倅右仲儀も年来医学修行仕候得共、辺鄙之儀ニ付難行届、去ル戌年出府之砌、其節之御支配柳原小兵衛様御役所より、御声懸り被成下置、半井大和守様御門人ニ罷成候處、都て右御門之儀ハ仕来ニテ、御同家より苗字帶刀被差免候儀ニテ、私儀も以来同様可相心得旨被申渡、御定紋付御自服拝領仕道中絵府等被相渡、尤其節之御支配当御役所様えも、大和守様より右之趣御文通も有之候由承知仕、帰村之上村役人親類組合等えも相嘶置候儀ニテ、其頃早速御支配當御役所様えも、村役人一同以書付身分之儀可奉願候處、折節御支配様御替被遊、笠松様御預り所より、此間も當御支配所ニ罷成、右様度々御引替之御中故、身分之儀奉申上候も如何と差控罷在、此節村役人其外親類組合ハ勿論、村内えも篤と相嘶、村高拘り候儀ニテ村用相談ハ勿論、百姓株ニ付候節ハ相用不申候得共、医業ニ付半井大和守様御門之趣相名乗罷出候節ハ、御同家より被差免候儀ニも御座候間、苗字帶刀相用候様仕度奉存候、前書之

通先御支配様於江戸ニ、御聞届御声懸りも被成下候儀ニ付、尚又御聞取被為置、右之趣御免被下置候様偏ニ奉願上候、一躰之儀ハ当村百姓ニテ、万事村役人之差図受候儀ニ付、壁医道ニ付儀ニ候共、御役所様え奉対公事訴訟、御吟味筋ニテ罷出候節ハ、百姓一同と相心得罷在候儀勿論之儀ニ付、平日帶刀など仕候儀ハ相慎候儀ニ御座候、右心得方之儀ハ、先般於江戸ニ先御支配様えも奉申上置候故、村役人其外えも篤と相嘶、右之趣御聞取被為置被下置候様奉願上候以上

文化十三年子十月

濃州加茂郡下川邊村

百姓医師

織部印

下川邊
御役所

前書織部奉願上候通相違無御座候、全医道ニ付候節ニ限候儀ニ付、御公辺御吟味筋ハ勿論之儀、百姓株ニ拘り候儀、其外平日たり共百姓株ニテ相談等ニハ、決て相用不申候間、村内差障リ之筋も無御座候、先御支配様於江戸ニ御聞済も被下置候儀ニ付、織部願之通被仰付被下置候様一同奉願上候、仍之奥印ヲ以此段奉願上

候以上

濃州加茂郡下川邊村

庄屋

官兵衛印

兵左衛門印

傳右衛門印

右之趣御役所様え奉願上候ニ付、此度奥印相頼如斯御

座候以上

文政十一年子十二月
一札仍て如件

同本
右佐織人
仲部印

庄屋
官兵衛殿

親類定主
五人組助右衛門
平作藏

御庄屋
御組頭

二七〇 祷着用一札

○川辺町所蔵
(西村家文書)

衆中様

二七一 帯刀許可覚書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文政二年（一八二八）の祷着用に關するものである。無断で袴を着用したため問題となつたが、その後許可となつたときの一札である。身分關係の厳しい時代で、服装についても規制があつたことがうかがえる。

差出し申一札之事

一私義上下着用之儀ニ付、心得違有之及御差當候間、段々御頼申候處、以来何事ニよらず上下着用不苦候間、被仰付難有奉存候、右ニ付村方へ対シ威勝ヶ間敷義無之様、相慎可申段被仰付奉畏候、為其差出申

る。林山取締役を命じ、そのため領内での帯刀を許したもので、大嶋氏より出された覚書である。

(封書)

覚書

下川邊村

割元庄屋

木下喜右衛門

其方儀身柄之者故、当方林山取締之儀ニ付、向後立入

之儀相頼申候、依之当領内帯刀之儀は為勝手次第候

弘化四丁未年六月八日

後藤唯之丞印

大嶋友之丞印

先規之通永々大小令免許もの也

安政三辰年四月

帯刀

義直(花押)

矢嶋八左衛門へ

二七二 帯刀免許覚書

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

二七一 帯刀免許覚書

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 安政三年(一八五六)の帯刀に関するものである

(解説) 年号不詳であるが被服に関するものである。紋付・絆を江戸表の大嶋氏から下賜されたもので、多分に財政援助が絡んだ布石と推定される。

(封書)

覚書

其方事家筋之者候故、江戸表え申上候処、今般御紋付
麻上下壱具被下置候間、頂載可有之候也

正月廿六日

大嶋三郎右衛門

羽渕六郎右衛門

矢嶋八左衛門殿

二七四 被服地下賜覚書

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 年号不詳であるが被服に関するものである。御用金を提出したことで、着物地が大嶋氏から下賜されたときの覚書である。

(封書)

覚書

其方事今般御用金出精被差上御満足之御事ニ候、因茲
御召御羽織地壱端、被下置候様被仰付候之間、幾久敷
頂戴可有之候已上

四月十八日

大嶋三郎右衛門

羽渕六郎右衛門

矢嶋八左衛門殿

太田
御陣屋

同村同断
佐藤四郎次郎印

与次右衛門控

二七六 流木争論訴状

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 文政四年（一八二一）の流木に関する争論である。かなり大きな杉の流木をめぐつて、石神・中川辺両村が争つたもの。係留場所が石神村地内でありながら、無法な取り扱いをされ、その上話し合いにも応じないため、役所に訴えた文書である。

乍恐以書付御届ケ奉申上候

当八月六日飛驒川出水之節、石神村地内字水揚場と申所之内、馬乗と申岩上ニ凡長拾六間余、元口ニテ差渡凡三尺五寸程之杉大材流寄候を、当村百姓久六・久右衛門・直七・又左衛門掛留置候處、大嶋肥前守様御知

行所中之番村藤藏・兵三郎・周助、右場所え参り石神村之者繫置候縄を、中之番村右藤藏外二人之者ほとき取り、中之番村より別段ニ縄を掛替候を、石神村久六外三人見付候ニ付、石神村地内ニテ元より当村之者掛け置候を、何故右躰之取斗いたし候哉之段、直様対談及候得共強勢のみ申之候故、無拠石神村役人より中之番村庄屋才三郎・甚兵衛え掛け合候処、右場所ハ中之番村地内ニテ、材木之儀も同村之者掛け置候儀之由申之、甚以迷惑至極仕候、依之再三申談候得共、中之番村地内ニテ同村之者掛け置候由申紛シ応対ニテは、品々寄口論ニ可相成も難斗奉存候間、猶又文通を以掛け合候得共、先方勝手之事のみ申越答之始末不相分、乍去隣村之義争論ニ相成候ては、氣之毒ニ奉存候間、流木御注進之義ハ暫見合置、數度懸合候得共何分不行届、附ては止事を不得右之始末も御訴申上候義ニ付、左候ては弥表立双方難儀仕候義ニテ、且ハ先方心得ニも相成候義ニ付、念之為右之次第御支配様え御届奉申上候間、先方ニテも其筋え申立候共、可然取斗候様是亦憐村之義ニ付、書状を以当月十六日差遣候得共、庄屋才三郎・甚兵衛受取不申、封之押返し取敢不申迷惑至極ニ奉存

候、右躰石神村地内え立入不束之取斗仕、殊更当村地内を中之番村地所之由申越候段、甚以難心得次第ニ奉存候、勿論右材木懸留場之義ハ、石神村地内ニ少も相違無御座候、石神村ニて掛留置候義ニ付、御見分被成下置、右材木ハ木主え引渡候様被仰付度奉存候、依之此段書付を以御届ケ奉申上候以上

文政四巳年八月

加茂郡石神村
百姓代
又右衛門印
太郎印
助印
右衛門印
源屋藤断
同庄同年寄
長断源
十郎印

下川邊
御役所

二七七 流木争論取曖一札

○町内石神
石神区所蔵

(解説) 文政四年(一八二二)の流木に關するもので、史料二七六の取曖書である。中川辺・石神両村の紛争を、四か村の仲介によつて解決したもので、中川辺村役人から石神村役人あての一札である。

取曖内済証文之事

當巳八月七日飛驒川出水ニ付、大材流通り候を石神村之者駆付、飛鑑(カギ)打掛候得共水上ニては水勢強留兼候ニ付、漸々追かけ及手越掛留候處、中之番村と論合ニ相成難治り、最早御公訴ニも可相成候處、左候ては材木留貯ハ不申及多分入用相掛り、両村共往々難渋之義ニ付、双方御支配御地頭御役人衆御内意を以、木野村重右衛門・関村源四郎取曖被仰付候ニ付、右兩人並下川邊村官兵衛・柄井村茂左衛門・得右衛門一同立入取曖候、趣意ハ右掛留候材木、並双方憤之処曖人貰請、材木之義ハ木主え引渡、留貯之義ハ木主より凡金三両余受取之、曖中郷宿飯料諸雜用ニ引払、其余之分ハ曖人了簡を以、双方え引渡可申旨取斗、以來出水流木之節は是迄出来之場所之外、双方混雜不致候様、御役所様より急度被仰付候ニ付、双方無申分熟談納得内済仕

候上ハ、右一件ニ付重て御願ケ間敷儀、決て無御座候、
依之曖人加判之一札為取替申所如件

文政四巳十月廿五日

加茂郡中之番百姓代村

同断年寄藤長十郎殿

百姓代又右衛門殿源太郎殿助殿

二七八 白山權現社出入和談一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

同村同得右左兵四郎印
同村同茂官斷源重右衛門印
同村同栢井村同断下川邊村同断
同庄同彦甚屋彦断源利代村
同組同市断源頭利代村
同徳郎右衛門印
同兵衛門印
同兵衛門印
同兵衛門印

(解説) 弘化四年（一八四七）の出入和談書である。原因が明確でないが、宮守と一部の者の間に出入があつて、役所へ出願前に村役人が仲介となつて解決したもの。今後の白山社の取り扱いについて、村人一同が連名で取り決めた一札である。

石神村
庄屋
孫右衛門殿

六村政

(表紙)

白山出入

済口証文連印写

」

済口証文連印之事

村内白山権現社之儀ニ付、宮守善藏一家、織部・貢より村方之ものえ相掛、彼是差入組既ニ出願ニも可相成之處、庄屋所ニおいて惣方え異見被差加有之候処、白山宮起立之儀ハ古棟札之通願主惣右衛門ニて、地所は御検地之節御見検地ニ相成候由明細帳ニ有之、其後享保十三年古宮寄進之もの有之、建直し候節惣氏子と棟札書改候得共、社内竹木之余力を以宮守善藏方ニて、宮修復祭礼等引請來候処、追々同人及困窮竹木等も立枯相成候ニ付、以來祭礼之節神酒之義は惣氏子より相帰、湯立之義は先規之通宮守善藏方よりいたし、同人一家よりも以後助力之上、祭礼等是迄仕来之通執行、宮修復之儀は寄付之もの有之節、御役所え願之上御差図可受舌(苦)ニテ、双方無申分和談いたし候ニ付、神事祭礼興行之節之ため一同連印一札依て如件

弘化四年未九月廿四日

加茂郡下川邊村本
人断織部此より相手
治郎作印
貢印
部印

仁 善	甚 茂	甚 茂	善 吉	吉 吉	源 善	源 善	小 三
右 衛 門	右 衛 門	右 衛 門	右 衛 門	右 衛 門	右 衛 門	右 衛 門	郎 兵
兵 衛	兵 衞	兵 衞	兵 衞	兵 衞	兵 衞	衛	

三 利	利 庄	茂 清	嘉 伊	進 伊	清 武	長 織	孫 治	治 郎
右 衛 門	右 衛 門	右 衛 門	右 衛 門	右 衛 門	兵 助	右衛門	右衛門	兵 衛
藏 門	郎 吉	郎 吉	助 門	助 門	助 七	助 七	助 七	衛 門

新 与	市 九	平 半	忠 忠	久 平	喜 喜	九	傅 傅	治 郎
	右 衛 門	右 衛 門	次 次	右 衛 門	右 衛 門	助 助	右衛門	右衛門
助 七	助 七	助 七	郎 吉	郎 吉	郎 吉	郎	右衛門	右衛門

二七九 年貢米上納賃錢紛争訴状

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 安政五年(一八五八)の年貢上納諸経費に関するものである。上納にさいしての経費について、村役人と村人との間に確執が起り、村役が不当の要求として役所に解決を訴えたものである。

覚

当御役所御年貢米村方百姓共より、年々御上納申上候、米壹俵ニ付四斗入御払ニ相成候分、附払賃錢之儀壹駄ニ付武百文ツツ相掛り、庄屋所おいて御年貢勘定之砌、前年之分右米相納候もの共へ相掛け、勘定仕立申候、往古より之仕来りニ御座候処、右附払之儀先年より八兵衛・甚左衛門・才三郎三人之斗リニは相懸り不申、古來より仕来ニ御座候処、一昨辰年村方者難渋申立、右附払一同ニ順ニ相掛け候様、以中人相願候ニ付、先規より之仕来今更相改候も如何とハ奉存候得共、達て

百姓
代
弥
年
同
庄
喜
屋
藤
断
寄
与
右
衛
門
印
右
衛
門
印
左
衛
門
印
右
衛
門
印
助
印

上	前書之通取調候處相違無之ニ付、 奥書いたし改置候以	正 賢 吾 作 八 藏 郎 平 内	河 佐 長 久 治 五 平 三	孫 右 衛 門 幸 右 衛 門	常 右 衛 門 幸 右 衛 門	藤 右 衛 門 幸 右 衛 門	林 右 衛 門 惣 多 兵	林 右 衛 門 惣 多 兵
		九 源	九 兵	多 栄	半 兵	浅 庄	平 五	浅 庄
		右 衛 門	右 衛 門	助 助	右 衛 門	治 右 衛 門	三 郎	治 右 衛 門
		六	六	吉	七	郎	平	郎
		六	六	六	六	新	半	勇
		喜	林	又	佐	右 衛 門	新 右 衛 門	右 衛 門
		金	六	右 衞 門	之	藏	右 衛 門	衛 門
		六	六	吉	助	佐	右 衛 門	助
						藏	右 衎 門	助
							右 衎 門	七
							右 衎 門	兵

難渋申立相頼候、尤種々訳柄も御座候ニ付、任其意以
來相掛り可申約定ニ取極メ申候、然處此節右附払賃錢

先年より之分、元利共勘定仕出金致し候様難題申掛け、
左候も無之候ハハ、村方一統押掛け受取可申様理不尽

申立、元來私共義ハ生得□弱無口之性分を見込、法外
之儀申何共迷惑難渋之至リニ御座候、乍去右附払賃錢

差出之筋ハ決て難仕奉存候、且御年貢米之儀ハ、元々
より私共酒造米ニ買取候年柄も有之、其外御下シ米夫
錢米等多分御座候ニ付、小前方御定メ賃錢より相増候
年柄は、御座有間敷と奉存候、此段村方庄屋共え御尋

ニ相成候得ハ、明白相分候儀と奉存候、此旨御憐察被
成下、何レニも穩ニ相治候様奉願上候以上

安政五年十一月

御役所

西村才三郎印

矢嶋甚左衛門印

矢嶋八兵衛印

二八〇 付払金錢支払紛争訴状

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 安政五年（一八五八）の付払金に関するもので、史料二七九に関連するものである。村役人と村人との紛争に対し、仲介人を依頼してある程度の妥協をはかったが收拾できず、村役人が役所に訴えたものである。

乍恐以口上書御歎願奉申上候

一此度村方附払一条一同混雜仕候ニ付、村役人中より
御内届ケ申上候処、厚以思召熟済仕候様、村役人共
え被仰渡奉畏候、依て下川邊村喜右衛門・柄井村友
右衛門村役より相頼立入、双方え行渡被申候得共、
行届不申破談ニ相成、其旨又々御内届申上候処、何分
ニテ下済仕候旨、以村役人下方一同え被仰渡、猶又
私共へも情々御利解被仰付、重々奉恐入候、乍去右
附払之義ハ、以別紙奉申上候通り古来より之仕来御
座候て、私共思以之存候事ニも無之、今更金子差出

安政五年十一月

西村才三郎印
矢嶋八兵衛印

御役所

二八一 年貢米足錢支払熟談一札(一)

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 安政五年（一八五八）のもので、前記史料に連した熟談書である。太田宿の村役人まで巻き込んだ紛争で、最終的には当事者の中川辺村役人が妥協し、多額の足銭を支払つて解決したときの村人側の一札である。

為取替申熟済証文之事

し候筋合ハ無御座義と愚考仕候得共、御時節柄御上様御手数ニ相成候段奉恐入、且村方へおいても穀高難渋之時節ニ候得は勘弁仕、両人ニテ金百両差遣可申旨御請申上候間、右之趣村役人中え御申渡御座候処、先達て喜右衛門・友右衛門取曖候砌、金百五拾両ニテ内済仕候間、下方へ利解申候間、百両ニテは逆も先方相治り不申、村役人ニテも申渡しかたき段申上候、右ニ付最初喜右衛門・友右衛門取曖通り、金百五拾両差出し候段、猶又嚴敷御利解被仰付奉恐入候、最初喜右衛門・友右衛門より金子之數ハ一切承り不申、当節承存外之義甚迷惑仕候得共、前条奉申上候次第、御上様御手数ニ相成候義、何分ニも奉恐入候、依之金百五拾両差遣可申候、右ニテ下済仕候様御手厚ニ御利解之段奉申上候、見越之儀ニハ御座候へ共、万々一先方不行届節ハ、此上之致方無御座候間、此段御憐察被成下破談ニ相成候ハハ、別紙願面之趣御糺之程奉願上候、先方之もの共ハ私共不弁柔弱を見込、多人数押掛直相対仕候等と理不尽申掛け、何共迷惑難渋千万ニ奉存候、幾重ニモ御上様ニテ御利非御糺之程奉願上候以上

一 今般当村矢嶋八兵衛殿・西村才三郎殿兩人、数年来御年貢米足錢持高之分不被差出候ニ付、小前より彼是申立候処、往古より仕来候趣於矢嶋・西村被申立、差入組罷在候処於内輪熟済不行届破談相成、小前一

統より笠松御陣屋え出願之積にて、多人数太田宿迄
被参候処、同宿ニおいてハ助郷村之儀ニ付、問屋福
田義三郎殿・福田七郎右衛門殿罷出被差留、理非御
聞訂相成候之処、双方互ニ申条之廉々は有之候得共、
是は取扱人え貰請右足錢勘定合之儀は、打消為助成
金武百六拾両也、矢嶋・西村御兩人より今般出金い
たし貰、小前一統え慥ニ受取以来双方無申分熟済相
整申候、就ては右兩家を相手取御年貢米足錢之儀ニ
付、以来彼是入組ケ間敷儀申間敷、勿論矢嶋八兵衛
殿・西村才三郎殿おいても、當時御役柄之儀ニ付、
若後日小前へ対し右一条ニ付、重て難渋迷惑之筋為
致間敷候、依て後日違約為無之、為取替申熟済証文
一札如件

安政五年十一月

中之番村

天王町組惣代

彦右衛門

大北組惣代
重六兵

藏印

横町組惣代
孫六助
代

藏印

以上

矢嶋八兵衛殿
矢嶋甚左衛門殿
西村才三郎殿

組頭	彦忠源	安兵衛	甚右衛門
孫惣代	嘉右衛門	伊右衛門	市郎右衛門
平印	平印	平印	印
庄喜屋	平印	平印	
文三郎	平印	平印	
印	印	印	

前書之通拙者共立入取扱候処相違無之、依て奥印致候

下川邊村
木下喜右衛門

二八二 年貢米足錢支払熟談一札(二)

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

義有之間敷、勿論拙者共おいても役柄之義ニ付、村
方へ対し右一条ニ付、迷惑之筋致間敷候、依て後日
違約為無之為取替申熟済証文一札如件

安政五年十二月

西村才三郎印
矢嶋甚左衛門印
矢嶋八兵衛印

(解説) 安政五年（一八五八）のもので、前記史料に対
して村役人が差し出した熟談一札である。

為取替申熟済証文之事

一今般拙者共両人數年来御年貢米足錢、持高之分不差
出候ニ付、小前より彼是申立候処、往古より仕来之
処申立差入組罷在候処、於内輪ニ熟済不行届破談相
成、小前一統より笠松御陣屋へ出願之積ニテ、多人
数太田宿迄被參候之処、同宿ニおいてハ助郷村之儀
ニ付、問屋福田義三郎殿・福田七郎右衛門殿罷出被
差留、理非御聞訂相成候跡、双方互ニ申条之廉々は
有之候得共、是ハ取扱兩人へ貴請、右足錢勘定合之
儀は打消、為助成金武百六拾両也、拙者共両人より
今般出金いたし、村方一統へ慥ニ相渡、以來双方へ
無申分熟済相整申候、就ては向後彼是差入組ケ間敷

庄屋文三郎殿
組頭弥喜右衛門殿
惣代平殿
嘉平殿
彦平殿
天王町惣代平殿
孫平殿
重藏殿
大北組惣代藏殿
六兵衛殿
孫六殿
横町組惣代藏殿
甚右衛門殿
上中町組惣代六殿
市郎右衛門殿

て未然に防止をはかった願書である。

下中町組惣代 萬兵 助殿
伊右衛門殿 源三郎殿 忠藏殿 彦兵衛殿

前書之通拙者共立入取扱候處相違無之、依て奥印致候
以上

太田宿問屋 福田義三郎
福田七郎右衛門

二八三 付払金錢熟談上納金

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 万延元年(一八六〇)のもので、前記史料に連がある。村役人との確執が一応解決したが、この上は上部機関の役所の取り調べが及ばないよう、上納金を納付し

一 昨午年十一月御出役之砌、村方駄付払之儀ニ付、彼是差入組候一件御調ヘニ付別紙奉申上候、右駄付払之義は、私共古来より相掛り不申仕来ニ御座候処、村方小前之者共申合、宝曆年中より此方之付払賃錢、元利倍之積立凡千両余り有之候由、當時ニ差出可申等と法外之儀申掛候ニ付、私共儀は先年より之仕來り候間、勘定仕差出候事難相成旨申節候処、彼是申混雜ニ付下川邊村喜右衛門立入取曖申、下方之者共私共始役方迄も家作打崩候趣可致風聞、其上美濃御郡代笠松御役所え御願申上候旨申、惣人数太田宿迄被罷越候処、同宿役人共取押へ、猶又当方村役人共も追々欠付差留置、種々利解申聞則太田宿福田義三郎・福田七郎右衛門・下川邊村喜右衛門三人立入、取曖内済和熟仕候、右始末之儀は別紙済口書面之写奉差上候間、右ニテ御承知可被成下候、然處此度右付払賃錢、先年より之分御取調被仰付候ニ付、是又別紙ニ取調奉差上候、此上江戸表え御呼下御調ニ相成候ては、遠路之処甚々迷惑難渉至極ニ付、種々御

歎願申上候処御聞済被成下、当方ニて御調向御済し

被成下、重々難有仕合奉存候、右ニ付為御礼金子拾
両上納仕候、可然様御執成奉願上候以上

万延元年申十一月

矢嶋八兵衛印

御出役助川善司様江戸表御持参ニ相成候

大嶋友之彌様

助川善司様

二八四 御尋に対する回答一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文久元年（一八六一）の回答文一札である。一部の村人が村役を差しあいて、笠松役所へ出願したための証明書で、組としては常に十分に話し合いを行つており、今回のようなことは一部の者のしわざであるとある。そのため連名での回答となつてゐる。

御尋ニ付差出申一札之事

此度村方小前之内より、村役人衆中へ対し申分有之由ニて、御上様え出願仕度趣等申立候ニ付、笠松郷宿傳右衛門殿より急飛脚被差越、昨五日朝百姓代喜助殿、並七郎兵衛殿御越、郷宿傳右衛門殿一同申談、御異見被成下候得共、其仮捨置被下候段申聞、更ニ引取方不致承引已ニ出願ニ及び候趣、右ニ付出手会之上銘々え其段為御聞被下、村中五人組一同承知仕候処、右罷出候小三郎外五人之者共と相談之上、一体仕候哉又ハ其内組頭たり共存不申哉之段、銘々え御尋有之候得共、一切私共より相談相加り、出願筋承腹仕候ものハ無御座候、尤五人組中ニおいて、年々立会役会之者五人宛差出し置候て、村勘定並村事入用向等、是迄相談之上取斗有之候間、難心得儀等有之節ハ、其時々立会之者より御尋可為申筈、猶又当村是迄之規格ニ御取斗有之ニおいてハ、聊無申分儀と相心得申候、縦ひ難心得義等有之候共、村方ニて得と辞談之上不成可は、御上様え出願等之儀ハ難仕義ニ有之処、公役出願ニ罷出候者共心得方之儀ハ、左之五人組中ニおいてハ少も難心得義と存候、然ルニ付私共組下之者之内、以来彼是申出候

もの有之候ハハ、相談之上当役衆中へ嘶合仕り、其上不成候ハハ出願等決て不為仕儀ニ御座候、右心得方御尋ニ付、一同立会相談之上連印を以、此段相答申候処少も相違無御座候仍て如件

文久元酉年八月六日

下川邊村五人組頭

七郎兵衛印

次郎作印

貢印

善
傳右衛門印
与平代

武助印
平右衛門印

喜助印
半右衛門印
喜兵衛印
龟三郎印
惣助印

平三郎印
七右衛門印

又右衛門印

庄屋
喜右衛門殿
年寄
与治右衛門殿

五郎八印
喜四郎印
富右衛門代
孫右衛門印
織部印

五郎八印

二八五 村役人不信任訴状

○町内下川辺

木下喜作氏所藏

(解説) 文久元年（一八六一）の庄屋不信任の訴状である。庄屋役の肩書を利用して独断なことが多く、用水の利用、村入用金の使用、帶刀などを箇条書きにして、村人一同連名で役所へ訴えたものである。村役人と村人との対立である。

乍恐以書付奉願上候

加茂郡下川邊小前三拾九人、惣代又三郎・小三郎・太

兵衛奉申上候、私共村方庄屋喜右衛門義、先年飛州御出張御支配之節は、割元大庄屋様と号し横行致、村内は勿論外村々迄、小事をも大事ニ企て済儀も容易ニ不相済、年来為及迷惑終ニは雜費ニと引倒、小前一同纏(ザン)窮ニ陥り、当御支配ニ相成候ても已前同様、殊ニは同人伴勘兵衛と申者、部屋住ニ乍在万事ニ先立、小前方えは村役之勢を以様々申威し、小前之者共は蠅虫同様ニ相心得高慢相募、平生自用ニ罷出候得は馬上ニ跨り通行いたし、乍恐百姓ニ不似合風義不相成段、度々御触も有之奉対御上様え奉恐入候儀と奉存候、右躰之次第ニて喜右衛門差配請居候ては、往々可及潰は脇前実以歎ケ敷御座候間、ケ条を以左ニ奉申上候

一 弘化二巳より去申年迄、御割附拝見仕候迄御年貢取立の夫錢帳共披見仕度候間、此段被仰付候様奉願上候

一 当夏照続田畠旱魃いたし、用水引取方役威を以、喜右衛門所持之田面えは勝手ニ水配仕、小前御田地黒干・白干ニ相成候ても用水不為引取、右は喜右衛門壹人ニて御年貢御上納致吳候哉、左も無御座候得は無甲乙用水為引取吳候、半ては御収納難相勤極々難

渉仕候、何故自便ニ用水引取候哉、此段御吟味奉願上候

一 当夏照続田畠旱魃仕百姓難儀仕候ニ付、格別之御仁惠を以為雨乞、多度山黒幣写御渡被成下、組合柄井村宮森え、村々小前一同参詣可仕旨喜右衛門より相触、尚引続相触候は柄井村えは参詣不相成、七月三日未明村方社内え御神移有之候間、同日早朝参詣可致と之事ニて、則刻限不違小前一同罷出候処、村役人參詣不相済内は小前参詣難相成段申聞、右早朝より昼夜迄宮中ニ為待置、漸々昼夜喜右衛門伴勘兵衛清服ニて、片箱を為持立流ニ供方召連、引続外村役人共参詣相済、夫より小前共参詣仕候儀ニ御座候、御大切之雨乞すら右之通之為体ニ付、此後役威を以如何様之儀仕出し候も難斗、此段御賢察奉願上候

一 喜右衛門儀去申年中御出張御支配御願申上旨、申立内存ニは御陣屋留主居番仕度心組ニて、村方え申掠右雜用金三拾両余出金為致候、此段御吟味奉願上候一五ヶ年已前と覚、八幡宮境内之桧材壳払代金取込罷在候、御糺之上出金被仰付候様奉願上候

一 喜右衛門儀大嶋様御家來之由ニて帶刀致、就中村方

ニ葬式有之候節は、寺案内仕其時々帶刀いたし、右始末御糺明奉願上候

前ヶ条之通、喜右衛門並同人倅官兵衛追々增長仕、不都合之廉々同人御召出之上、嚴重御糺明被成下置候様仕度、此上同人勤役仕居候ては、前書奉申上候通小前之者共、可及潰より外無御座歎ケ敷御座候間、何卒御慈悲を以退役被仰付被下置度、乍併彼是差拒候儀も御座候ハハ、小前三拾九人之者共ハ同人差配は不及申、御年貢其外諸御上納之品、向後右喜右衛門えは得差出不申候間、直御上納被仰付候様奉願上候

右口上は一同安穩ニ御百姓相続可仕と、重々難有仕合奉存候、余は御尋之節乍恐口上ニテ可奉申上候已上

文久元酉年八月

加茂郡下川邊村

孫	七	久	吉	伊三右衛門
利	右衛門	孫	左衛門	
治	郎兵衛	治	郎作	
織	之助	清	億	
九	藏	平	兵	
傳	長	吉	衛	
左	兵	作	作	
衛	藏	平	助	

長四郎	又助	忠次郎	伊助	喜三郎
林左衛門	市右衛門	浅右衛門	砧助	庄右衛門
甚藏				茂三郎
				新助
				藤左衛門

又三郎	小三郎	太兵衛	右三拾九人物代
久右衛門	砧助	藤左衛門	

茂三郎	新助	助	喜三郎
庄右衛門	砧助	太兵衛	伊助

二八六 村役人紛争熟談一札

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文久二年(一八六二)の熟談一札である。史料二八五に関連するもので、役所の取り調べも延引するため、双方にて話し合いの解決を指示され、了解したとの一札で

ある。

(表紙)

留書

差出申一札之事

去酉年八月より喜右衛門相手取、小前方三拾九人之者
共より笠松御役所え御訴詔奉申上候一件、既ニ昨冬於
笠松ニ郷宿当人より下済、和熟取曖被申候処、少々行
違之筋立之内済不相届破談ニ相成候処、最早年内余日
無之一先帰村被仰付、当春早々一同御呼出御取調御座
候旨被仰渡一同帰村仕候、然處再応之御呼出之上、事
柄一々御吟味銘々罷成候ては、御上様御手數ニも相成
奉恐入、猶亦惣方共此上雜用雜費相懸、難渋之段被及
御聞御立入被下内済、和熟仕候様精々御利解被仰聞候
二付、一同承伏納得仕惣方共申分無之、向後相互三睦
間敷申談可申候、依之笠松表ニテ昨冬取曖之趣意之通
熟済可仕候、為念下内済差入申一札依て如件

文久二戌年正月

治平 治郎作 治郎兵衛

六村政

孫左衛門

治郎右衛門

伊茂助

浅右衛門

吉藏

喜三郎

清四郎

又吉

五郎

新兵

助藏

忠次郎

利右衛門

庄右衛門

傅左衛門

織之助

藤左衛門

平太兵衛

平林左衛門

市右衛門

源兵衛

久甚藏

久吉

久七

久吉

久吉

久吉

久吉

久吉

孫久右衛門

助藏

源兵衛

久吉

前書之通熟談相整候ニ付奥印仕候以上

矢嶋甚九郎様

三拾九人惣氏
同
元織部印
小三郎印

百姓代
年寄
嶺川与次右衛門印
井喜助印

二八七 村役人紛争熟談書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文久二年(一八六二)の熟談書である。前記史料の役所の指示により、庄屋役の書類などを調査し、その結果を箇条書きで報告したものである。すべては庄屋役の休職という收拾策で解決をはかり、村内の関係を表面に出ないよう配慮されている。

入

乍恐以書付奉願上候

加茂郡下川邊村小前三拾九人、惣代又三郎・小三郎より同村庄屋喜右衛門え相掛候一件、双方被召出御糺中之處、喜右衛門儀人氣折合候迄休番仰付、當番織部え庄屋役人奉願上、右一条双方被召出、喜右衛門煩ニ付代倅官兵衛より仕成、証拠書類奉入御覽候より、村役人両郷宿立会調方可仕様被仰付奉畏、一同立会書類篤と取調仕候處、廉々明白相分り聊故障申分無御座、則左ニ奉申上候

一 神明社木壳払代金之儀遣払明白相分候事
一 八幡宮枯木壳払代金之儀、右修復延引中預り金当番

庄屋え差送候事

一 愛宕山林木壳払代金之儀、遣払明白相分候事
一 かしの木一件之儀は、川下ヶ之節川手形差出懸り合

無之事

一 賴母子講金一条之儀、遣払明白相分候事

一 郷蔵敷地之内元地之場所え作物仕付候ては、米拵等之節一同迷惑いたし候ニ付、以来相止可申事

一 弘化二巳年より村方諸入用帳、十七ヶ年より郷宿立

附、當番庄屋え引渡目録書之外、勤役中諸帳面喜右衛門方え相戻し可申事

前書之通納得熟談相整、偏ニ御慈悲御威光故と難有仕合奉存候、右一件ニ付重て御願筋申分毛頭無御座、以來相互ニ睦間敷致合可申候、依て先般奉差上候願面、御差下被成下置候様、一同連印を以奉願上候以上

文久二戌年正月

加茂郡下川邊村

小前三拾九人惣代

又三郎印

同村休番庄屋喜右衛門煩二付代
小三郎印
御役所
笠松
龜源四郎印
郷宿木屋官兵衛印
傳右衛門印

VI 村方諸事

二八八 郷藏普請仕様帳

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 宝暦一一年(一七六一)の下川辺村郷藏普請帳である。蔵の大きさ、材料の大小明細から必要人員の総人數まで、こと細かく記載し、役所へ届けたものである。村の年貢米が収納できる相当大きな蔵であった。

〔表紙〕
宝暦十一年

美濃国加茂郡下川邊村

郷藏継普請仕様帳

巳九月

下川邊村
庄屋控帳

一郷蔵継足普請壹ヶ所

美濃国加茂郡
下川邊村

桁行四間

但シ梁式間

軒九尺

此坪拾弐坪
但シ壹坪ニ付、御糲三拾弐俵詰置之積
七坪壹合
当已御田糲式百廿八俵詰置候積り

内

四坪九合

是迄有來り候郷蔵手狭ニ御座候所ニ、
去辰年御田糲詰置候故、当已御膳糲

御年貢取納場所ニ仕候積り

右仕様

松木拾本
但シ長九尺五寸
目通式尺五寸廻り

本柱

松木八本
但シ長九尺五寸
目通式尺廻り

間柱

松木六本
但シ長九尺五寸
目通三尺廻り

兩平桁二通中
桁壹通

是ハ桁行四間壹通ニ式本継之積り

松木拾七本
但シ長九尺五寸
目通壹尺八寸廻り

梁木

根伐
松木式本
但シ目通四尺廻り

是ハ挽立五分板式拾四枚ニ仕候積り

板木

板木末木
松木式本

但シ長式間壹尺
目通式尺五寸廻り

横木拾弐挺

根伐
松木四本
但シ長式間
目通三尺廻り

下根太木

松木八本
但シ長式間
目通壹尺八寸廻り

上根太木

是ハ土附下根太木之上ニ壹尺五寸間ニ壹本宛之積

桁下根太木末木
松木拾本
但シ長九尺
目通壹尺八寸廻り

合掌五組

竹百四拾四本
但シ目通三寸廻り

笠木舞

是ハ桁行四間兩平三尺間ニ笠木舞九本宛之積り

竹百八本
但目通三寸廻り

横木舞

是ハ軒高九尺式拾七通り之積り

竹百本
但目通六寸廻り

垂木口

是ハ桁行四間兩平垂木竹五寸間ニメ積り

竹式拾本
但目通七寸廻り

屋中口

是ハ片平ニ五通宛兩平拾通之積り

竹六拾本
但シ目通五寸廻り

屋根口

是ハ六ツ割ニメ兩平之分積り

繩式拾四束
但シ壹抱

但シ五尺繩ニメ

萱百式拾八束
但シ五尺繩ニメ

是ハ屋根坪両平分拾六坪壹坪ニ付、萱八束宛之積

り

二八九 雨乞花馬役覚帳

○町内福島

福島区所蔵

大工三拾六人
木挽三拾六人
葺師拾式人
人足百式拾人

右寄

合松木六拾七本

但シ長四間より九尺迄
目通四尺より壹尺八寸廻り迄

此根伐四拾七本

合竹四百三拾式本

但シ目通七寸より三寸廻り迄

右は美濃国加茂郡下川邊村、当巳御囲糺置候積り、有
來リ鄉藏壹ヶ所繼足普請仕、書面之通ニ御座候以上

巳九月

美濃国加茂郡下川邊村庄屋

年 喜
百 長 次 寄
姓 与 次
代 右衛門 代郎印

覚

佐藏・半十

一先払式人
但はかま付

一 村役人式人
但上下

一たいこ
丈八

下川邊
御役所

六村政

(解説) 天明五年(一七八五)の雨乞い行事のさいの役割帳である。降雨を祈願しての行事で、先払い・笛・太鼓・馬・はやし方などの役があつた。

(表紙)
天明五年
福嶋村

雨乞花馬諸掛り合役覚帳
巳六月十八日ニ済

清次郎・新吉

宮次郎・吉藏・傳藏

宮吉・乙次郎

一笛
一笛すけ

一つみ
一大たいこ

一式人たいこ持

亀松・常八

一神馬
一花馬

林藏・甚三郎・常八・傳十
谷平・幸助・半九郎・源藏

一馬付世話
一羽織三つえ
一付

吉兵衛・四郎右衛門・藤次郎・平左
衛門・忠六・圓三郎・半六

清右衛門・豊藏・伊右衛門・彦兵衛

権右衛門代・新藏・茂十郎・九兵衛
政藏・倉藏

一はやし方

嘉吉・宇吉・倉吉・斧次郎・和田八
宮吉・条次・佐郡治・弥藏・林吉・
瀧藏・幸八

一加茂明神様
諸事掛合
門・治兵衛・金右衛門・力助

覚

(表紙)
〔文化十三年
郷蔵建替諸色覚帳
子八月
下川邊村
庄屋
官兵衛〕

(解説) 文化一三年(一八一六)の郷蔵建替覚帳である。蔵が破損したので、入札形式で建替するもので、九三年ぶりとある。材料の明細から古材の売却の記載もある。

二九〇 郷蔵建替諸色覚帳

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

当村郷蔵建替之事、先郷蔵正徳四年大風ニ付吹潰候ニ付、建直シ候趣申伝ニ候、其節村役人庄屋太次右衛門・宗右衛門・八左衛門と梁指ニ書付有之候、然処当文化十三子年迄年曆凡九拾三ヶ年ニ相成候ニ付、大破ニ相成候故村方一統相談之上、建替一色渡し方入札ニ

いたし候処、当村源六落札ニ相成候処、上川邊村七郎
兵衛と申者引受、同閏八月ニ建申候、壁形候間当村九
藏と申者相渡申候之、尤渡し方金子之訛末々認メ置之

文化十三子年八月

庄屋
官年寄
兵四右衛門

一垂木松式寸
一平板
一瓦さん

内渡

金武両 八月四日渡
同三両 八月十日渡
同武両 八月十九日渡
同武分金 同十日渡
同武分金 廿九日渡
同武両壹分 九月四日渡
×拾壹両壹分

蔵仕様之覚

六村政

一 蔵長五間
梁式間瓦下地
軒下九尺

一 土台栗五寸
柱役柱栗五寸
間柱杉四寸角
真角

一 梁指式通り松四尺廻り

一 貫三通り

一 軒松五寸角
四寸角

一 登リ両妻式通り

一 棟木松五寸
六寸

一 地形下地壁竹繩芝木共一色渡し方
壁毛ふせ通

代金壹両壹分

内金三分 閏八月十日渡

金□□渡

一 土居葺板釘手間共

代金壹両壹分弐朱

内金武分 閏八月十一日渡

外ニ

銀壹匁八分四厘

七寸釘三本

九 藏

当村
源右衛門

当村
新右衛門

六三五

第二部 文書の部

六三六

六分四厘	六寸釘弐本	間留り
三匁三分	五寸釘壹□半	弐本
弐匁弐分	三寸釘壹□半	唐草
壹匁弐分	作料半人	軒
メ九匁八厘	平	八拾枚
残て	九百八拾枚	四拾八枚
壹匁壹分五分八厘	のし	弐百拾枚
九月廿七日渡ス	かんぶり	四拾弐枚
川口 庄七	めんと	八拾四本
一壁板長八尺三寸ニテ両拾四間之開	角三	四枚
戌代壹兩ニ	瓦屋雜用十五人分	
内弐分金 廿六日渡ス	一 壱メ三百三十七文	
一釘代	瓦駄ちゃん	
一手間料	メ廿四両三分余	
都て十二日戻済	古藏壳払	
一大直し中ぬり上ぬり	代弐メ五匁	
代三両三分銀壹匁	古かや	
一瓦	代壹メ弐拾八文	
代五両壹分	助左衛門	
此訛	庄右衛門	
曾兵衛		
古小郷藏		
代金弐分也		

VII 財政

二九一 借用金子年賦返済証文

○町内石神

石神区所蔵

×式拾両

右之通り四ヶ年ニ無相違急度相済可申候、縱何様之儀
御座候共、於此金子ニハ村方割付相極メ置候上ハ、日
限少も御断申間敷候、勿論御地頭様代り、又ハ村方庄
屋組頭相替り候ても、四ヶ年内此証文以判形之者、
急度相済可申候、為後日証文仍如件

元文元年辰十二月

加茂郡石神村庄屋かり主

同

年寄かり主 長 断 治 五 右衛門

組頭かり新 藤主 左衛門 十郎

惣百姓代 藤主

孫断角代 同 太兵衛助

(解説) 元文元年(一七三六)の金子証文である。村方年貢代として借用した金子を、新たに年賦返済とするよう願つたものである。そのため、下川辺・下麻生両村を請人とした証文である。

年賦ニ御断申金子之事
合金武拾五両也 但し文金也

右之金子は、当村方御年貢ニ前々借用仕候所ニ、近年村方及困窮ニ利足相勤申儀難成候ニ付、何とそ年賦ニ御請取被下候様ニ、下川邊村太次右衛門殿・久七殿・瀬右衛門殿・下麻生村弥助殿・兵藏殿相頼御頼申候得

同 同 源断文左衛門助
一金四拾両弐分拾四匁 金八両八匁八分辰出ス分
同 同 同 断 断 午出ス分
未出ス分 申出ス分

傳左衛門殿

右石神村御年貢ニ御借シ置被成候金子、前々より我々共奥判致置候處、此般年賦ニ御断申候得は、當年より五ヶ年之年賦ニ被成被遣、我々共御請負則當年分金五兩相済申候、殘て弐拾両ハ來巳年より申年迄、四ヶ年之內毎年五両ツツ霜月十日前ニ、急度相済させ可申候、若何様之儀有之候共、我々共御請負申上ハ、右日限無相違急度相済させ可申候、為其仍如件

下川邊村

太次右衛門

久断

七

瀬野右衛門

下麻生村

兵藏

同 弥断

助

金三両弐分拾弐匁辰ニ出ス

一金拾八両弐分五ヶ年賦

佐次右衛門殿分

同 同 同 断 断 巳年出ス分

同 同 断 断 午出ス分
未出ス分

二九二 年貢代上納取調願書

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 宝曆一二年(一七六二)の年貢代に関するものである。一部の村人の年貢代を村役三人が借用金で上納したが、今回村役交替の時期が来たので、返済方を、役所に願つたものである。

乍恐書付ヲ以奉願上候御事

一石神村去ル巳年御年貢諸役銀、小前百姓残金拾五六兩も御座候所、段々才足申付候共、殊外こんきう(催促)

仕候村方ニ御座候ハハ、一向不埒ニ御座候故、御年貢石代金私共借り入仕候て、御公儀様え御上納仕候、

当村庄屋役三人ニテ年番ニ相勤申候、当年御取箇前

ニ役義相渡し申度候所、右已年御年貢残り金小前不埒ニ御座候故、得相渡シ不申候、何卒御勘弁之上小

前百姓御吟味被遊、役銀残金急ニ相勤申候様ニ、被為仰付被下置候ハハ難有奉存候以上

宝曆十二年午九月

加茂郡石神庄村屋

同村年寄徳十郎

同村百姓代藤又右衛門助

笠松
御郡代所

右ハ元御広敷御貸附金之内拝借奉願候処、金貳拾七両
式分去ル已六月より来ル戌ノ六月迄、中年五ヶ年季拝
借被仰付奉請取、利足之儀ハ年壹割之積りを以、利金
年々上納仕、元金ハ来ル戌六月急度返上納可仕候、別
帳質地之儀ハ水帳御引合、小前御改御吟味之上、所值
段三割引ニ仕、元金壹倍之金高を以別紙之通、質地差
上拝借仕候処仍て如件

安永二年巳六月

美濃国加茂郡石神村上組

金子拝借主

同同同孫

(解説) 安永二年(一七七三)の貸付金に関するものである。村の入用金として拝借した金錢を、五か年賦で利息

ともども返済するもので、質地として田畠が提供してあり、村方三役の捺印もある証文である。

差上ヶ申証文之事

一金貳拾七両貳分

内金拾貳両ト銀九匁九分五厘

同拾五両壹分銀五匁五厘

上組藤助組印
下組長兵衛組印

(解説) 天明五年(一七八五)の雨乞い行事のさいの諸入用帳で、史料二八九に関連したものである。道具類・米・酒・その他諸入用金のすべてを記録した入用帳である。

年 庄 同 同 同 同
吉 寄 藤屋
百姓代 三郎印 助印
百姓代 三右衛門印

同村下組 金子拝借主
同村下組 金子拝借主

〔表紙〕
天明五年
花馬諸入用覚帳

巳六月

〕

一 弐匁七分

いな紙三状

一 三匁四分二厘

半紙弐束

一 七分五厘

赤紙五拾枚

一 弐わ七分九里

直し三状

一 三分八厘

ひしやく弐本

一 四分五厘

同小五本

一 弐わ弐分四厘

しづり七尺

一 九匁

中もミ壹丈弐尺

一 壱匁九分二厘

紅ちよく六勺

一 四分

茶袋壹尺六寸

メ 壱分九匁五厘

○町内福島
福島区所蔵

下川邊
御役所

二九四 花馬諸入用帳

此錢壹メ六百七十文

一五拾七文

一十六文

一三十武文

一四拾文

一四文

一七文

一武拾文

一六十文

一六拾六文

一四文

一武百三拾壹文

ス

一武百文
一拾武文

乘くら入え箱直し
つゆかへ

一百六拾六文

六月十七日 太次屋

酒壹斗壹合

夫 六兵衛

六村政

六月十八日 追かけニ

一四百武拾壹文 酒四升五合

メ武メ武百九十五文 書上

四メ八百五拾九文

銀メ壹分九匁五厘

此錢武メ五百武拾武文

錢メ武貫貳百七拾七文

一口メ四貫七百九拾九文入用

夫 六兵衛

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所藏

二九五 御用金貸付願

〇町内中川辺

矢嶋弓男氏所藏

傳藏

薪搾入用 壱升三合五勺

常八松

(解説) 文化八年(一八一二)の貸付願書である。村方

入用のため、役所へ多額の借用金を依頼したもので、短期間の借用期限からして、収納米を勘案してのもの。その用途は、恐らく領主大島氏への費用と推定される。

六四一

一大嶋兵庫知行所拝領高四千七百石、内美濃国加茂郡
川邊村高八百四拾八石九斗五升八合六勺、収納米四

百拾七石五斗四升三勺九才之内、米弐百八拾石書上

引当を以右村無拠要用ニ付、当御役所御用金之内弐

百両、村方え御貸附御座候様仕度奉願候、尤返納之

義ハ、来ル廿日限無相違急度返納可仕候、何卒願之

通御貸下ヶ被仰付被下置候ハハ、難有仕合奉存候以

上

文化八末年十二月

大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡川邊村

庄屋拝借人甚

拝借人親類平右衛門

兵衛

庄屋代平右衛門

左衛門

年寄

才三郎

組頭

徳左衛門

百姓代利兵衛

山田

御奉行所

二九六 御用金拝借並引当米証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 文化九年(一八一二)の拝借金証文である。村入用金として奉行所から借用したもので、引当米を書き上げて提出した証文である。なお、大嶋氏家臣の添え書きが添付してあるが、恐らく前記領主の入用金と推定される。

(表紙)

文化九年

御用金拝借証文

申正月

高四千七百石

大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡川邊村

拝借人庄屋甚兵衛

甚兵衛

御用金拝借証文

一金弐百両

但利足年壹割

右ハ村方無拠要用ニ付、当御役所御用金之内御貸付奉

願、書面之通拝借仕候処相違無御座候、依之為引当取納米式百八拾石、別紙之通書入置拝借仕候上ハ、來ル十二月廿日限三元利金取揃、無遲滯急度返納可仕候、若又御日限返納方等閑之義御座候ハハ、拝借人は勿論加判之者共、一同如何様之御咎ニ也可被仰付候、為後日連印証文差上申所仍て如件

文化九申年正月

大嶋兵庫知行所

美濃國加茂郡川邊村

百姓代
利兵衛印

組頭德左衛門印

年寄才三郎印

拝借人親類

平右衛門印

庄屋代八左衛門印
甚兵衛印

山田
御奉行所

拝借金引当米書上

一高八百四拾八石九斗五升八合六勺

此反別七拾六町五反九畝式拾式步六厘

收納米四百拾七石五斗四升三勺九才 定免納辻
内米式百八拾石 拝借引当米 四斗式升入

此俵七百俵

右ハ此度御用金式百両拝借仕候ニ付、為引当收納米前書之通書上候間、此段地頭所え相届村方反別收納米、為御突合当村御水帳、並ニ皆済目録差出候処、御改相濟御貸附拝借仕候上ハ、万一水旱損御座候ハハ、拝借人ハ不及申、親類並ニ加判之者共持地相払、代金を以返納仕、聊御用御差支無之様取斗ひ可申候、為後日拝借金引当証文仍て如件

文化九申年正月

大嶋兵庫知行所

美濃國加茂郡川邊村

百姓代
利兵衛印

組頭德左衛門印

年寄才三郎印

拝借人親類

平右衛門印

庄屋代八左衛門印
甚兵衛印

山田
御奉行所

六村政

六四三

前書大嶋兵庫知行所濃州加茂郡川邊村名前之者、今般御用金式百両収納米引当を以拝借仕、証文差上候通相違無御座候、然ル上ハ以来如何様之儀有之候共、御定日限通聊無遅滞返納急度申付置候、依之奥印仕候以上

子七月限りニ急度御返済可申候、若元利之内少ニても滯り候ハハ所持田畠壳、金子を以無相違返済可申候、為後日仍て如件

文化十二亥十二月

大嶋兵庫内
大嶋三郎右衛門印

石神村かり主庄屋
孫右衛門印
又右衛門印
年寄源太郎印
下川邊村受人割元
官兵衛印

申正月

二九七 村入用金借用証

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

下川邊
林藏殿

二九八 御用金拝借並引当米証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 文化一二年(一八一五)の村入用金借用証である。年貢上納に充当したもので、庄屋が借り主となつて立て替え払いしたものと思われる。

借用申金子之事

一金拾五両は

元金也

右は当亥村入用金ニ差詰り申ニ付、如此慥ニ借用仕御年貢御上納申處実正也、利足之義ハ元金に相加へ、來

(解説) 文化一四年(一八一七)の拝借金証文である。村入用金として奉行所から借用したもの。これの引当米を書き上げ提出しているが、大嶋氏家臣の添え書きもあり、領主の入用金と推定される。

(表紙)

文化十四丁丑年

御用金拝借証文

正月

高四千七百石

大嶋肥前守知行所
美濃国加茂郡川邊村

拝借人庄屋

甚兵衛

山田
御奉行所

御用金拝借証文

但利足年壱割

一高八百四拾八石九斗五升八合六勺

美濃国加茂郡
川邊村

此反別七拾六町五反九畝弐拾弐歩六厘

収納米四百拾七石五斗四升三勺九才 定免納辻

内米弐百八拾石

拝借金引当米

此俵数七百俵

四斗式升入

四斗納

右は村方無拠要用ニ付、当御役所御用金之内御貸附奉
願、書面之通拝借仕候処相違無御座候、依之為引當收
納米弐百八拾石、別紙之通書入置拝借仕候上は、來ル
十二月十日限元利金取揃、無遲滯急度返済可仕候、若
又日限返納方等閑之儀御座候ハハ、拝借人は勿論加判
之者共、一同如何様之御咎ニも可被仰付候、為後日連
印証文差上申処仍て如件

文化十四丁丑年正月

大嶋肥前守知行所

美濃国加茂郡川邊村

百姓代
利 兵衛印

右は此度御用金弐百兩拝借仕候ニ付、為引當収納米前
書之通書上候間、此段地頭所え相届村方反別収納米為
御突合、当村御水帳並皆済目録差出候処、御改相済御
貸附拝借仕候上は、万一水旱損御座候ハハ、拝借人並
加判之者は不及申、村方持地相払代金を以返納仕、聊
御用御差支無之様取斗可申候、為後日拝借金当証文仍

組頭 德左衛門印
年寄 才三郎印
拝借人親類 平右衛門印
拝借人庄屋 甚兵衛印

て如件

文化十四丁丑年正月

大嶋肥前守知行所

美濃国加茂郡川邊村百姓代

組頭利兵衛印

年寄才三郎印

押借人親類平右衛門印

押借人庄屋甚兵衛印

山田御奉行所

前書大嶋肥前守知行所、美濃国加茂郡川邊村名前之者、

今般御用金貳百両収納米引当を以、押借仕証文差上候
通相違無御座候、然上は以来如何様之義有之候共、御
定日限通聊無遲滯返納急度申付置候、依之奥印仕候以

上

丑之正月

大嶋肥前守印
大嶋三郎右衛門印「当年迄矢嶋六左衛門・矢嶋仁左衛門奥印仕候處、
此度大嶋三郎右衛門義、江戸表より帰役ニ付、
奥印仕候、仍て此段奉申上候」

(解説) 文政二年(一八一九)の御用金に関するものである。既に借用している村御用金について、期限後さらに延長借用を申し出、そのさいの添証文を依頼したものである。

二九九 御用金借用証文一札

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

処、私國元出立之砌右之次第、承知不仕候て此度承り、
何共当惑之至ニ御座候、一体被仰聞候趣御尤承知仕候
得共、差掛け候儀ニテ何共取斗難相成、依之來辰年七
八月迄ニ御皆納仕候欵、又は御地頭村方御師職え相頼、
添証文印形相調引替候様、精々取斗可仕候間、夫迄之

處御調印被下候様御頼申上候處、御承知被下添奉存候、
前文之趣帰村之上、役人並判人共え委細可申聞候、万
一七八月延引仕候共、来ル十二月ニ至てハ無相違取斗
可申候、仍為後日一札如件

文政二己卯年十二月

大嶋肥前守知行所

美濃国加茂郡川邊村

庄屋甚兵衛代

甚左衛門印

松本助之丞殿

御親類御衆中

三〇〇 御用金拝借並引当米証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所藏

(解説) 文政五年(一八二二)の拝借金証文である。村
入用金として奉行所から借用したもので、これの引当米も
書き上げて提出している。それに大嶋氏家臣の添え書きも
あつて、領主の入用金に充当したものと推定される。

(表紙)

文政五壬午年

御用金拝借証文

正月

高四千七百石

大嶋肥前守知行所

美濃国加茂郡川邊村

拝借人庄屋甚兵衛

御用金拝借証文

一金弐百両

但利足年壹割

右は村方無拠要用ニ付、當御役所御用金之内御貸附奉
願、書面之通拝借仕候處相違無御座候、依之為引当收
納米弐百八拾石、別紙之通書入置拝借仕候上は、來ル
十二月十日限元利金取揃、無遲滯急度返納可仕候、若
又御日限返納方等閑之義御座候ハハ、拝借人は勿論加
判之者共、一同如何様之御咎ニモ可被仰付候、為後日

連印証文差上申処仍て如件

文政五年正月

大嶋肥前守知行所

美濃国加茂郡川邊村百姓代

組頭

利兵衛印

年寄万右衛門印

才三郎印

平右衛門印

拝借人親類

拝借人庄屋甚兵衛印

山田御奉行所

拝借金引当米書上

一高八百四拾八石九斗五升八合六勺

美濃国加茂郡川邊村

山田
御奉行所

此反別七拾六町五反九畝弐拾弐歩六厘

収納米四百拾七石五斗四升三勺九才 定免納辻

内米弐百八拾石

拝借金引当米

四斗弐升入

此俵数七百俵

四斗納

右は此度御用金弐百両拝借仕候ニ付、為引当収納米前

以上

書之通書上候間、此段地頭所え相届村方反別収納米為御突合、当村御水帳並皆済目録差上候処、御改相済御貸附拝借仕上は、万一水旱損御座候ハハ、拝借人並加判之者は不及申、村方持地相払代金を以返納仕、聊御用御差支無之様取斗可申候、為後日拝借金引当証文仍て如件

文政五年正月

大嶋肥前守知行所

美濃国加茂郡川邊村百姓代

組頭

利兵衛印

年寄万右衛門印

才三郎印

平右衛門印

拝借人親類

拝借人庄屋甚兵衛印

山田
御奉行所

前書大嶋肥前守知行所、美濃国加茂郡川邊村名前之者、今般御用金弐百両収納米引当を以、拝借仕証文差上候通相違無御座候、然上は以來如何様之儀有之候とも、御定日限通聊無遅滞返納急度申付置候、依之奥印仕候

午之正月

御貸附金質地証文之事

大嶋肥前守内
大嶋三郎右衛門印

大嶋左衛門知行所

濃州加茂郡川邊中之番村

一金百両也

三〇

御貸付金並質地証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

此質地壹町四反五畝弐拾步
年壹割利來未より亥迄五ヶ年済、元金之内壹ヶ年

金弐拾両宛返納、其年之残元金ニ応し利金相添、

但

毎年十一月廿日限相納返納皆済之節、年々之御請

取手形を以此証文引替可申事

(解説) 文政五年(一八二二)の貸付金に関する証文である。村入用金として借用したもので、各個人の田地を質地とし、かなり厳しい条件で役所から貸付を仰いでいる。そして、大嶋氏家臣が連名でその保証をしている。

(表紙)

文政五年

御貸附金拝借質地証文

午十二月

大嶋左衛門知行所

濃州加茂郡
川邊中之番村

一字城
一字三反田
一字中田
一字九畝步
一字壹反拾五步
一字洲原橋
一字上田
一字上田
一字上田
一字大北前
一字上壹
一字壹反九畝四步
一字三反田
一字中田
一字九畝步
一字八畝廿四步
一字中田
一字七畝步

地主彦兵衛

同孫

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

右は宿駅御手当東海道六ヶ宿・中仙道六ヶ宿・美濃路
 壱ヶ宿より宿方並助郷助成、並寄持金年壹割利之方、
 御貸附金之内書面之金子、質地差出拝借仕處実正ニ御
 座候、尤當時相用候村方反別帳面之通、字反別位附仕
 拝借金三割増之地所、差上候処相違無御座候、勿論右
 田地何方えも質物書入等仕候儀無御座候、若年限中荒
 地変地等相成候ハハ、質地引替差上可申候、尤返納之
 儀は前書之通、元金五ヶ年ニ割合返納之積、其年々残
 元金ニ応し利金相添、毎年十一月廿日限無相違急度上
 納可仕候、太切之御貸附金ニ付水旱損、其外如何様之
 儀御座候共、御日限通無相違相納可申候、尤御用ニ付
 元金不時御取立御座候ハハ、何時成共其節迄之利足相
 添、聊無遲滯返上納可仕候、万一相滯候ハハ質地御取
 上御拵被仰付候共、又は地所村方え引請相拵候共、元
 利御金高都合仕急度上納可仕候、然上は右拝借年限中、
 此質地証文御取用被下置、返納皆済之節年々之御請取
 手形ヲ以御引替可被下候、依之御貸附拝借質地証文差
 上申候如件

右之寄

上田七反式歛式拾六步	石盛壹石四斗
此高拾石武斗壹合三勺	<small>但村方質入値段壹反二付</small>
此金八拾七両壹分ト永百九拾文	
中田四反八歛九步	石盛壹石三斗
此高六石式斗七升九合	<small>但村方質入値段壹反二付</small>
此金四拾八両壹分ト永五拾文	
下田式反四歛拾五步	石盛壹石式斗
此高式石九斗四升	<small>但村方質入値段壹反二付</small>
此金拾九両式分ト永百文	
反別合壹町四反五歛式拾步	
此高拾九石四斗式升三勺	
此金百五拾五両壹分ト永九拾文	
但シ拝借金三割増之積	

文政五年十二月
 大嶋左衛門知行所

濃州加茂郡川邊中之番村

大嶋左衛門内

大嶋三郎右衛門印

矢嶋仁右衛門印

彦兵衛
孫兵衛
市兵衛
平右衛門
甚兵衛
三郎衛
市郎右衛門
庄屋利代源
百姓年同同同同同地主

三〇二 御貸付金並質地証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

多羅尾鞠負様

御役所

前書之通當御役所御貸附金之内、左衛門知行所村方え
拝借仕候ニ付、差出候書面質地之儀、私共相改所質入
値段、其外共得と相糺候処聊相違無御座候、且又元利
上納方右証文面御日限通相違無之様、精々申付置候得
共、万一遲納仕候ハハ連印之者共御呼出、如何様ニも
可被仰付候、其上ニも相滯候ハハ主人方え引請無相違
相納可申候、依之奥書印形仕候以上

(解説) 文政五年(一八二二)の貸付金に関する証文で
ある。川辺・柄井両村の借用金として、各個人の田地を質
地としたものであるが、大嶋氏家臣が連名で保証人となっ
ている。

(表紙)

文政五年

御貸附金拝借質地証文

午十二月

大嶋左衛門 知行所

濃州加茂郡川邊中之番村

柄井村

御貸附金質地証文之事

大嶋左衛門 知行所

濃州加茂郡川邊中之番村

柄井村

一金武百両也

此質地式町九反壹畝七歩

年壹割利來未より亥迄五ヶ年済、元金之内壹

ケ年之金四拾兩宛返納、其年々残元金ニ応シ
利金相添、毎年十一月廿日限相納返納皆済之

節、年々之御請取手形ヲ以証文引替可申事

内訳

川邊中之番村

地主

此金八拾七両壹分ト永百九拾文

字金古久
上田式反拾九歩

内訳

彦兵衛印

字三反田
上田壹反四畝三歩
字安道
上田壹反歩
二字二ノ井
上田壹反歩
字大北前
上田壹反歩
字洲原橋
上田九畝歩
一字三反田
中田壹反拾五歩
字城うら
中田八畝廿四歩
字三反田
中田七畝歩
中田壹反壹畝歩
中田壹反壹畝歩
中田壹反壹畝歩
下田六畝五歩
下田八畝拾步
下田壹反歩

右之寄

上田七反式畝式拾六歩

石盛壹石四斗

但村方質入値段壹反二

付金拾式両之積

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
源 三 郎 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
市 印 人 印 人 印 人 印 人 印 人 印 人 印 人 印 人 印 人 印 人 印

中田四反八畝九歩

石盛壹石三斗

此高六石武斗七升九合

但村方質入値段壹反二

人印

付金拾両之積

人印

此金四拾八両壹分ト永五拾文

石盛壹石武斗

人印

下田武反四畝拾五歩

但村方質入値段壹反二

人印

此高武石九斗四升

付金八両之積

人印

此金拾九両武分ト永百文

石盛壹石武斗

人印

反別合壹町四反五畝廿歩

但村方質入値段壹反二

人印

此高拾九石四斗武升三勺

付金八両之積

人印

此金百五拾五両壹分ト永九拾文

石盛壹石武斗

人印

但シ押借金三割増之積

桔井村

源右衛門印

人印

磯右衛門印

人印

磯右衛門印

人印

磯右衛門印

此金八拾五両武分ト永拾九文

石盛壹石五斗

但村方質入値段壹反二

人印

付金拾両之積

但村方質入値段壹反二

人印

石盛壹石三斗

但村方質入値段壹反二

人印

但村方質入値段壹反二

人印

上田壹反武畝歩
上田九畝歩
上田壹反六畝歩
上田壹反武畝壹歩
上田壹反拾七步

付金八両之積

此金拾八両

反別合壱町四反五畝拾七歩

此高式拾石壱斗式升四合

此金百五拾五両壱分ト永六拾九文

但シ拝借金三割増之積

右は宿駅御手当東海道六ヶ宿・中仙道六ヶ宿・美濃路
 壱ヶ宿分宿方、並助郷助成並寄持金年壱割利之分御貸
 附金之内、書面之金子質地差出拝借仕處夷正ニ御座候、
 尤当村相用候村方反別帳面之通、字反別位附仕拝借金
 三割増之地所、差上候處相違無御座候、勿論右田地何
 方えも質物書入等仕候儀無御座候、若年限中荒地変地
 等相成候ハハ、質地引替差上可申候、尤返納之儀は前
 書之通、元金五ヶ年ニ割合返納之積、其年々残元金応
 シ利金相添、毎年十一月廿日限無相違急度上納可仕候、
 大切之御貸附金三付、水旱損其外如何様之儀御座候共、
 御日限無相違相納可申候、尤御用ニ付元金不時御取立
 御座候ハハ、何時成共其節迄之利足相添、聊無遲滯返
 上納可仕候、万一相滯候ハハ質地御取上御払被仰付候

文政五年十二月

大嶋左衛門知行所

濃州加茂郡川邊中之番村

地主

彦

兵

衛印

同

孫

市印

同

平

左衛門印

同

八

兵

衛印

同

源

三

郎

印

百姓

利

代

源

三

郎

印

年

寄

市

郎

右衛門印

庄

屋

才

三

郎

印

柄井村

同地主

源右衛門印

同儀

右衛門印

共、又ハ地所村方え引請相払候共、元利御金高都合仕
 急度上納可仕候、然上は右拝借年限中此質地証文、御引
 取用被下置返納皆済之節、年々之御請取手形ヲ以御引
 替可被下候、依之御貸附拝借質地証文差上申候如件

三〇三 借用金出入一札

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

同
百姓定代友
年寄友右衛門印
庄屋右衛門印
得右衛門印

多羅尾鞆負様

御役所

前書之通當御役所御貸附金之内、左衛門知行所村方え
拝借仕候ニ付、差出候書面質地之儀、私共相改所質入

值段其外共得と相糺候処、聊相違無御座候、且又元利

上納方右証文面、御日限通相違無之様精々申附置候得

共、万一遅滯仕候ハハ連印之者共御呼出、如何様ニも
可被仰付候、其上ニも相滯候ハハ主人方え引請、無相
違相納可申候、依之奥書印形仕候以上

大嶋左衛門内

大嶋三郎右衛門印

矢嶋仁右衛門印

(解説) 文政八年(一八二五)の借用金に関するもので
ある。紛争の背景が明らかでないが、連名者の名前から村
入用金と推定され、仲介人によつて年賦払いとなつたとき
の一札である。

為取替申一札之事

一勘定方え去ル未年致借用候金五拾両、相滯候ニ付及
出入候處、柄井村佐吉・当村庄屋代源兵衛立入取曇
候趣意は、右金五拾両也利足取除、元金済ニテ十ヶ
年賦取極、当酉年より来ル午年迄壹ヶ年ニ金五両ツツ、
十二月廿日ニ返済之筈致熟談候、然上は毛頭違乱無
之候、為後日証文仍て如件

文政八年酉十二月

矢嶋甚兵衛印
矢嶋仁右衛門印

取曖人柄井村佐吉印
庄屋代源兵衛印

売払、右代金を以右日限通急度返済可申候、為後日之
証文仍て如件
文政八年酉十二月

金山村忠兵衛殿

三〇四 先納金借用証

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 文政八年（一八二五）の先納金借用に関するものである。羽生村（富加町）の村入用金を、短期間下川辺村から借用したときの証文である。

借用申先納金之事

本金也

一金式拾両は
右は地頭方要用金ニ差詰、右之金子貴殿より借用申所
実正也、返済方之儀は来ル戌之二月廿日限、世並之利
足を加え急度返済可申候、万一返済方元利之内少ニて
も相滯候ハハ、左之名前連印者家財田畠其元見立次第

三〇五 貸付金証文帳

○川辺町所蔵
(西村家文書)

加茂郡羽生村百姓惣代喜兵衛印
同断右衛門印
組頭物寄平治郎平印
百姓代治郎平印
年利右衛門印
庄屋機兵衛印
請人下川邊半村利右衛門印
右衛門印

割本官兵衛殿

(解説) 天保三年（一八三二）の貸付金証文である。川辺・柄井両村がそれぞれ村入用として、千人講から借用し

たもの。満講迄の期限で村役連名の証文である。

(表紙)

天保三年

御貸附金証文帳

辰 五月

千人講御貸附金拝借証文之事

一金五両也

右は村方無拠入用之義ニ付、拝借仕候處実正也、返済之儀は満講之迄年々壹割弐分之利足ヲ相定、元利共急度御返済可仕候、為後日奉差上候証文仍て如件

天保三年辰年八月

川邊村百姓代拝借人

利兵衛印

市印

組
彦頭
彦兵衛印

助印

御役所

同 同 同 同 同
源 断 断 断 断
源 兵 衛 印
兵 衛 印
助 印

御役所

庄屋 太兵衛印

千人講拝借金証文之事
元金也

右は村方無拠入用ニ付、拝借仕候處実正之、返済之儀ハ満講迄年々壹割弐分之利足相添、元利共ニ急度御返済可仕候、為後日奉差上候証文仍て如件

天保三年辰八月

柄井村借用主

百姓代
友三郎印

吉印

組
彦頭
彦兵衛印

三郎印

庄屋
九郎次郎印

吉印

庄屋
友右衛門印

吉印

三〇六 添証文

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 天保四年（一八三三）の借用金添証文である。川辺・柄井両村が質地を提出して肩代り借用し、年賦で返済するという添証文である。それに領主大嶋氏の家臣も引請人となっている。

(表紙)

天保四年

添証文

巳十二月 大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡

川邊村

柄井村

大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡柄井村

質地主

源右衛門印

同

徳兵衛印

九兵衛印

差上申添証文之事

一金貳百両也

利足年壹割來午より来ル戌迄五ヶ年済、元金
但之内壹ヶ年金四拾両ツツ、其年之残元金ニ応
利金相添、毎年十一月廿日限返済之積

右は当御支配所東海道坂下外式ケ宿、連々困窮ニ付相
続方差出、貸附金之内書面之通、私共村方え借用仕候
処、右は格別難済宿ニ付、相続方之儀再応江戸表え被
仰立、御取調有之御手當被下金之上、右躰貸附金被仰
付、宿相続方御主法之儀ニ付、其段厚相心得証文面之
通返済方無遅滞取斗候様可仕、万一差滞候節は御伺済
之趣を以、当御役所ニおいて御取立方、御吟味可有御
座儀ニ付、兼て其段相心得可罷在旨、被仰渡之趣承知
仕候、右躰格別之御主法金之儀ニ付、限日通聊無遅滞
急度返済可仕候、依之連印添証文差上置申所如件

天保四巳年十二月

大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡柄井村

質地主

源右衛門印

同

徳兵衛印

九兵衛印

美濃國加茂郡川邊村

質地主

彦兵衛印

才三郎印

甚三郎印

同同同同

八兵衛印

甚左衛門印

彦右衛門印

吉印

友三郎印

庄年寄

百姓代

庄年寄

百姓代

友右衛門印

吉印

三郎印

庄年寄

百姓代

太屋源利

吉印

三郎印

兵衛印

庄年寄

百姓代

太屋源利

吉印

三郎印

兵衛印

同国同郡柄井村

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

三〇七 借用金証文

(解説) 天保四年(一八三三)の借用金証文であり、史料三〇六に関連したもの。川辺・柄井両村が借り主で、相手方の村宿に差し出し、質地の提出から大嶋氏家臣の保証もある証文である。

多羅尾鞆負様

御役所

前書之通兵庫知行所村方え借用いたし候ニ付、返済方
之儀限日通相違無之様、精々申付置候得共、万一遲滯

仕候ハハ、連印のもの共御呼出如何様ニも可被仰付
候、其上ニも相滞候ハハ、主人方え引請無相違返済可
致候、依之奥書印形仕候以上

大嶋兵庫内
大嶋弓男氏所蔵

第一部 文書の部

六六〇

(表紙)

天保四年

御主法金借用証文

巳十二月 大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡

川邊村

柄井村

御主法金借用質地証文之事

一金武百両也 大嶋兵庫知行所美濃国加茂郡

此質地式町九反八畝廿九歩

川邊村

柄井村

利足年壹割來午より來ル戌迄五ヶ年済、元金

四拾丣ツツ返済之積、其年之残元金ニ応利金

相添、毎年十一月廿日限返済、終年ニ至り年々

之御請取手形を以、此証文可引替事

川邊村質地主

一字能田内
上田九畝廿壹歩

上田五畝七歩

上田五畝拾八歩

同 同 彦兵衛印

人印

一字安道
上田壹反四畝拾歩
一字能田
上田四畝拾四歩
一字安道
上田壹反九畝四歩
一字安道
上田壹反式拾七歩
一字西合
上田壹反歩
一字安道
上田壹反歩
一字岩田
中田九畝拾歩
一字岩田
中田壹反拾歩
一字岩田
中田壹反壹畝廿七歩
一字岩田
中田七畝式拾歩
一字岩田
中田七畝廿步
一字小嶋
上田壹反式畝歩
一字石末
上田九畝歩
一字石末
上田九畝廿四歩
一字石末
上田壹反壹畝歩
一字石末
上田壹反歩

才三郎印 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 才三郎印 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 才三郎印 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 才三郎印 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 彦右衛門印 源右衛門印 德兵衛印 源右衛門印 德兵衛印 源右衛門印
 源右衛門印 德兵衛印 源右衛門印 德兵衛印 源右衛門印 德兵衛印
 源右衛門印 德兵衛印 源右衛門印 德兵衛印 源右衛門印 德兵衛印
 人印 人印

但村方質入値段壹反ニ付、

金拾両ツツ之積

此金百拾両三分ト永五拾文

石盛壹反ニ付川邊村・柄井村共壹石武斗

此高式石四斗

但村方質入値段壹反ニ付、

金四両ツツ之積

源右衛門印

徳兵衛印

同人印

源右衛門印

九兵衛印

同人印

九兵衛印

同人印

同人印

但村方質入値段壹反ニ付、

金拾両ツツ之積

此金百九拾九両壹分ト永百四拾九文九分壹厘

中田壹町壹反式戸廿四步 石盛壹反ニ付川邊村・柄井村共壹石武斗

此高拾四石六斗六升三合八勺八才

此高四拾壹石壹斗九升五合壹勺八才
此金三百廿両ト永百九拾九文九分壹厘

右は其御宿方相続方御主法金之内、書面之通質地差入
致借用候處実正也、尤右田地何方えも質物書入等ニい
たし候儀無之候、返済之儀は前書之通元金五ヶ年ニ割
合返済之積、其年ニ残元金ニ応利金相添、毎年十一月

廿日限無相違急度可致返済候、右は格別之御主法金之
儀ニ付、水旱損其外仮令内外如何様之変事可有之共、
日限返済は勿論、期月内ニ候共若元金御入用之節は、
何時成共其節迄之利金相添、聊無遲滯返済可致候、万
一相滯候ハハ、御支配御役所え被申上、御同済之趣を
以御支配ニテ御取立方、御吟味有之儀ニ付、兼て其段

相心得可罷在旨承知仕候、然上は右借用年限中、此質地証文御取用被下、返済皆済之節年々之御請取手形と御引替可被下候、依之御主法金借用質地証文如件

天保四巳年十二月

大嶋兵庫知行所

美濃国加茂郡柄井村

源右衛門印

東海道

坂下宿

利代兵衛印
百姓寄三郎印

太屋兵衛印

同徳兵衛印

庄野宿

吉印
友右衛門印

大嶋兵庫知行所

質地主村

彦兵衛印

前書之通相違無之候、右は相続筋格別之手當金之儀ニ付、返済方万一差滯候節は、信楽御役所ニおいて御取立方御吟味有之儀ニハ候得共、其上ニも相滯候ハハ於

役場、繰替相渡可申候、為其奥印如此候以上

大嶋兵庫内
大嶋友之丞印

彦才三郎印
彦甚三郎印
彦八兵衛印

彦甚左衛門印
彦右衛門印

同国同郡柄井村

百姓代友三郎印

三〇八 村方諸入用帳

○川辺西小学校所蔵

(解説) 天保八年(一八三七)から一年間の下川辺村諸入用帳である。役所用の費用、接待費、公共家屋や道路の修繕から、謝礼・旅費・舟賃・人夫賃・消耗品など、村方の必要経費を明細に記録したものである。

(表紙)

天保八年

庄屋

喜右衛門控

酉七月より
戌七月迄 村方諸入用帳

當番
治郎作

久七

弥助

平三郎
長次郎

申酉 子丑 辰巳

平八

酉戌

治郎作

丑寅

治郎作

巳午

治郎作

賢吾

半右衛門

平三郎
長次郎

未申

傅右衛門

戌亥

七郎兵衛

六村政

寅卯 善藏 亥子 貢
午未 弥右衛門 卯辰 源兵衛
与次右衛門 喜兵衛
半兵衛 又右衛門

一百四拾壱メ三百八拾四文

是は村方より庄屋え可差出分

内
酉春かり入
金五両弐分壱朱

笠松御用糸貸渡し、質地金
郡中より

受取尤五年済、元弐割利壱
割弐分ツツ五ヶ年出金之事

酉九月
金五両弐分壱朱

高山御郡代様より御貸下置
候拝借金、郡中一同割賦か

り入、右ハ来ル戌年十月迄

小以メ拾壱両弐朱也

此錢七拾五メ六百四拾八文

錢六拾五貫七百三拾六文

右ハ村方より庄屋へ取立可申分
一金三分弐朱ト三百五十七文
一八月三日

右ハ虫干入用

此訛別受取通ニあり

一錢式貫文

白米五升

飯米

白米三升

酢し米

白米式升

茶附米

メ壹斗代

式メ文

右入用

一壹メ百拾八文

取かへ

百五十文

百文

浅くさのり

百文

六十四文

百文

とうふ代取かへ

百文

どじやう代取かへ

百文

こんにやく

百文

なすいろいろ

百文

午房代

百文

右虫干之節入用代取かへ

百文

一錢九百三拾六文

うどん粉壹貫五百め

藤左衛門

一五百文

たまり式升

武百廿四文

薪四ツ六束

式百文

芝三束

七十式文

右入用

一式メ九百九拾式文

此訛

壹メ文

中さば廿

六百六十四文

大八本

三百文

西瓜式ツ

百五十文

とうかん壹ツ

六百文

白みそ

百廿四文

いな十五

右宗門印判之節入用

としよう五

一式メ九百九拾七文

右宗門印判之節入用

白米五升

飯米

同 三升

酢米

メ八升也

右宗門印判之節入用

右宗門印判之節入用

一錢九百三拾六文

うどん粉壹貫五百め

代壱又六百文

外文

玉子十ヲ

百五十文

長いも

百五十文

しいたけ

四十五文

半平婦

武百文

松竹

百文

こんにやく

五十弐文

あげ

百六十四文

とうふ代

四十八文

午房(勞)

廿四文

にんじん代

百文

さとう代

七十弐文

やきふ

百文

みりん酒

九百三拾六文

藤左衛門方払

五百文

うどん粉壱又五百め

五百文

取かへ

たまり弐升

武百廿四文

松四ツ六束

武百文

芝三束

七十弐文

同三朱

うぬま
善五郎

一金弐分武朱ト錢四百文

手間料遣ス、四日分水夫
八月九日

此訛

壹分

秋山様

壹分弐朱

堀津様

壹分壹朱

青山様

壹朱

忠八殿

錢弐百文

源助

錢弐百文

下女

錢弐百文

同断

右ハ行倒女御見分御礼、字宮根多七山岸之節御

入用、右藤左衛門殿渡し上ヶ札

一同式朱

甚助ヘ遣ス

九月一日

右一件之節心附

金弐分弐朱

取かへ

右同断

字寄末又右衛門烟岸行倒越中之者之由、御礼如

此右藤左衛門殿ヘ渡ス

同
一金武朱

甚助へ

九月十九日

右同断心附遣ス
ハチャ
勘三郎へ払

一三朱

取かへ

此訛

ハチヤ柿上十五壹朱

なし柿 武朱

右ハ御検見之節、御茶場並御多免之節、御休所

入用如此

一九月廿日
一金壹朱也

取かへ

甚助へ渡ス、浪人とらせ錢遣ス

十月廿日
一金壹兩武朱也

五郎八・助右衛門へ渡ス

右ハ甚助居家立替ニ付、家入以ふきかべ迄一色請
取如此、藤左衛門・与左衛門立会相談之上、如此

取斗遣ス

一九月改
銀武百五拾三匁六分壹厘

申御廻米御糲共江戸納入用、並欠石共不足如此出

金

一銀九匁五分

未江戸浅草御蔵前米御出張所入用割
九月廿九日割之分
一金武兩三分ト銀九合三厘 取かへ

当酉より来ル卯迄七ヶ年定免願入用割
ハチャ
勘三郎へ払

取かへ

同
一金武兩三分武朱ト銀三匁六分武厘四毛 取かへ

右ハ申御廻米之内、畠方引並日延願安□願、其外
□願、其外惣代治郎右衛門・徳十郎江戸行入用、
御礼割共不足如此

同
一銀五百武拾三匁八分四厘 取かへ

右ハ酉御検見郡中諸入用御礼、割引石高壹石ニ付

銀六匁武分ツツ、尤御引石高ニ如此之

一銀拾八匁四分壹厘

荒地取下御改ニ付為入用御礼割 取かへ

一銀四拾九匁壹分八厘 取かへ

申太備米代納不足、尤三分一年延三分武、代百七
拾六匁六分八厘、内金武兩武朱内納引残り如此、
相場三拾五石ニ付金百九拾九兩武分ニかへ之上納

一銀武百拾武匁五分七厘 取かへ

酉太備米七斗七升五合 取かへ

申三分一日延米武斗五升八合四勺

メ壹石三升三合四勺

三拾五石ニ付代金百武拾兩かへ

上納致ス也

一銀武拾壹メ七百三拾三文

上賢吾

錢六貫九百三文

川合船六艘余、新六払

同五百文

同所船酒手払

米百三十七俵此石五十四石八斗

無勒寺問屋

金壹兩武朱ト五十九文

運賃米代

此米六斗五升七合六勺

桑名仲入用、船代

武百武拾七文

仲仕御用ちん

五百七拾文

あんぬき壹俵切米五升代

壹メ武百文

宿払、みよしや

百文

横越定式

九日分、十月廿五日
より十二月三日迄上

乗給

小以メ金壹兩武分三朱壹日四匁ツツ改

錢拾貫武百五十七文

西十一月此替錢廿壹メ七百三十三文
金壹分ト永百拾壹文四分

右ハ西十二月笠松定式人馬賃之割、高百石ニ付永
七拾武文七分掛り也

一銀拾武文六分

右納人ちん払

一同永七拾五文六分

西年こも僧留場割出金之分

一銀四拾四貫百拾四文

西十二月郡中割当り出金之事

一銀武拾五匁五分五厘

右ハ太田助郷入用割十二月廿五日切、三升屋へ出

金之事、行司廻文来ル如此出金渡ス

一銀武拾四兩壹分三朱ト

取かへ上納致ス

銀武匁九分七厘

右は未川々御普請未御物成米之内、如此米三拾石
置米ニ相成、内米武石武斗八合下り米ニ相成候、
引残て武拾七石七斗九升武合壳払米、上納辻間損
如此ニ御座候、い才ハ未定米帳届ニ仕訳、壳払等
時々相場附等くわしく印置物也

一金壱両壹分ト銀五分四厘

右は未置米両三斗壹升六合六勺かへ、兼山町廻米

平均相場如此被仰付、依之御歎願仕漸右値段ニ式

割半安相場ニ願済相成、両三斗九升五合八勺式

才かヘニ被仰付、右ニ付高山表ヘ惣代として石神

村徳十郎・又同村治郎右衛門両度願ニ参り、右入

用割並御礼割如此出金致ス

西八月三日より六日迄
銀拾貳匁

上古井くろ萩
柳助

周藏

大洞留池道直し並溝堀上ヶ八人、外道直し

一同
一錢壹メ六百文

下用八人分石高ニ付、壹日壱人貳百文之割如此

一同
五百三拾貳文

酒壱升四百文代

さばえ百三十貳文

壹日壱人度八文ツツ積り
一金壱両也

使
李左衛門渡ス

太田小松屋伝馬宿払定式

使
李左衛門渡ス

一同
銀拾壹匁四分

右は尾州御侍目附ヲ以、助郷一同庄屋・年寄・定

伺入白判取りニ付、両度参り候節小松屋支度払之

十一月十三日
事

太田渡り両村方より定式払

一金三分也

免割入用定式

一金貳分也

庄屋場原美紙定式

一錢三百七拾貳文

炭壱俵代右積り定式

一錢三百文

浪人とせ錢定式

一銀拾壹匁

蠟燭壱箱定式

一錢五百文

中札書ちん

一同五百文

竹札代

一錢壹メ文

筵貳束代

太田船人
仁平へ相渡ス

一銀五匁

仙過通紙壹状

一三百四拾八文

箕式捷代定式

一三百文

津嶋御師宿払定式

庄七へ払

式 壱朱
式 壱朱

堀様
森様

一銀六匁

津嶋御師宿払定式

百 文

式百文
式百文

忠八殿
清助殿

一銀六匁

津嶋天王様燈明油代神主へ渡ス

神主へ

右御陣屋歳末年寄藤左衛門殿え渡ス

一金式分也

一銀六匁

右はあつた屋燈明油代

神主へ

右ハ郡中頼母子金五両借用有之、右利足壹割出金
如此、元金ハ居り之引続キ借用ニ相成候事

一金百疋

神主へ雨乞二夜三日兩度、並鎌留雨乞數度御祈祷

一金式兩壹分也

一金百疋

料遣ス
神主へ雨乞二夜三日兩度、並鎌留雨乞數度御祈祷

一金式兩壹分也

一金式朱

溜池せんぬきちん料九藏へ渡ス

江戸御廻米納入用

一壱メ文

右積り如此

一錢四百四拾文

申御膳糲御廻糲三拾俵三重かわ代
右ハ甚三郎潰し候故、村方五年済賦済返金之分、

一金壱分五百文

西年分如此村方え差出ス

御陣屋御年暮定式
此訛

親玉様

一 金四兩壹分ト銀弐匁七分五厘
一 七百七拾弐文

矢嶋通メ高

忠二郎通メ高

柳助通メ高

瓢屋通メ高

御郡代來村之節、扇子台共村役人獻上物
一両三三干枚板六百枚至て値段高値ニ候
一銀拾弐匁

人足李左衛門人足

一 弐貫四百六拾九文
一 拾四メ三百拾壹文
一 錢七百四拾八文

申十二月分取替

帳落物酉七月諸入用帳え出し可申候処、帳落ニ相

成如此、此所え出ス

一 銀弐拾壹匁五厘

材木や久吉方通メ高尤甚内普請木代共

同断
久吉払

一 錢三百文
右ハ座頭宿三人分泊り宿料払

一 金壹分ト弐百文

酉宗門帳並五人組帳書貯、尤七月帳メ内え可入分

帳落ニ相成此所へ出ス

一 銀六匁三分

宗門帳・五人組帳紙代定式、尤七月帳メ内え可入

分帳落ニ相成此所へ出ス

一 銀壹匁五分

取かヘ

上川邊材木屋源右衛門払、桧千枚板六百枚、此弐
束太田小松屋馬屋屋根八月十四日大風ニ付挽候、
依之入用持セ遣し候
一十二月十三日津出し米百七拾俵酉御廻米或番船下り
一錢弐拾四メ七百五拾弐文

此訣

五百文

船頭ヘ酒代

八メ八十文

川合船七艘新六払

壹両壹分弐朱

八斗壹升六合無鞶寺運貯米、

内弐百五十文ぬり

兩三六斗壹升かヘ

壹分ト弐百八十文

桑名みよし屋払、こも代中仕

銀四拾四匁

十一日分、上乗傳右衛門日雇

百文

横越

メ金壹両弐分弐朱

此錢拾壹メ四十八文

銀四拾四匁

此錢四メ九百八拾四文

一酉十月十七日

錢八百九百六十四文

此皆廿五四文

内式百五十文

無勒寺釣り引

一錢式拾五四百五拾壹文

下用メ高

式百七拾三人半

外取かへ物共

一百四拾三九百八拾五文

伝馬賃錢メ高

一三拾八五百七拾式文

小取替メ高

一合金四拾五兩式分式朱

此錢三百拾メ武百四拾八文

一合銀壹百九拾五匁七分式厘

此錢百三拾五五百拾四文

一合永百九拾九文六分

此錢壹三百五拾五文

一合錢三百三拾八八百四拾八文

四口皆錢七百八拾五九百六拾九文

外二六拾五七百三拾六文 前所不足

内合八百五拾壹七百九文

百四貫百八拾六文

百四百八拾六文

式三百六文

式六百八拾四文

四拾四四百四拾九文

四百式拾五八拾四文

六百八拾式九百拾壹文

百六拾八七百九拾四文

是ハ村方より庄屋へ取立分

酉十二月廿八日
内金拾式兩式分

同内金拾式兩式分

小以メ武拾五兩也

此錢百七拾メ文

差引て
錢壹メ式百式文過

是ハ庄屋より村方え差出候分

藤左衛門印
与次右衛門印
弥助印
傳右衛門印

神山

二山

宗門

見取

家林

大夫錢

同三メ三百廿文 無勒寺ちん舟代

此金壱分三朱ト貯百六十文

賃米式斗六升六合貳勺
兩二五斗六升かへ

錢五百八拾四文

桑名仲仕入用

同七拾五文

同壱メ七百四十八文

但壱俵ニ付壱匁六分ツツ
こも代

一金壱分三朱

一成正月廿八日

糲拾五石五斗

米式石壹斗四升四合貳勺

右御糲・御廻米江戸納入用

右積り差出し候分

但壱石ニ付壱匁貳式分当テ

一金壱両ト永貳百拾三文九分七厘壹毛 喜右衛門納メ

内永八分包分銀

右ハ去酉御年貢金、御役所え上納如此御切手有之

候事

一成正月廿七日付
金壱分也

屋根屋
増藏払

右ハ神明様御堂建替、屋根屋升藏ヘ金壱両壹分替
渡し、内金壱両神明様去八月十四日大風ニテ、風

平三郎印
久次郎印
七郎印
長次郎印
作印
印

此拵

西十二月
一成正月十日
一錢貳百文

太田伝馬宿年玉

一銀壱匁五分

御陣屋御年頭扇子村役人入用

一同四匁五分

扇子三箱、半紙壹束、太田御番所年玉
正月十六日
一金壱朱

甚内はし渡ス

浪人とらせ錢へ

茂平殿頼遣し入用

糲三十三俵米拾四俵

此訛

錢貳百拾文

川合船運貳式艘
同所付入ル

御船頭へ酒代

同百廿文
同貳百文

折松木拾本大小ニテ御座候、右二口ニ割壹口代金
武分つゝ、弥助壹口ハ多七右兩人ヘ、村役人其外
立会入札ニテ如此取斗、右不足金前書壹分村方雇
抱_二相成、如此ニ御座候以上

一同七百廿六文
うとん粉八升

右入用

一同武百文

水夫壹人

平藏

一錢三貫九拾文

うぬま
直吉払

右は宗門印判之節入用メ高直吉払如此

一同武百文

宗門帳並五人組帳書賃定式

一錢六百七拾七文

取かへ

一銀五匁四分

宗門帳、五人組帳紙代定式

たまり壹升五合 壱匁五分

甚内はしへ

す五合代九十文

一銀武百文

浪人とらセ錢渡ス

薪凡積り代百文

一錢百文

玉子八ツ代六十四文

関吉田新長谷寺住持奉加差出

七とうからん其外

浅草のり武枚代四十八文

六月朔日
修復之由

白みそ代百文

一錢武百文

みりん代百文

尾州国府宮神主役人御賽前ニテ永代

小以メ六百七十七文右之節入用

御神米村中安全御穀成就、尾州様御免勤地ニテ如

此取斗、尤近村ハ皆々百疋より武疋ツツ候得共、

同 武升酢し米

当村ハ本願寺勝手ニテ奉加相断、以来共御祓ニお
よび不申段断置、右ニテ相済申置候事

右之節入用百文ニ七合かへ

一銀三百三拾五匁壹分武厘

両御巡見様入用割、高百石ニ付銀六拾六匁八分五厘掛り、郡中一同如此、尤人馬等無之村々ハ、右之外ニ入用高百石ニ付八匁ツツ、多ク候事ニ御座候以上、右割元振割払帳ニくわし留あり

外銀三拾九匁壹分五厘是ハ帳尻ニて引可申分

右ハ郡中より柄井・下川邊・上川邊・鹿塙・石神五ヶ村へ中之番入用石無升として、郡中より申受候、割合如此當り申候金三両申受、高百石ニ付銀七匁八分壹厘ツツ當り、本文訳帳尻ニて引可申候分、此所へ一寸印置申候、後年ニ至り見合ニも可相成事ニ候得は如此印置

一金壹両ト錢四拾文

御巡見様中之番諸入用割当村出金之分、右割合は年寄藤左衛門殿不參候事、庄屋太兵衛殿へ遣ス

一錢三拾五貫九百九拾三文

七月 戊七月郡中割

一金壹分ト錢五百文 御陣屋中元定式

此訣

武朱

壱朱

親玉様 堀様

壱朱 森 様

貳百文 忠八殿

三百文 下男下女三人え

一壱メ文 素麵代

一金壹分也 当夏引渡し之節壱メ五百め
六月十三日

津嶋様御初穂定式
代参三四郎え渡ス

一金壹分也 同

同壱朱也

三四郎え渡ス

一金壹分也 代参料
一戌七月分

右御郡代様御逗留ニ付

御用人井上源兵衛様

御侍 林 政 吉 様

御仲間 弥 七 様

同 斷 藤 吉 様

右御方様方へ中元御祝儀入用
一四月六日分

一金壹分貳朱也

御巡見様御通行村方人馬相当り、中之番へ継立ニ

罷越候故相談上、御日待入用神主主膳殿當番此代、

主膳・藤左衛門・与次右衛門・平三郎・治郎作・

久七・弥助・長二郎・作右衛門

定使多助・九藏

一金壱朱

神主渡邊主膳殿御日待御礼如此

一金四両壱分

此錢式拾八メ九百文

一銀三百四拾六匁五分式厘

此錢三拾九メ武百六拾九文

一永武百拾三文九分七厘壹毛

此錢壱メ四百五拾三文

一錢五拾三メ八百七拾三文

四口皆錢百武拾三メ五百三文

内壱メ武百式文

金五両壱分三朱ト

九拾四文

此錢三拾七メ七拾文

銀三拾九匁壱分五厘

り見
御巡見様之節、郡中よ

借用申金子之事

一金三拾五両也

右は今般中保村外六ヶ村より、下川邊附村々掛り候一

此錢四メ四百三拾六文

舞入前書ニ委細有之

百四貫百九拾三文

戌七月より

小以メ百四拾六メ九百九文

武拾三メ四百六文

是は庄屋より地下方へ

可差出候以上

戌七月十日

新帳へ出ス

三〇九 金子借用証文

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説)

天保九年（一八三八）の借用証文である。借用金について紛争があり、代官所の取り調べを受けたが、当面一部を返済し、残金も今月中に完済するというもの。その原因が明らかでないが、村対村の紛争と推定される。

件、割元官兵衛宛差入組、高山御役所え双方被召出、御吟味中之処、郷宿之挨拶を以熟談御願済ニ付、右趣意として金五拾両差出し可申候処、只今不持合漸々拾五両持合差出し、残金前書之通り慥ニ借用いたし候処、

実

正

ニ

御

座

候

、返

済

之

儀

ハ

拙

者

共

帰

村

之上

、当

戌

八

月

五

日

廿

日

迄

ニ

此

証

文

引

替

返

済

可

申

候

、依

借

用

証

文

如

件

天保九年戌八月五日

下川邊村かり主

割

元

官

兵

衛

印

木野村惣代茂平印

中保村

外六ヶ村衆中

三一〇 村方諸入用帳

○川辺西小学校所蔵

(解説) 天保一二年(一八四一)から一年間の下川辺村諸入用帳である。諸役人来村のさいの接待費から、役所へ

の上納金、そして神社関係の費用まで。そのほか、旅費・年貢米舟賃・借用金の返済など、また諸雜費も明細に記録した入用帳である。

(表紙)

天保十二年

寅七月より
村方諸入用帳

當

番

次郎作・久七郎・弥助

平三郎・長次郎

庄屋喜右衛門控

L

戌亥	申酉	酉戌	次郎作
寅卯	子丑	近右衛門	丑寅
午未	辰巳	半右衛門	巳午
卯辰	午未	七右衛門	平三郎
寅卯	未申	賢吾	弥助
午未	未申		久七郎
卯辰	亥子		次郎作
寅卯	未申		平三郎
午未	未申		長四郎
卯辰	亥子		助
寅卯	未申		源兵衛
午未	未申		貢
卯辰	亥子		傳右衛門
寅卯	未申		源兵衛
午未	未申		貢

半兵衛

喜兵衛

又右衛門

堤方戸津様・原田様御泊り入用買物代
しいたけ代

七拾武文
拾四文

氷こんにやく代

十六文

ゆば代

十六文

青こんぶ代

廿四文

玉子七ツ代

百文

ヤキふ代

十五文

ふさう一本代

十八文

こんにやく代

廿四文

わらびのこ式合代

四十八文

さば式本代

百六十四文

右堤方御泊り之節入用、買物定使多助へ渡ス

五百五拾六文

中之番ニテ太治右衛門使多

助へ払

右は堤方戸津様・原田様御泊り入用買物代

とうふ式丁代
こんにやく代

四十八文
廿四文

右ハ去年牧野芝居之節、村花半右衛門頼遣し同
人取かへ来、昨年帳落ニ付此所え出ス

百文
四十八文

わらひのこ代

四十八文

中之番太治右衛門方使多助

払

一錢式拾四メ武拾三文

是ハ庄屋より村方え可差出分如此
此払

一式百文 伝馬宿小松屋へ

丑正月年頭年玉長兵衛ニ相渡ス

中之番村桶工

一錢六百文

右ハ太田小松屋伝馬

馬喰ふね三ツ代、但ふね三ツ也式百文ツツ

中之番
太治右衛門払

一銀七匁式分

右馬屋やね板六百枚代、丑四月入用ニ付取かへ

之分

喜右衛門取かへ
一 同 七匁式分

右同断六百枚、右ハ喜右衛門買置候板、太田不

足ニ付ふき師助左衛門へ遣し候

一金式朱
丑七月十四日払

半右衛門取かへ来ル

右ハ去年牧野芝居之節、村花半右衛門頼遣し同
人取かへ来、昨年帳落ニ付此所え出ス
一錢五百七文

玉子七ツ代

さば式本代

やきふ代

あさくさのり代

一錢八日
一錢壱百四拾八文

此訛

玉子十代

しいたけ代

青こんふ代

白みそ代

こんにやく代

丸ふ四ツ代

長いも代一本

くずのこ代

あゆ七ツ代

右ハ御普請役関谷官藏様・堤方戸津助太夫様御

泊り入用、買物人足定助へ拵渡ス

一錢十日
一錢拾式文

右ハ石津郡百八重内萱野村専念寺御堂建立奉加

取かへ

百文

式百六拾四文

十六文

四十八文

太田長崎屋
曾平方拵

大内平方拵

百三十四文

百文

三拾式文

百文

六十文

五十文

百文

四十文

五百文

百文

十五文

五百文

百文

四十文

十五文

右ハ石津郡百八重内萱野村専念寺御堂建立奉加

当丑十二月笠松御用会所臨時入用割

一錢元永七百八十五文四分

同 永百七拾六文七分

取かへ

一錢式百文

兼山船頭へ拵

八月十二日

右ハ兼山渡船作り候ニ付奉加船代取かへ

九月廿九日

此惣代徳右衛門殿へ

合候間、鹿塩村惣代徳右衛門へ御差出し可被成

候、右之通り廻文参り候故、如此遣し申候以上

十一月十五日

此惣代徳右衛門殿へ

右ハ当丑初納金御年貢之内上納被仰付候間、如

此惣代徳右衛門殿へ頼遣し上納致ス

十二月八日渡ス

一永九百七拾三文五分四厘取かへ

此惣代徳右衛門殿へ

右ハ去子笠松御役所御備金、新郡中え金四拾七

兩被仰付候ニ付、去子より五ヶ年済ニ奉願候處、

依之拝借五ヶ年済之分、当丑上納之分如此、丑

十二月十日上納之事、惣代徳右衛門殿へ相渡ス

此惣代徳右衛門殿へ

高百石ニ付永五拾五文式分掛り、惣代徳右衛門

殿へ渡ス

一同 金式分永七分

金式分永四拾九文四分

右ハ去亥年平岡対馬守知行所、並村瀬長門守知
行所国役普請金五ヶ年賦、去子年丑両年分高掛
ケ、書面之通り候間、来ル十五日迄ニ可相納候、
此廻状刻附を以村順能相廻し、留村え可相返も

の也

丑十二月朔日

笠松
御役所

右村々役人

右之通り御触有之候ニ付、十二月七日惣代徳右

衛門殿え御頼申相渡ス

同 永百拾三文四分取かへ

十二月七日如此

寅こも僧留場料、並奉加共西惣代源六殿・又左

衛門殿より申來候間相渡ス

金五両也

右ハ当丑御年貢米江戸御廻米納入用金、御役所

一銀式拾五匁壹分
丑十一月
え上納如此、惣代徳右衛門殿え相渡ス

右ハ亥七月分當丑極月迄、太田宿行司宿方諸入
用不足出銀如此、太田三升屋宇兵衛方へ相渡ス、
丑十二月十八日遣し候分

御廻米式百式拾俵初下り
十一月十三日津より廿三日帰村
金三両三分壹朱ト錢八百壹文

此訛

錢拾式貫五百文

川合船拾艘
但壹艘壹メ武五十文ツツ
川合船方差配人藤助ヘ相払

銀六拾五匁三分八厘

笠松酒屋

金三分壹朱ト

貢米九斗武治払

錢三百四拾三文

桑名辰巳屋払

此訛

三百六十三文

こも代
仲仕入用

三メ八百六十一文

七百文
□り四ツ

銀七匁六分五厘

壹斗四合五勺メ引米代
小以メ如此

金壹朱

御出役様入用柄井村わり合
御同人様御家來同断

錢百文

錢四拾六文 米番賃辰巳や払

小以メ替金三両三分 壱朱ト錢八百壹文
十一月十三日より廿三日迄

一銀五拾五匁

右上乗
与次右衛門払

上乗日數十三日分手間代、賃銀之儀、是迄壹朱
ツツ之處、桑名行人無之ニ付相談仕、立会村役
人一同調之上如此取斗申候事

一錢百文

桑名積越入用
定式払

一銀九拾七匁弐分五厘

下川邊村出金

右ハ当丑七月より十二月迄、笠松ニテ惣代入用、
並御陣屋御歳末御年玉入用割、惣代徳右衛門殿
え相渡ス

但高百石ニ付銀拾九匁四分掛り

一十二月十二日
一銀拾七匁六分五厘

丑十二月十三日組合七ヶ村割惣代、鹿塩村惣代

徳右衛門殿え渡ス
十一月十七日

一永壹メ八拾四文

丑十二月笠松御役所小役割上納、惣代徳右衛門

殿え渡ス

同銀七匁三分四厘
此訛

三匁壹分

御廻米納入用不足之割
鵜沼宿ニテ村役人入用割合

武匁
武匁弐分四厘

右惣代割之節、柄井村嘉吉殿え渡ス
丑十二月十三日

一錢百三拾弐文

取かへ

是ハ組合割之節、惣代徳右

衛門殿え配荷壹枚、鹿塩村
ニテとりかへの品として、
村方みやけニ遣ス

一銀九拾匁七分八厘

此訛

元銀六拾六匁七分五厘、利銀四匁三厘

右は去ル西年笠松御膳糀代押借、三嶋屋武助行
不返済、先三年月返済如此取かへ

一金壹両弐分弐朱ト銀弐匁五分

右ハ郡中頼母元金五両借用之内、三ヶ年済去子
より丑寅如此、二年目之分返済

一 銀拾九匁武分五厘

右武分式厘之利足、尤年壹割也如此出金致ス

一 錢壹ノ百文
蓮式束郷藏入用定式

一 金壹兩也

使仁三郎へ相渡ス

一 錢五百四拾八文

太田小松屋伝馬人足宿料定式遣ス

一 錢五百四拾八文
箕式捷郷藏入用代、右同断取かへ

一 錢五百文

太田渡り船賃定式取かへ

一 金三分也

免割入用定式、尤近來穀高ニ付まし入ル

一 同式分也

庄屋所年内原墨紙代定式

一 錢五百四拾八文

庄屋場勘定之節、炭壹俵代定式

一 錢三百文

浪人とらセ錢定式

一 銀拾壹匁

蠟燭壹箱代大積り定式

一 錢五百文

御廻米竹札代定式

一 錢五百文

中札書賃定式

一 錢壹ノ百文

右ハ溜池セン打ちん
津嶋様御立府油代

一 錢三百文
喜七払

一 錢三百文
御師宿代定式尻抱

一 錢三百文
御師宿代定式庄七ヘ払

一 錢三百文
御年貢米通紙代定式、尤至て紙高値ニ付如此取
かヘ払

一 錢三百文
津嶋様御立府油代

一 錢三百文
喜七払

一 錢三百文
御師宿代定式尻抱

一 錢三百文
御師宿代定式庄七ヘ払

此俵廿八俵

右三重かわ代定式

十二月
一金壹分ト永武百四拾六文三分

笠松堤方定式人馬賃丑納

一永六百拾六文八分

丑御年貢金笠松御役所より上納分、惣代徳右衛門

門殿え遣ス

一銀九匁武分五厘

此訛

三匁七分五厘

御扇子台共丑正月、当代御陣屋村役人年玉帳落如此

五匁五分
丑十月飛驒御郡代様御泊り

之節、村役人より扇子上ヶ如此

一銀五匁六分

此訛

扇三本代

半紙壹帖代

壹匁五分

四匁壹分

太田御番所入用、丑春之分取かへ分前帳落、此

所え出ス

一 錢武百四拾八文

此訛

武百文太田小松屋年玉、並伝馬武拾八メ帳紙代

帳落、如此丑年之分

一 錢壹メ六百廿八文

内

武升代武百文

取かへ払

壹升代百文

半兵衛

武升六合武百六十文

治郎作

壹升六合百六十文

廣林寺

五升三合五百三十文

傳右衛門

武升七合武百七十文

又右衛門

壹升百文

久助

小以メ壹メ六百廿八文

子川船數不足買足代

一丑
三百三十武文

久吉

奉加人、宿武人分取かへ払

右夫錢帳出払

十二月廿一日
一金武兩武分三匁壹分

笠松木屋下用メ高

同
七匁壹分三厘

組合追割

同
一百三拾弐文

惣代へ年暮

(力)
配腐壱枚

一 錢百六拾壱文

七右衛門通メ高

一 錢弐メ八百三拾文

平右衛門通メ高

一 金弐両三分三朱

越中屋弥助

錢七拾三文

通メ高

一 金弐両壹分壱朱ト

錢四百文

瓢屋通メ高

一 金弐朱錢三百文

御陣内御歳末

此訛

武朱秋山様

三百文下男女え

一 五拾六貫六百文

小取替メ高

一 錢壹メ拾五文

同断帳落物

一 九拾三貫八百八拾三文

伝馬賃錢メ高

一 拾五貫八百七拾三文
月廿八日より三月朔日迄払

村方下用メ高

一 銀九匁

与次右衛門

笠松行三日掛り御用

御宗門之節分出

一 金三兩也

右ハ地藏堂瓦入用不足、尤去ル酉年取替置候処、

追々年柄あしき故、見合候ニ付元利多分ニ候間、

村方相談立会之旨如此

メ金式拾五両式分壱朱

此錢百六拾八貫七百拾弐文

メ銀三百八拾七匁式分六厘

此錢四拾弐メ五百九拾五文

メ永三貫三百六拾文八分四厘

此錢式拾弐貫百七拾八文

四口
皆錢

メ四百拾六貫五百八拾文

内

一 武拾四貫式拾三文 前書過錢

百四貫百八拾八文 神山

一 武貫百六拾文 宗門

一 壱貫九百式拾四文 見取

三拾貫九百四拾八文 家林

三百四拾七貫三百拾七文 大夫錢

小以
メ五百拾貫五百六拾八文

差引て

九拾三貫九百八拾四文

金壱朱宿へ
小以
銀三拾七匁七分五厘

外二

壹分ト三拾武文

割木置場貢

此錢壱メ六百八十文

孫右衛門持參

太田小松屋年玉
同
一錢六十文

一寅正月五日より六七日迄
銀九匁

喜右衛門

伝馬帳紙三十枚
正月十一日
一銀五匁四分

使
笠松御年貢掛け
多助

此訣

三匁半紙一束

扇子三本代武匁四分

一銀壱朱ト武百四拾四文 喜右衛門取かへ
右ハ御年頭之節、川船並返り之節組合割合入用

一銀三拾七匁七分五厘

御年玉

御扇子

枝柿

十五入代銀拾匁内壱匁箱代
ハチヤ助三郎払

元メ三人十二入三箱代銀武拾壱匁六分

同断

外箱代武匁四分

同断

此訣

丑御年貢太餅米買納代、御役所え上納之分、惣
代鹿塙村徳右衛門殿え相渡ス
一月廿二日
一錢三メ七百六文
関の大屋
幸八方払、使定助

三百五拾文
百三十武文
百五十文
七十武文
百文
三十武文
三十武文
百文
四十八文
武百五十文
百文
武百文
七十武文
三百六十四文
武百五十文
武百文
武百文
三百文
四十八文
武百五十文

名口壱本
いか三ツ
白みそ代
長芋
連こん代
うどん粉
人じん五本
しいたけ
漬うり式ツ
かつふし式ツ
浅くさのり
午房式わ
とうふ三丁
たまり三升
すみ半俵
あふら代
赤みそ代
薪代
だいこん漬
さけ半分

三十式文
百五十文
武百五十文
小以メニメ七百六文
右ハ御廻米両御糲御見分御泊り之節、御出役三科安平
様並御家来、其外惣代組合庄屋衆村役人一同、入用買
物メ高取かヘ如此
同物一壱メ武百武拾文

上白米壱斗式升
但百文ニ付九合かヘ

右御出役様惣代庄屋衆村役人定使、其外水夫入用白米

代如此

一六拾文

かふぞ五足代取かヘ御出
役、御家来惣代衆入用

一銀拾匁六分

蜂屋右村忠兵衛方ニテ、使

定

助上十ヲ中十ヲ

枝柿

右入用代取かヘ

一同
錢六百文

夜具上キヌ壱人前並座ふとん式ツ代三百文中、

拾人前右入用之節取かへ代三百文

同 武百文 定助

右買物人足関行賃
一 壱メ六百文

右水夫人足武人ツツ

多兵衛・定助・鉄藏・千助
一 同 金三朱 取かへ

内武朱うなき切壹枚安様へ、壹朱御家来え

右ハ御膳糲納り方六ヶ敷故、村役人相談之上内
入用取斗ひ

一二月十九日 銀武百匁武分六厘 通ニ受取あり

右ハ御廻米両御糲御廻村入用、並諸御泊り入用
割惣代、徳右衛門殿え渡ス

金壹両武朱村方ニ御泊り入用、組合より申受來
り、此帳尻ニて勘定之節引さり可申事

一錢武メ八百八拾八文 兼山行買物代取かへ
使定助

此訛

五百五十文

さば大四本四百文
小五本百五十文

武百文

かつふし

武百文

百文

七十武文

百文

百五十文

武百文

百三十武文

百三拾武文

三十武文

百文

四十八文

三十六文

三十武文

百廿四文

三十武文

百文

三十武文

武百文

しげたけ
半平婦代
長いも三本
午房壹わ
生ふ代
くずのこ代
みりん代
白みそ代
うど三わ
嶋さより五本
ふき少し
こんにやく代
くるみ代
くわい代
じゅさい代
やきふ代
三嶋のり代
浅くさのり代
粉からし代
酢し米武升

小以メ武メ八百八十八文

右ハ御宗門帳印判之節、買物入用メ高取かへ之分如此

一七拾弐文 定助

右買物人足壹人兼山行

一錢式貰五百五拾六文 取かへ

此訣

五百五十文 白米五升五合

九百三十六文 うんとん粉壹メ五百め代定

薪四ツ五束

百六十四文

芝式束代

三百六拾文

たまり二升代

百四十八文

すみ代

七十弐文

積こけ代

武百五十文

くわし代

小以メ武メ五百五十六文

右同断之節入用取かへ
一銀拾壹匁弐分 上川邊上乗平九郎殿へ渡ス

一銀七拾匁九分三厘
御膳糀御廻糀式拾七俵、笠松間屋民治方運賃払
一四月八日

右同断

六 村 政

右川合運賃桑名入用御糀掛り下り入用
此訣

金壹分弐朱

川合船式艘代

同式分ト三匁七厘

桑名入用メ高

同壹分弐朱

上川邊平九郎殿へ上乗札

同三朱

傳右衛門殿笠松迄□見送り

賃

小以メ金壹兩壹分三朱ト三匁七厘

此割糀廿七俵下川邊引

外銀七拾匁九分三厘

糀壹俵ニ引
銀式匁六分八厘内 糀七俵柄井村

掛け銀拾八匁三分九厘切り

四月八日九月十日迄
銀九匁三分掛け

喜右衛門

一銀拾壹匁弐分五厘

取かへ

一銀拾壹匁弐分五厘

村方丁ちん五張

此訣

壹張

庄屋え

三張

年寄え

百姓代え

同役式人え

六八七

右笠松ニテ買来ル

一四月十三日
一錢百四拾八文

取かヘ

右は明暦、見廻り料松月志城兩人え渡ス

御米百七拾七俵余下り入用

一金三両ト錢三百七拾四文 上乗 藤左衛門へ払

此訣

錢拾壹メ武百五拾文

川合船九艘

此金壱両弐分三朱ト百拾四文

笠松運賃民治払

銀六拾四匁九分九厘

辰巳屋払中せ入用共

錢四十八文

新田迄御迎人共入用

小以メ金三両ト錢三百七拾四文

藤左衛門御用済

銀五拾五匁

横掛定式

錢百文

右御米上乗入用払

一金壱分也

津嶋代参源六え渡ス

一 同壱朱

同人

同代参考定式

一金壱分ト

納人
藤左衛門

永四拾壹文九分七厘壹毛

右ハ先年御置碑御払代御貸附金拝借、去丑年より利金納之分如此上納仕笠松御役所え

一七月七日
一永壱メ三百三文四分

惣代鹿塙村徳右衛門殿え渡ス

右ハ当寅七月笠松御役所小役割、御上納之分如

此

一 同
一 錢四百文

同人断

去丑年夫食添錢右同断

一六月廿七日より七月二日帰村
一銀拾五匁

藤左衛門

丑年皆済御目録御割付、御引替御用並水難御貸

寅七月八日附金、拝借等之いろいろ御用笠松行五日分
一銀百拾五匁三分

惣代徳右衛門殿え渡ス

組合東西□□□□□下野迄

組合郡中割出銀之分

一 同
一 銀七匁五分

惣代徳右衛門殿え渡ス

当組合割当七月之分

一 同
一 銀拾七匁四分四厘

右同人え渡ス

御拝借金武拾兩願下し、惣代分御入用割

一 銀武匁九分武厘

同人え渡ス

組合たん子笠松ニおいて出来右入用割

一金五両壹分

七月八日
銀三匁

加治田配荷御頼西惣代え延引之節、入用代取か

此訛

金四両壹分より村方持金壹両、喜右衛門分帳尻

二て出金

金メ拾両三分三朱

此錢七十式メ百八十四文

銀メ六百拾八匁四分

此錢六拾八メ廿三文

永メ壹メ五百五拾五文九分七厘壹

此錢拾メ貳百六十七文

錢メ拾五貫九百拾八文

四口皆錢
内メ百六拾六貫四百文

九拾五貫六百六拾八文

金四両三分三朱ト銀三匁八厘
前書過錢
上米帳尻

此錢三拾貳メ九百廿五文

五拾貳メ百文七月割

金壹両

此錢六メ六百文、是ハ藤井講会ニ付喜右衛門

出金之事

一銀式拾三匁三分五厘

太田助郷割出金、寅七月分

六村政

六八九

銀四拾匁

此錢四メ四百文、是ハ堤方止宿ニ付、組合より出金之事

金壹両貳朱

此錢七メ四百廿四文、是ハ当春御糾改之節、組合より出金之事

小以メ百九拾九貫百廿壹文

差引て
二拾貳貫七百貳拾壹文

是ハ庄屋より村方え差出候事

寅七月十三日改

右之通り新帳え過錢分出ス

三一 金子借用証文

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説) 嘉永五年(一八五二)の借用証文である。村入用金として短期間借用したもので、村三役名の証文である。

借用申金子事

一金三両は

元金也

右は今般村方入用金ニ指詰り申ニ付、書面之金子慥ニ借用仕處実正也、然上は右金子返済之義は、當八月廿日切ニ世並之り足ヲ相加え、元利共急度御返済可仕候、為後日書入申一札之事

嘉永五年子七月七日

上川邊村かり主

百姓代
金右衛門印

平三郎
長次郎

下川邊村御用会所内

庄

喜

右衛門印

年兵寄三郎印
金屋藏印

下川邊村
木下喜右衛門殿

預り人
年寄會所内
次右衛門印

福王三郎兵衛様

下川邊

御役所

三一二 正金預り証文

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

三一

正金預り証文

(解説) 安政五年（一八五八）の預り証文である。下川邊役所付の村々の、金錢を預つたもので、入用のさいは何時でも返納するある。

正金預り証文之事

一金六拾五両三分式百四拾五文五分五厘

右は下川邊御陣屋附村々、御備貯錢書面之通奉預候処、
実正ニ御座候、尤御入用之節は、御差図次第上納可仕
候、為後証預り証文仍て如件
安政五年午五月

差入申一札之事

当十一月晦日金五拾兩也
但同十二月十日金五拾兩也

下川邊村御用会所内

庄

喜

右衛門印

年兵寄三郎印
金屋藏印

下川邊村
木下喜右衛門殿

預り人
年寄會所内
次右衛門印

福王三郎兵衛様

下川邊

御役所

三一三 金子借用返済証文

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

三一

金子借用返済証文

(解説) 慶應四年（一八六八）の返済証文である。多額の借用金返済について紛争が起こり、そのため新たに分割にて返済を確約した証文である。郡中総代として江戸出府のさいの諸費用と推定される。

来巳正月晦日金五拾両也

一 当春郡中惣代江戸表出府仕、帰国之節御立会之上傳
吉殿ニテ、金百五拾両也金子借用ニ罷成候処、約束
通返金ニ不相成、追々及延引候ニ付、当八月九日代
人源藏殿・源四郎殿を以嚴敷御催促御申入、一言之
申訳無御座候、然ル処此度一時弁金早速不行届ニ付、
御逗留之上御取立ニモ可相成思召之処、今般各々様
ニテ代人衆中へ御立入、江戸表へ出府人共より、元
証文添書差上申候ニ付、格別之御勘弁を以右前顕之
通、三度ニ元利共無相違返済可仕候、右約定申上候
上ハ、何様之義御座候共、各々え聊御苦勞掛り申間
敷候、為後日之証文連印差上申処仍て如件

慶応四辰年九月十一日

濃州加茂郡下川邊村

借用主

百姓代

右同

喜断

半断

右同

寄断

年

亀断

傳断

右同

右衛門印

三郎印

助印

右衛門印

三郎印

尾州木下内記様
坂井屋源藏様

庄屋与次右衛門印